

株式会社東京証券取引所との現物市場の統合及び日本証券クリアリング機構との清算
機関の統合等に伴う関連諸規則の一部改正等について（２）

目 次

	(ページ)
1 業務規程施行規則の一部改正新・旧規定対照表	1
2 有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置の一部改正新・旧規定対照表	48
3 取引参加者規程施行規則の一部改正新・旧規定対照表	51
4 取引参加者契約書（内国法人用）の一部改正新・旧規定対照表	59
5 取引参加者契約書（取引所取引許可業者以外の外国法人用）の一部改正新・旧規定対照表	60
6 取引参加者契約書（取引所取引許可業者用）の一部改正新・旧規定対照表	61
7 取引参加者料金等に関する規則の一部改正新・旧規定対照表	62
8 信託金代用有価証券に関する規則の一部改正新・旧規定対照表	77
9 取引参加者における注文管理体制に関する規則の一部改正新・旧規定対照表	82
10 取引資格取得の審査に関する規則の一部改正新・旧規定対照表	83
11 取引の信義則に関する規則の一部改正新・旧規定対照表	85
12 約諾書に基づく遅延損害金の率の一部改正新・旧規定対照表	90
13 J-NET市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託 契約準則等の特例の施行規則の一部改正新・旧規定対照表	91
14 取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部 改正新・旧規定対照表	106
15 呼値の制限値幅に関する規則等を廃止する規則（新設）	107
16 業務方法書の取扱い等を廃止する規則（新設）	116
17 業種別指数に係る各構成銘柄の選定方法及び株価指数の算出方法に関する規則（新設）	118
18 先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の取扱い（新 設）	121
19 取引所外国為替証拠金取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の取扱 い（新設）	123

業務規程施行規則の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(目的) 第1条 (略) <u>2 この規則における用語の意義は、規程に定めるところによる。</u></p>	<p>(目的) 第1条 (略) (新設)</p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(優先株に係る承継上場有価証券の取扱い)</u> 第1条の2 <u>規程第1条の2に規定する「株券」のうち、株式会社ジャスダック証券取引所の廃止前の「業務規程、受託契約準則その他当取引所の規則の施行に伴う経過措置に関する規則」第3条に規定する承継上場有価証券が優先株に係る株券である場合の株券は、「会社法」(平成17年法律第86号)第107条第1項第2号及び第3号に掲げる事項を定める株式並びに同法第108条第1項各号(第4号を除く。)に掲げる事項について定めをした株式以外の株式に係る株券とみなす。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(本所が指定する証券金融会社)</u> 第1条の3 <u>規程第1条の3第3項に規定する本所が指定する証券金融会社は、大阪証券金融株式会社とする。</u></p>
<p><u>(取引日の終了時間)</u> 第2条 <u>規程第4条第11号に規定する本所が定める時間は、午後4時とする。</u></p>	<p><u>(売買システムによる売買以外の売買)</u> 第2条 <u>規程第6条ただし書に規定する本所が定める売買は、債券の売買とする。</u></p>
<p><u>(業種別指数に係る各構成銘柄選定方法及び株価指数算出方法)</u> 第3条 <u>規程第5条第3号から第5号までの株価指数各構成銘柄の選定方法及び株価指数の算出方法は、本所が規則により定める。</u></p>	<p>第3条及び第4条 削除</p>
<p><u>(新たな限月取引の取引開始時間)</u> 第4条 <u>規程第7条第4項及び第15条第3項に規定する本所が定める時間は、午前8時20分とする。</u></p>	

(流通株式数の定義)

第5条 規程第9条第1項第1号a(a)イに規定する流通株式数並びに同項第3号a(a)に規定する流通優先出資口口数及び流通投資口口数は、大量所有者等の所有分(他人(仮設人を含む。)名義で所有している株式数(優先出資の口数及び投資口口数を含む。)を含めた実質所有)を除く上場株式数(優先出資証券にあつては上場優先出資の口数をいい、投資証券にあつては上場投資口口数をいう。)をいう。

2 前項に規定する大量所有者等は、大株主(上位10名程度)(大口出資者(所有する優先出資の口数の多い順に10名の出資者をいう。)及び大口投資主(所有する投資口口数の多い順に10名の投資主をいう。))を含む。)、役員及び自社をいう。

(権利行使価格の設定)

第6条 規程第11条第2項及び同第13条第2項の規定により設定する権利行使価格は、次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第11条第2項の規定により個別証券オプションの各限月取引に設定する権利行使価格は、当該限月取引の取引開始日の前日(休業日(規程第19条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。))に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における設定基準価格(その日のオプション対象証券の設定基準最終値段(権利行使価格を設定する基準となる値段であつて、次号に規定する値段をいう。以下同じ。))に最も近接する規定第11条第2項に規定する刻みの幅(以下この条において「刻みの幅」という。)の整数倍の価格(当該価格が2種類ある場合には高い方の価格をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)及び当該設定基準価格に近接する上下各2種類の刻みの幅の整数倍の価格とする。

(2) オプション対象証券の設定基準最終値段は、その日の当該オプション対象証券の最終値段(指定市場における当該オプション対象証券の最終

(発行日取引の期間)

第5条 規程第9条第6項に規定する本所が定める日は、本所が特に必要があると認めてその都度定める場合を除き、保管振替機構において新株券に係る新規記録が行なわれる日の3日前(休業日を除外する。以下、日数計算において同じ。)日とする。

(同時呼値の順位)

第6条 株券、優先出資証券、外国株預託証券、外国投資証券、出資証券、転換社債型新株予約権付社債券及びカバードワラントについて、規程第10条第2項第2号bに規定する同時に行われた呼値及び行われた時間の先後が明らかでない呼値(以下「同時呼値」という。)の順位は、同時呼値を行っている取引参加者単位により、呼値の数量の多い取引参加者から少ない取引参加者の順序(呼値の数量が同じであるときは、売買システムでの記録順序。ただし、規程第10条第4項の規定により成行呼値を呼値の値幅の限度の値段による呼値とする場合については、成行呼値から当該値段の呼値の売買システムでの記録順序。)で、当該銘柄の売買単位の数量(以下「最小単位」という。)の呼値が、それ以外の部分の数量の呼値に順次優先するものとする。

2 債券について、規程第10条第2項第2号bに規定する同時呼値の順位は、呼値ごとに数量の多い呼値(数量が同じであるときは、呼値の板への記載順序が先順位の呼値)が少ない呼値に優先する。

の約定値段（指定取引所が定めるところにより
気配表示された最終気配値段を含む。）をいう。
ただし、その日に当該約定値段がない場合には、
第9条の規定により本所が定める値段とする。
以下同じ。）とする。ただし、当該オプション
対象証券の売買に係る権利落（規程第12条第1
項第1号前段に規定する権利落をいう。第9条
において同じ。）の期日として指定取引所が定
める日の前日におけるオプション対象証券の設
定基準最終値段は、次に定める区分に従い、次
に定めるところによる。

a 株式（受益権及び投資口を含む。）の分割
による権利落の場合

その日のオプション対象証券の最終値段
に、当該株式の分割に係る分割比率を乗じて
得た値段

b 株式無償割当て（オプション対象証券に係
る株式と同一の種類株式が割り当てられる
ものに限る。次条第2号及び第7条第2号に
おいて同じ。）による権利落の場合

その日のオプション対象証券の最終値段
を、1に当該株式無償割当てに係る新株式割
当率を加えた数値で除して得た値段

c 有償増資（併行増資を含む。以下同じ。）
による権利落の場合

その日のオプション対象証券の最終値段に
当該有償増資に係る新株払込金額を加えた値
段を、当該有償増資に係る新株割当率に1を
加えた数値で除して得た値段

d その他の権利落の場合

本所がその都度定める値段

(3) 規程第13条第2項の規定により個別証券オブ
ションの各限月取引に設定する権利行使価格
は、次に定める権利落の区分に従い、当該各区分
に定める日の前日における設定基準価格及び当
該設定基準価格に近接する上下各2種類の刻み
の幅の整数倍の権利行使価格を設定する。

a 株式（受益権及び投資口を含む。）の分割、
株式無償割当て又は有償増資等

株式の分割、株式無償割当て又は有償増資

等に係る権利落の期日として指定取引所が定める日（以下「権利落の期日」という。）

b 人的分割

人的分割による権利落後始値が決定する日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。別表2を除き、以下同じ。）

2 規程第11条第3項及び第13条第3項の規定により設定する新たな権利行使価格は、各限月取引について、毎日のオプション対象証券の設定基準最終値段に最も近接する既存の権利行使価格（当該権利行使価格が2種類ある場合には高い方の価格をいう。以下この項において同じ。）を上回る既存の権利行使価格又は下回る既存の権利行使価格が1種類以下となった場合、当該限月取引について、その翌日に、当該オプション対象証券の設定基準最終値段に最も近接する既存の権利行使価格を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が2種類となるまで、刻みの幅の整数倍の権利行使価格を設定する。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格、その数及び刻みの幅を変更することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する限月取引に係る新たな権利行使価格は、設定しないことができる。

(1) 権利行使価格を新たに設定する日が、設定することとなる限月取引の取引最終日と同一の週に属する場合における当該限月取引

(2) 権利行使価格を新たに設定する日が、オプション対象証券が全ての国内の金融商品取引所において株券上場廃止基準に該当し整理銘柄に指定された日（オプション対象証券が他の金融商品取引所に上場されている場合で当該取引所の業務規程等により整理ポストに割り当てられるときには当該割当日を含む。）以降の日となる場合における当該限月取引

(3) 権利行使価格を新たに設定する日が、規程53条第1項第2号の規定により個別証券オプションの上場を廃止する場合において、本所が個別証券オプションの上場廃止を決定した日の翌日以降の日となる場合における当該限月取引

(権利行使価格の調整)

第7条 規程第12条第1項に規定する権利行使価格の調整は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 株式(受益権及び投資口を含む。)の分割による権利落の場合は、当該権利落の期日の前日における権利行使価格に、当該株式の分割に係る分割比率を乗じて得た権利行使価格(円位未満の端数を生じたときは、円位未満を四捨五入する。次号及び第3号において同じ。)に変更するものとする。
- (2) 株式無償割当てによる権利落の場合は、当該権利落とする期日として指定取引所が定める日の前日における権利行使価格を、1に当該株式無償割当てに係る新株式割当率を加えた数値で除して得た価格に変更するものとする。
- (3) 有償増資による権利落の場合は、権利落とする期日として指定取引所が定める日の前日における権利行使価格に当該有償増資に係る新株払込金額を加えた価格を、当該有償増資に係る新株割当率に、1を加えた数値で除して得た価格に変更するものとする。
- (4) 人的分割による権利落の場合は、当該権利落とする期日として指定取引所が定める日の前日における権利行使価格に、当該人的分割による権利落後始値を当該権利落とする期日の前日における最終値段で除して得た数値を乗じて得た価格に変更するものとする。ただし、当該人的分割による権利落後始値が当該最終値段を上回る場合は、この限りでない。

(個別証券オプション1単位のオプション対象証券の数量の調整)

第8条 規程第12条第2項に規定する個別証券オプション1単位のオプション対象証券の数量の調整は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 株式(受益権及び投資口を含む。)の分割による権利落の場合は、権利落とする期日の前日に

第7条 削除

(売買の中断)

第8条 規程第10条第3項及び同第12条第2項第2号に規定する売買が中断された場合とは、規程第27条第2号から第5号までの規定により売買の停止が行われた場合をいう。

における個別証券オプション1単位のオプション対象証券の数量に、1を当該株式の分割に係る分割比率で除して得た数値を乗じて得た数量に変更するものとする。

(2) 株式無償割当てによる権利落の場合は、当該権利落とする期日の前日における個別証券オプション1単位のオプション対象証券の数量に、1に当該株式無償割当てに係る新株式割当率を加えた数値を乗じて得た数量に変更するものとする。

(3) 有償増資による権利落の場合は、権利落とする期日の前日における個別証券オプション1単位のオプション対象証券の数量に、1に当該有償増資に係る新株割当率を加えた数値を乗じて得た数量に変更するものとする。

(4) 人的分割に係る会社分割による権利落の場合は、当該権利落とする期日の前日における個別証券オプション1単位のオプション対象証券の数量に、当該権利落とする期日の前日における最終値段を当該人的分割による権利落後始値で除して得た数値（小数点第2位の数値とし、小数点第3位未満の端数が生じた時はこれを四捨五入する。）を乗じて得た数量に変更するものとする。ただし、当該人的分割による権利落後始値が当該最終値段を上回る場合は、この限りでない。

(オプション対象証券の値段)

第9条 規程第12条第2項かつこ書に規定する本所が定める値段は、指定市場における当該オプション対象証券の直近の約定値段（指定取引所が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。）とする。ただし、直近の権利落の期日以後において約定値段がない場合は、本所がその都度定める値段とする。

(権利行使価格の設定)

第10条 規程第16条第2項に規定する本所が定める時間は、午前8時とする。

2 規程第16条第2項各号の規定により設定する権

第9条及び第10条 削除

利行使価格は、次の各号に掲げる指数オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 日経平均オプション

各限月取引の取引開始日の前日における250円刻みの日経平均設定基準値（その日の最終の日経平均の数値に最も近接する250円の整数倍の数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値）をいう。以下同じ。）及び当該250円刻みの日経平均設定基準値に近接する上下各16種類の250円の整数倍の数値とする。

(2) 日経300オプション

a 特定限月取引

各特定限月取引の取引開始日の前日における25ポイント刻みの日経300設定基準値（その日の最終の日経300の数値に最も近接する25ポイントの整数倍の数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値）をいう。以下同じ。）及び当該25ポイント刻みの日経300設定基準値に近接する上下各3種類の25ポイントの整数倍の数値とする。

b 特定限月取引以外の限月取引

各限月取引の取引開始日の前日における5ポイント刻みの日経300設定基準値（その日の最終の日経300の数値に最も近接する5ポイントの整数倍の数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値）をいう。以下同じ。）及び当該5ポイント刻みの日経300設定基準値に近接する上下各3種類の5ポイントの整数倍の数値とする。

(3) 業種別指数オプション

a 特定限月取引

各特定限月取引の取引開始日の前日における1,000円刻みの業種別指数設定基準値（その日の最終の各業種別指数の数値に最も近接する1,000円の整数倍の数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値）をいう。以下同じ。）及び当該1,000円刻みの業種別指数設定基準値に近接する上下各2種類の1,000円の整数倍の数値とする。

b 特定限月取引以外の限月取引

各限月取引の取引開始日の前日における500円刻みの業種別指数設定基準値（その日の最終の各業種別指数の数値に最も近接する500円の整数倍の数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値）をいう。以下同じ。）及び当該500円刻みの業種別指数設定基準値に近接する上下各2種類の500円の整数倍の数値とする。

3 規程第16条第3項各号の規定により設定する新たな権利行使価格は、次の各号に掲げる指数オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定める方法により設定するものとする。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。

(1) 日経平均オプション

次のaからcまでに定める場合に該当したときは、その翌日の午前8時に、当該aからcまでに定める方法により設定するものとする。

a 各限月取引について、当該限月取引の残存期間が3か月となる月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下この号において「日経平均刻み変更日」という。）の2日前の日までに、毎日の250円刻みの日経平均設定基準値を上回る既存の権利行使価格又は下回る既存の権利行使価格が15種類以下となった場合

当該限月取引について、当該250円刻みの日経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が16種類となるまで、既存の権利行使価格から250円刻みで設定する。

b 各限月取引について、日経平均刻み変更日の前日が到来した場合

当該限月取引について、当該前日の125円刻みの日経平均設定基準値（その日の最終の日経平均の数値に最も近接する125円の整数倍の数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値）をいう。以下この号において同じ。）及び当該125円刻みの日経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格

が当該前日の125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して上下各16種類となるまで、当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで設定する。

- c 各限月取引について、日経平均刻み変更日以降の日に、毎日の125円刻みの日経平均設定基準値を上回る既存の権利行使価格（当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して設定されているものに限る。）又は下回る既存の権利行使価格（当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して設定されているものに限る。）が15種類以下となった場合

当該限月取引について、当該125円刻みの日経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して16種類となるまで、既存の権利行使価格から125円刻みで設定する。

(2) 日経300オプション

a 特定限月取引

次の(a)から(c)までに定める場合に該当したときは、その翌日の午前8時に、当該(a)から(c)までに定める方法により設定するものとする。

- (a) 各限月取引について、当該限月取引の残存期間が4か月となる月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下「日経300刻み変更日」という。）の2日前（休業日を除外する。以下同じ。）の日までに、毎日の25ポイント刻みの日経300設定基準値を上回る既存の権利行使価格又は下回る既存の権利行使価格が2種類以下となった場合

当該限月取引について、当該25ポイント刻みの日経300設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が3種類となるまで、既存の権利行使価格から25ポイント刻みで設定する。

- (b) 各限月取引について、日経300刻み変更日

の前日が到来した場合

当該限月取引について、当該前日の5ポイント刻みの日経300設定基準値及び当該前日の5ポイント刻みの日経300設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該前日の5ポイント刻みの日経300設定基準値から5ポイント刻みで連続して上下各3種類となるまで、当該前日の5ポイント刻みの日経300設定基準値から5ポイント刻みで設定する。

(c) 各限月取引について、日経300刻み変更日以降の日に、毎日の5ポイント刻みの日経300設定基準値を上回る既存の権利行使価格（当該5ポイント刻みの日経300設定基準値から5ポイント刻みで連続して設定されているものに限る。）又は下回る既存の権利行使価格（当該5ポイント刻みの日経300設定基準値から5ポイント刻みで連続して設定されているものに限る。）が2種類以下となった場合

当該限月取引について、当該5ポイント刻みの日経300設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該5ポイント刻みの日経300設定基準値から5ポイント刻みで連続して3種類となるまで、既存の権利行使価格から5ポイント刻みで設定する。

b. 特定限月取引以外の限月取引

各限月取引について、毎日の5ポイント刻みの日経300設定基準値を上回る既存の権利行使価格又は下回る既存の権利行使価格が2種類以下となった場合、当該限月取引について、その翌日の午前8時に、当該5ポイント刻みの日経300設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が3種類となるまで、既存の権利行使価格から5ポイント刻みで設定する。

(3) 業種別指数オプション

a. 特定限月取引

次の(a)から(c)までに定める場合に該当し

たときは、その翌日の午前8時に、当該(a)から(c)までに定める方法により設定するものとする。

(a) 各限月取引について、当該限月取引の残存期間が3か月となる月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下「業種別指数刻み変更日」という。）の2日前の日までに、毎日の1,000円刻みの業種別指数設定基準値を上回る既存の権利行使価格又は下回る既存の権利行使価格が1種類以下となった場合

当該限月取引について、当該1,000円刻みの業種別指数設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が2種類となるまで、既存の権利行使価格から1,000円刻みで設定する。

(b) 各限月取引について、業種別指数刻み変更日の前日が到来した場合

当該限月取引について、当該前日の500円刻みの業種別指数設定基準値及び当該前日の業種別指数設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該前日の500円刻みの業種別指数設定基準値から500円刻みで連続して上下各2種類となるまで、当該前日の500円刻みの業種別指数設定基準値から500円刻みで設定する。

(c) 各限月取引について、業種別指数刻み変更日以降の日に、毎日の500円刻みの業種別指数設定基準値を上回る既存の権利行使価格（当該500円刻みの業種別指数設定基準値から500円刻みで連続して設定されているものに限る。）又は下回る既存の権利行使価格（当該500円刻みの業種別指数設定基準値から500円刻みで連続して設定されているものに限る。）が1種類以下となった場合

当該限月取引について、業種別指数設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該500円刻みの業種別指数設定基準値から500円刻みで連続して2種

類となるまで、既存の権利行使価格から500円刻みで設定する。

b 特定限月取引以外の限月取引

各限月取引について、毎日の500円刻みの業種別指数設定基準値を上回る既存の権利行使価格又は下回る既存の権利行使価格が1種類以下となった場合、当該限月取引について、その翌日の午前8時に、当該500円刻みの業種別指数設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が2種類となるまで、既存の権利行使価格から500円刻みで設定する。

4 前項の規定にかかわらず、権利行使価格を新たに設定する日が、設定することとなる限月取引の取引最終日と同一の週に属する場合には、当該限月取引に係る新たな権利行使価格は、設定しないことができる。

(ストラテジー取引の種類等)

第11条 規程第17条第2項に規定するストラテジー売取引及びストラテジー買取引により成立する市場デリバティブ取引の売付け又は買付けの組合せ及び本所が定めるストラテジー取引の種類、同条第3項に規定する本所が定めるストラテジー取引の値段の算出方法並びに同第28条に規定する本所が定める種類のストラテジー取引は、別表1のとおりとする。

(取引の中断)

第12条 規定第24条第4項及び同第26条第4項に規定する取引が中断された場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 規程第32条各号の規定により取引の停止が行われた場合
- (2) 規程第33条の規定により取引の一時中断が行われた場合

(クロージング・オークション時の約定値段を定める取引における値幅)

第13条 規程第24条第5項に規定する本所が定める値幅は、取引状況等を勘案して本所が適当と認める

(特別気配表示等)

第11条 規程第12条第2項第4号及び第5項かっこ書、同第41条かっこ書並びに同第44条第1項かっこ書に規定する特別気配表示又は気配値段の表示は、呼値に関する規則第13条第1項に規定する特別気配表示又は同規則第14条に規定する気配値段の表示とする。

(約定値段を定める場合の合致数量)

第12条 規程第12条第3項第3号bに規定する本所が定める他方の呼値の数量は、最小単位以上の数量とする。

(売買立会終了時の約定値段を定める売買における値幅)

第13条 規程第12条第5項に規定する本所が定める値幅は、次の各号に定める有価証券に係る直前の約

値幅とする。

定値段の区分に従い、当該区分に定めるところによる。ただし、気配が変化し等のため当該値幅によりがたいと認められる場合の値幅は、本所がその都度定める。

(1) 株券，優先出資証券，外国株預託証券，外国投資証券及び出資証券

<u>直前の約定値段</u>		<u>値幅</u>	
<u>(呼値に関する規則第13条第1項に規定する特別気配表示又は同規則第14条に規定する気配値段の表示があるときは、当該特別気配値段又は気配値段。)</u>			
<u>200円未満のもの</u>		<u>上下</u>	<u>5円</u>
<u>200円以上</u>	<u>500円未満のもの</u>	<u>〃</u>	<u>8円</u>
<u>500円</u>	<u>700円</u>	<u>〃</u>	<u>10円</u>
<u>700円</u>	<u>1,000円</u>	<u>〃</u>	<u>15円</u>
<u>1,000円</u>	<u>1,500円</u>	<u>〃</u>	<u>30円</u>
<u>1,500円</u>	<u>2,000円</u>	<u>〃</u>	<u>40円</u>
<u>2,000円</u>	<u>3,000円</u>	<u>〃</u>	<u>50円</u>
<u>3,000円</u>	<u>5,000円</u>	<u>〃</u>	<u>70円</u>
<u>5,000円</u>	<u>7,000円</u>	<u>〃</u>	<u>100円</u>
<u>7,000円</u>	<u>1万円</u>	<u>〃</u>	<u>150円</u>
<u>1万円</u>	<u>15,000円</u>	<u>〃</u>	<u>300円</u>
<u>15,000円</u>	<u>2万円</u>	<u>〃</u>	<u>400円</u>
<u>2万円</u>	<u>3万円</u>	<u>〃</u>	<u>500円</u>
<u>3万円</u>	<u>5万円</u>	<u>〃</u>	<u>700円</u>
<u>5万円</u>	<u>7万円</u>	<u>〃</u>	<u>1,000円</u>
<u>7万円</u>	<u>10万円</u>	<u>〃</u>	<u>1,500円</u>
<u>10万円</u>	<u>15万円</u>	<u>〃</u>	<u>3,000円</u>
<u>15万円</u>	<u>20万円</u>	<u>〃</u>	<u>4,000円</u>
<u>20万円</u>	<u>30万円</u>	<u>〃</u>	<u>5,000円</u>
<u>30万円</u>	<u>50万円</u>	<u>〃</u>	<u>7,000円</u>
<u>50万円</u>	<u>70万円</u>	<u>〃</u>	<u>1万円</u>
<u>70万円</u>	<u>100万円</u>	<u>〃</u>	<u>15,000円</u>
<u>100万円</u>	<u>150万円</u>	<u>〃</u>	<u>3万円</u>
<u>150万円</u>	<u>200万円</u>	<u>〃</u>	<u>4万円</u>
<u>200万円</u>	<u>300万円</u>	<u>〃</u>	<u>5万円</u>
<u>300万円</u>	<u>500万円</u>	<u>〃</u>	<u>7万円</u>
<u>500万円</u>	<u>700万円</u>	<u>〃</u>	<u>10万円</u>
<u>700万円</u>	<u>1,000万円</u>	<u>〃</u>	<u>15万円</u>

<u>1,000万円</u>	<u>〃</u>	<u>1,500万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>30万円</u>
<u>1,500万円</u>	<u>〃</u>	<u>2,000万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>40万円</u>
<u>2,000万円</u>	<u>〃</u>	<u>3,000万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>50万円</u>
<u>3,000万円</u>	<u>〃</u>	<u>5,000万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>70万円</u>
<u>5,000万円以上のもの</u>				<u>〃</u>	<u>100万円</u>

(2) 転換社債型新株予約権付社債券

200円未満のもの 上下 5円 × (当該転換社債型新株予約権付社債券の転換比率 額面100円当たりの発行価額／新株予約権の行使により発行する株式の価額 (以下「転換価額」という。))

<u>200円以上 500円未満</u>	<u>〃</u>	<u>8円</u>	<u>×</u>	<u>〃</u>			
<u>500円</u>	<u>〃</u>	<u>700円</u>	<u>〃</u>	<u>10円</u>	<u>×</u>	<u>〃</u>	
<u>700円</u>	<u>〃</u>	<u>1,000円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>15円</u>	<u>×</u>	<u>〃</u>
<u>1,000円</u>	<u>〃</u>	<u>1,500円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>30円</u>	<u>×</u>	<u>〃</u>
<u>1,500円</u>	<u>〃</u>	<u>2,000円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>40円</u>	<u>×</u>	<u>〃</u>
<u>2,000円</u>	<u>〃</u>	<u>3,000円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>50円</u>	<u>×</u>	<u>〃</u>
<u>3,000円</u>	<u>〃</u>	<u>5,000円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>70円</u>	<u>×</u>	<u>〃</u>
<u>5,000円</u>	<u>〃</u>	<u>7,000円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>100円</u>	<u>×</u>	<u>〃</u>
<u>7,000円</u>	<u>〃</u>	<u>1万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>150円</u>	<u>×</u>	<u>〃</u>
<u>1万円</u>	<u>〃</u>	<u>15,000円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>300円</u>	<u>×</u>	<u>〃</u>
<u>15,000円</u>	<u>〃</u>	<u>2万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>400円</u>	<u>×</u>	<u>〃</u>
<u>2万円</u>	<u>〃</u>	<u>3万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>500円</u>	<u>×</u>	<u>〃</u>
<u>3万円</u>	<u>〃</u>	<u>5万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>700円</u>	<u>×</u>	<u>〃</u>
<u>5万円</u>	<u>〃</u>	<u>7万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>1,000円</u>	<u>×</u>	<u>〃</u>
<u>7万円</u>	<u>〃</u>	<u>10万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>1,500円</u>	<u>×</u>	<u>〃</u>
<u>10万円</u>	<u>〃</u>	<u>15万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>3,000円</u>	<u>×</u>	<u>〃</u>
<u>15万円</u>	<u>〃</u>	<u>20万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>4,000円</u>	<u>×</u>	<u>〃</u>
<u>20万円</u>	<u>〃</u>	<u>30万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>5,000円</u>	<u>×</u>	<u>〃</u>
<u>30万円</u>	<u>〃</u>	<u>50万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>7,000円</u>	<u>×</u>	<u>〃</u>
<u>50万円</u>	<u>〃</u>	<u>70万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>1万円</u>	<u>×</u>	<u>〃</u>
<u>70万円</u>	<u>〃</u>	<u>100万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>15,000円</u>	<u>×</u>	<u>〃</u>
<u>100万円</u>	<u>〃</u>	<u>150万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>3万円</u>	<u>×</u>	<u>〃</u>
<u>150万円</u>	<u>〃</u>	<u>200万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>4万円</u>	<u>×</u>	<u>〃</u>
<u>200万円</u>	<u>〃</u>	<u>300万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>5万円</u>	<u>×</u>	<u>〃</u>
<u>300万円</u>	<u>〃</u>	<u>500万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>7万円</u>	<u>×</u>	<u>〃</u>
<u>500万円</u>	<u>〃</u>	<u>700万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>10万円</u>	<u>×</u>	<u>〃</u>
<u>700万円</u>	<u>〃</u>	<u>1,000万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>15万円</u>	<u>×</u>	<u>〃</u>

1,000万円〃1,500万円〃〃 30万円 × 〃
1,500万円 〃2,000万円〃〃 40万円 × 〃
2,000万円 〃3,000万円〃〃 50万円 × 〃
3,000万円 〃5,000万円〃〃 70万円 × 〃
5,000万円以上のもの 〃 100万円 × 〃

(呼値の単位に満たない端数は切り上げる。)

(注) 当該転換社債型新株予約権付社債が行使期間の中断が行われる転換社債型新株予約権付社債である場合において、規程第25条の規定により定める行使条件の変更期日から次に適用される転換価額が確定する日までの間に定める転換比率の算定における転換価額は、本所がその都度定める。

(3) カバードワラント

10円

(売買の取消し)

(削る)

第13条の2 規程第13条第1項の規定により行う売買の取消しは、次の各号に定めるところによる。

(1) 過誤のある注文を発注した取引参加者は、過誤のある注文により次のaからfまでに定める数量又は金額を超える売買が成立し、当該売買の決済が極めて困難である場合には、規程第27条第5号の規定により売買が停止された時、J-NE T市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則等の特例(以下「J-NE T市場特例」という。)第19条第5号の規定によりJ-NE T取引に係る売買が停止された時又は規程第77条の規定により当該過誤のある注文について公表された時のいずれか早い時から、原則として60分を経過するまでの間に限り、本所の定める様式により、売買の取消しの申請を行うことができる。

a 内国株券(内国法人の発行する株券、内国法人の発行する新株予約権証券、投資信託受益証券及び投資証券をいう。以下同じ。)、内国商品信託受益証券及び優先出資証券

第23条第1項第1号に定める数量に2を乗じて得た数量(当該売買の決済を特に困難とする状況が認められる場合にあつては、同号

に定める数量)

- b 外国株券 (外国投資信託受益証券を除く。)
及び外国株預託証券

第23条第1項第2号に定める数量に2を乗じて得た数量 (当該売買の決済を特に困難とする状況が認められる場合にあっては、同号に定める数量)

- c 転換社債型新株予約権付社債券

第23条第1項第3号に定める金額

- d 外国投資信託受益証券及び外国投資証券

第23条第1項第4号に定める数量に2を乗じて得た数量 (当該売買の決済を特に困難とする状況が認められる場合にあっては、同号に定める数量)

- e カバードワラント

第23条第1項第5号に定める数量に2を乗じて得た数量 (当該売買の決済を特に困難とする状況が認められる場合にあっては、同号に定める数量)

- f 出資証券

第23条第1項第6号に定める数量に2を乗じて得た数量 (当該売買の決済を特に困難とする状況が認められる場合にあっては、同号に定める数量)

(2) 本所は、前号の申請が行われた場合において、当該申請を行った取引参加者から事情を聴取し、当該申請に係る売買の決済が極めて困難であり、本所の市場が混乱するおそれがあると認めるときは、売買の取消しを行う。

2 前項に規定するほか、本所は、過誤のある注文により成立した売買の決済が極めて困難であり、本所の市場が混乱することを回避するために必要と認める場合は、規程第13条第1項の規定により売買の取消しを行う。

(売買の取消しの範囲)

第13条の3 規程第13条第1項に規定する本所が定める売買は、過誤のある注文に係る売買が最初に成立した時から規程第27条第5号の規定により売買の停止が行われた時 (売買の停止が行われなかった

(削る)

(削る)

(取引の取消し)

第14条 規程第25条第1項の規定による取引の取消しは、同第32条第3号の規定により取引の停止を行った後（取引の停止を行わなかった場合にあつては、規程第52条の規定により当該過誤のある注文について公表した後）に行うものとする。

2 規程第25条第1項に規定する本所が定める取引は、その都度本所が必要と認める取引とする。

(呼値の条件)

第15条 規程第26条第6項に規定する本所が定める有効期間条件又は執行数量条件は、次の各号に定める条件とし、取引参加者は、呼値を行おうとするときは、当該各号に定める条件のいずれかを付して行わなければならない。

(1) 通常条件

日中立会において行った呼値は、その日の日中立会終了時に、夜間立会において行った呼値は、その取引日の夜間立会終了時に、それぞれ効力を失うものとする条件とする。

(2) 指定期間条件

本所が別に定める期間の範囲内で取引参加者が指定した期間が満了する日（休業日に当たる

場合にあつては、規程第77条の規定により当該過誤のある注文について公表された時)までに成立したすべての売買(当該過誤のある注文が発注された銘柄の売買及びJ-NET市場特例第1条に規定するJ-NET市場における当該銘柄の取引に限る。)とする。

(株券の売買単位)

第13条の4 規程第15条第1号aの(b)に定める銘柄の売買単位は、当該銘柄の発行者が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第6項の規定による開示において、一定期間内に1単元の株式の数の引下げを実施する方針を表明している場合その他の場合で、本所が適当と認めるときは、当該発行者からの申告に応じて本所がその都度定める株数とする。

(債券の売買単位)

第14条 規程第15条第5号に規定する債券の売買単位は、銘柄ごとに、額面100万円である場合は額面100万円とし、額面1,000万円である場合は額面1,000万円とする。

(転換社債型新株予約権付社債券の売買単位)

第15条 規程第15条第6号に規定する転換社債型新株予約権付社債券の売買単位は、銘柄ごとに、発行されている券種が、額面100万円券のものは額面100万円、額面50万円券のものは額面50万円、額面10万円券のものは額面10万円とする。

場合は、順次繰り上げる。)の日中立会終了時まで有効とする条件とする。

(3) 残数量取消条件

呼値の全数量の取引が直ちに成立しない場合には、直ちに成立する数量のみの取引を成立させ、残数量の効力を失うものとする条件とする。

(4) 全数量執行条件

呼値の全数量の取引が直ちに成立しない場合には、当該呼値の効力を失うものとする条件とする。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、取引参加者は当該各号に定める条件を付して呼値を行うことができない。

(1) 規程第24条第2項に規定する取引を行う場合(成行呼値を行う場合に限る。)

前項第1号及び第2号の条件

(2) 規程第24条第3項又は第4項に規定する取引を行う場合

前項第4号の条件(成行呼値を行う場合は、前項第1号及び第2号を含む。)

3. 規程第26条第7項本文の規定により、取引参加者は呼値を行おうとするときは、次の各号に定める条件を付することができる(第1号及び第2号の条件にあつては、同第24条第2項に規定する取引を行っている場合に限る。)。ただし、取引管理上本所が必要と認める場合には、本所は当該条件を付して呼値を行うことを停止することができる。

(1) 最良売指値条件

最も高い値段の買呼値と同じ値段の売呼値となる条件、又は、対当する買呼値がない場合にあって、売呼値があるときは最も低い値段の売呼値より低い値段のうち最も高い呼値の単位の整数倍の値段(当該最も低い値段の売呼値が次条第1項に規定する呼値の制限値幅の下限の値段である場合は、当該下限の値段)の売呼値となる条件若しくは売呼値がないときは効力を失う条件とする。

(2) 最良買指値条件

最も低い値段の売呼値と同じ値段の買呼値となる条件、又は、対当する売呼値がない場合に

あって、買呼値があるときは最も高い値段の買呼値より高い値段のうち最も低い呼値の単位の整数倍の値段（当該最も高い値段の買呼値が次条第1項に規定する呼値の制限値幅の上限の値段である場合は、当該上限の値段）の買呼値となる条件若しくは買呼値がないときは効力を失う条件とする。

(3) ストップ条件

当該条件を売買システムが記録した後に、取引参加者があらかじめ指定した価格指標（最も低い値段の売呼値、最も高い値段の買呼値又は立会における約定値段（指数先物取引に係る約定数値を含む。以下同じ。）（ストラテジー取引による約定値段を除く。次条において同じ。）をいう。）が規程第24条第2項に規定する取引を行っている場合において取引参加者があらかじめ指定した値段以上となったとき又はあらかじめ指定した値段以下となったときに、本所が別に定めた範囲であらかじめ登録していた呼値を行おうとする条件とする。

4 ストラテジー取引に係る前3項の規定の適用については、第1項中「当該各号に定める条件」とあるのは「当該各号に定める条件（第2号を除く。）」と、前項中「買呼値」とあるのは「ストラテジー買呼値」と、「売呼値」とあるのは「ストラテジー売呼値」と、「値段」とあるのは「ストラテジー値段」とする。

(呼値の制限値幅)

第16条 規程第26条第9項本文に規定する本所が定める値幅の限度（以下「呼値の制限値幅」という。）は、基準値段から制限値幅を減じて得た値段を下限とし、基準値段に制限値幅を加えて得た値段を上限とする。この場合において、基準値段に制限値幅を減じて得た数値について、当該値段における呼値の単位の満たない端数があるときは、これを切り上げ、基準値段に制限値幅を加えて得た数値について、当該値段における呼値の単位の満たない端数があるときは、これを切り下げるものとする。

2 前項に規定する制限値幅は、次の各号に掲げる

第16条から第18条まで 削除

市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定める数値とする。

(1) 指数先物取引

a 日経平均, 日経300, 業種別指数, MSCI JAPAN
及びRNP指数

次の(a)から(d)までに掲げる取引日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の25日前の応答日（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）に終了する取引日から起算して20日間における取引対象指数ごとの中心限月取引（取引対象指数が当該中心限月取引と同一の指数先物取引の限月取引のうち流動性が最も集中しているものとして本所が指定する限月取引をいう。）に係る毎取引日の第5項に規定する呼値の制限値幅の基準値段（第6項の規定により定める呼値の制限値幅の基準値段を含む。）の平均値（次項第1号aにおいて「制限値幅算定基準値」という。）に100分の8を乗じて得た数値（日経300, MSCI JAPAN及びRNP指数に係るものにあつては1ポイントの整数倍の数値でないときは、1ポイントの整数倍の数値に切り下げ、日経平均及び業種別指数に係るものにあつては10円の整数倍の数値でないときは、10円の整数倍の数値に切り下げる。次項第1号aにおいて同じ。）とする。

(a) 3月1日に終了する取引日

(b) 6月1日に終了する取引日

(c) 9月1日に終了する取引日

(d) 12月1日に終了する取引日

b NYダウ

CBOTが本国取引（CBOTが開設する外国金融商品市場において取引されているNYダウを対象とした指数先物取引をいう。以下同じ。）において設定したlevel 1 limitの制限値幅と同じ値とする。ただし、CBOTが当該制限値幅を変更したときは、本所がその都度定める取引日までは従前の値とする。

c 日経平均V I

10ポイントとする。

(2) 個別証券オプション取引

当日の指定市場におけるオプション対象証券の基準値段（指定取引所が呼値の制限値幅の基準値段又はこれに相当するものとして定める値段をいう。この条において同じ。）に100分の25を乗じて得た数値とする。

(3) 指数オプション取引

先物取引制限値幅算定基準値（当該指数オプション取引の対象指数と同一の指数を取引対象とする指数先物取引について、前号aの規定により算出した制限値幅算定基準値をいう。次項第2号において同じ。）に100分の13を乗じて得た数値（日経平均及び業種別指数に係るものにあつては10円の整数倍の数値でないときは、10円の整数倍の数値に切り下げる。次項第3号において同じ。）とする。

3 規程第33条第2項及び第3項に規定する呼値の制限値幅の上限又は下限の拡大は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 指数先物取引

a 日経平均, 日経300, 業種別指数, MSCI JAPAN 及びRNPI指数

(a) 当取引日において初めて呼値の制限値幅の下限を拡大する場合

呼値の制限値幅の下限について、第一次拡大制限値幅（制限値幅算定基準値に100分の12を乗じて得た数値をいう。(c)において同じ。）を基準値段から減じて得た値段に変更する。

(b) 当取引日において呼値の制限値幅の下限を1回拡大している場合

呼値の制限値幅の下限について、第二次拡大制限値幅（制限値幅算定基準値に100分の16を乗じて得た数値をいう。(d)において同じ。）を基準値段から減じて得た値段に変更する。

(c) 当取引日において初めて呼値の制限値幅の上限を拡大する場合

呼値の制限値幅の上限について、第一次拡大制限値幅を基準値段に加えて得た値段に変更する。

(d) 当取引日において呼値の制限値幅の上限を1回拡大している場合

呼値の制限値幅の上限について、第二次拡大制限値幅を基準値段に加えて得た値段に変更する。

b NYダウ

前aの規定は、NYダウを対象とする指数先物取引について準用する。この場合において、「第1次拡大制限値幅（制限値幅算定基準値に100分の12を乗じて得た数値をいう。

(c)において同じ。）」とあるのは「第1次拡大制限値幅（CBOTが本国取引において設定したlevel 2 limitの制限値幅と同じ値をいう。ただし、CBOTが当該制限値幅を変更したときは、本所がその都度定める取引日までは従前の値とする。）」と、「第2次拡大制限値幅（制限値幅算定基準値に100分の16を乗じて得た数値をいう。(d)において同じ。）」とあるのは「第2次拡大制限値幅（CBOTが本国取引において設定したlevel 3 limitの制限値幅と同じ値をいう。ただし、CBOTが当該制限値幅を変更したときは、本所がその都度定める取引日までは従前の値とする。）」と読み替えるものとする。

c 日経平均V I

(a) 呼値の制限値幅の下限を拡大する場合

呼値の制限値幅の下限について、5ポイントに下限の拡大回数を乗じて得た数値を基準値段から減じて得た数値に変更する（当該数値が正の値とならない場合は、0.05ポイント）。

(b) 呼値の制限値幅の上限を拡大する場合

呼値の制限値幅の上限について、5ポイントに上限の拡大回数を乗じて得た数値を基準値段に加えて得た数値に変更する。

(2) 指数オプション取引

a 当取引日において初めて呼値の制限値幅の

上限を拡大する場合

呼値の制限値幅の上限について、第一次拡大制限値幅（先物取引制限値幅算定基準値に100分の17を乗じて得た数値をいう。cにおいて同じ。）を基準値段から加減して得た数値に変更する。

b 当取引日において呼値の制限値幅の上限を1回拡大している場合

呼値の制限値幅の上限について、第二次拡大制限値幅（先物取引制限値幅算定基準値に100分の21を乗じて得た数値をいう。dにおいて同じ。）を基準値段から加減して得た数値に変更する。

c 当取引日において初めて呼値の制限値幅の下限を拡大する場合

呼値の制限値幅の下限について、第一次拡大制限値幅を基準値段から加減して得た数値に変更する。

d 当取引日において呼値の制限値幅の下限を1回拡大している場合

呼値の制限値幅の下限について、第二次拡大制限値幅を基準値段から加減して得た数値に変更する。

4 前3項の規定にかかわらず、本所は、市況等を勘案し、取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、全部又は一部の銘柄（指数先物取引にあつては、限月取引）について呼値の制限値幅を変更することができる。

5 第1項から第3項までに規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分ごとに、当該各号に定める値段とする。

(1) 指数先物取引

a Mini取引を除く指数先物取引

前取引日の当該限月取引の清算数値（株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）が清算指数として定める数値をいう。以下同じ。）とする。ただし、前取引日に当該限月取引の清算数値がない場合は、日経平均、日経300、業種別指数、

MSCI JAPAN及びRNP指数にあつては別表2により算出した理論価格（当該理論価格が呼値の単位の整数倍でないときは、当該理論価格に最も近接する呼値の単位の整数倍の値段（該当する値段が二つある場合は、高い方の値段））、NYダウ及び日経平均V Iにあつては当該限月取引の直前に取引最終日を迎える限月取引の清算数値）とする。

b Mini取引

当該限月取引と取引最終日を同一とするLarge取引の限月取引に係る呼値の制限値幅の基準値段と同一とする。ただし、対応するLarge取引の限月取引がない場合は、前aの規定により算出した数値とする。

(2) 個別証券オプション取引

前日の当該銘柄の清算価格（クリアリング機構が清算値段として定める価格をいう。以下同じ。）とし、前日に当該銘柄の清算価格がない場合及び当日がオプション対象証券の売買に係る権利落の期日である場合は、当日の指定市場におけるオプション対象証券の基準値段等から本所が算出した理論価格とする。

(3) 指数オプション取引

前取引日の当該銘柄の清算価格とし、前取引日に当該銘柄の清算価格がない場合は、前取引日の最終の対象指数等から本所が算出した理論価格とする。

6 前項の規定にかかわらず、本所が同項の定めるところにより得られた数値を呼値の制限値幅の基準値段とすることが適当でないとする場合には、本所がその都度定める。

(呼値に関する事項)

第17条 規程第26条第11項の規定により、市場デリバティブ取引の呼値に関し、本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。

(1) 呼値の効力

呼値の効力は、第15条の規定に定めるところによる。ただし、規程第32条各号の規定により取引の停止が行われた場合の呼値の効力は、本

所がその都度定めることができる。

(2) 呼値の方法等

a 呼値は、取引参加者端末装置からその内容を
入力し行うものとする。

b 規程第24条第2項に規定する取引における
次の(a)及び(b)に掲げる呼値は、当該(a)及び
(b)に定めるところにより処理するものとする。

(a) 売呼値が行われているときにおける当該
値段より高い値段の買呼値は、当該買呼値
の限度の値段までに、これまでに行われて
いる個々の値段の売呼値に対当する買呼値
として処理するものとする。

(b) 買呼値が行われているときにおける当該
値段より低い値段の売呼値は、当該売呼値
の限度の値段までに、これまでに行われて
いる個々の値段の買呼値に対当する売呼値
として処理するものとする。

(3) 成行呼値の禁止

本所は、取引の状況等を勘案して必要がある
と認めるときは、全部又は一部の銘柄（指数先
物取引にあっては、限月取引）について成行呼
値を禁止することができる。

(4) ストラテジー取引に係る呼値の制限

取引参加者は、規程第24条第7項の規定によ
り算出する値段が本所の定める値幅を超える値
段となるストラテジー売呼値又はストラテジー
買呼値を行うことができない。

(5) 夜間立会におけるストラテジー取引の呼値の
制限

取引参加者は、取引最終日の翌取引日の夜間
立会において、ストラテジー取引の呼値を行う
ことができない。

2 ストラテジー取引に係る前項第2号の規定の適
用については、同号中「規程第24条第2項」とある
のは「規程第24条第6項の規定により読み替えて適
用する規程第24条第2項」と、「売呼値」とあるの
は「ストラテジー売呼値」と、「買呼値」とあるの
は「ストラテジー買呼値」と、「値段」とあるのは
「ストラテジー値段」とする。

(マーケットメイカー制度)

第18条 本所は、規程第26条第10項の規定により、本所の市場における市場デリバティブ取引の円滑な成立及び流動性の向上を目的として、市場デリバティブ取引に係るマーケットメイカー制度を設ける。

2 本所は、本所が定めるところにより、取引参加者から市場デリバティブ取引に係るマーケットメイカーへの指定の申込みを受けて、市場デリバティブ取引に係るマーケットメイカーに指定する。

3 前項の規定により指定された取引参加者は、本所が別に指定する銘柄（指数先物取引にあつては、限月取引）における売呼値及び買呼値を恒常的に行う役割を担うものとする。

4 本所は、本所が定めるところにより、第2項の指定を取り消すことができる。

5 本所は、市場デリバティブ取引に係るマーケットメイカーの指定又は指定の取消しを公表し、及び各取引参加者に通知する。

6 前各項に定めるもののほか、市場デリバティブ取引に係るマーケットメイカー制度に関し必要な事項については、本所が定める。

(取引の停止)

第19条 規程第32条各号に掲げる場合の取引の停止は、本所がその都度必要と認める期間とする。

(配当落等の期日)

第19条 規程第24条第1項に規定する配当落、利益分配落又は権利落とする期日は、次の各号に定める日とする。

(1) 当日取引

次のaからeまでに掲げる有価証券の区分に従い、当該aからeまでに定める日（以下「権利確定日」という。）の翌日

a 内国株券及び優先出資証券

配当若しくは新株予約権その他の権利を受ける者又は株主総会（優先出資者総会及び投資主総会を含む。）において株主（優先出資者及び投資主を含む。）として議決権を行使する者を確定するための基準日

b 外国株券（外国証券信託受益証券を除く。）及び外国株預託証券

記名式の場合は、配当又は新株予約権その他の権利を受ける者を確定するための基準日又は株主名簿（受益者名簿及び所有者名簿を含む。）閉鎖開始日の前日、無記名式の場合は、配当支払開始日の前日、新株（外国投資信託の受益権及び外国株預託証券に表示される権利を含む。）申込期間開始日の前日又は株券供託期間の最終日等。ただし、本所が当該日を別に定める必要があると認めるときは、その都度指定する日とする。

c 受益証券発行信託の受益証券

信託財産に係る給付金の支払いを受ける権利その他の権利を受ける者を確定するための日

d 外国投資証券

bを準用する。この場合において、同規定中「配当」とあるのは「利益分配」と、「新株予約権」とあるのは「追加発行される投資口の引受権」と、「株主名簿」とあるのは「投資主名簿」と、「新株申込期間」とあるのは「追加発行される投資口の申込期間」と、「株券供託期間」とあるのは「投資口供託期間」と読み替えるものとする。

e 出資証券

出資証券の名義書換停止期間の開始日の前日

(2) 普通取引

権利確定日の2日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の3日前の日）とする。

（株式併合後の株券等を対象として売買を開始する期日）

第19条の2 規程第24条の2第1項に規定する株式併合後の株券の売買開始の期日は、次の各号に定める日とする。

(1) 当日取引

当該併合の効力発生の日（当該併合の効力発生の日が休業日に当たるときは、当該併合の効力発生の日の翌日）とする。

(取引の一時中断)

第20条 規程第33条第1項本文に規定する本所が適当と認める時間は、同項第1号及び第3号に該当した場合には15分間以上とし、同項第2号及び第4号に該当した場合には10分間以上とする。

2 規程第33条第1項ただし書に規定する本所が定める場合は、午後2時45分から日中立会終了時まで又は翌日の午前2時30分から夜間立会終了時まで
の間に同項各号のいずれかに該当した場合、及び過誤のある呼値が入力されたことにより同項各号のいずれかに該当した場合とする。

3 規程第33条第1項第2号及び第4号に規定する本所が定める時間は、5分間とする。

4 規程第33条第4項に規定する本所が定める値幅は、取引状況等を勘案して本所が適当と認める値幅とする。

(2) 普通取引

当該併合の効力発生の日の3日前の日とする。

2 規程第24条の2第2項に規定する併合後の上場投資信託受益証券又は上場投資証券の売買開始の期日は、次の各号に定める日とする。

(1) 当日取引

当該受益権又は投資口の併合の効力発生の日(当該受益権又は投資口の併合の効力発生の日が休業日に当たるときは、当該受益権又は投資口の併合の効力発生の日の翌日)とする。

(2) 普通取引

当該受益権又は投資口の併合の効力発生の日の3日前の日とする。

(取得対価の変更期日等)

第20条 規程第25条に規定する取得対価の変更期日及び行使条件の変更期日は、次の各号に定める日とする。

(1) 当日取引

種類株の発行者の定める取得対価の変更が行われる日の前日(当該日に保管振替機構において取得請求の取次ぎが停止されているときは、変更前の条件での取得請求が可能な期間の最終日)、外国株預託証券に係る預託機関の定める表示株式数の変更が行われる日(当該預託機関により、外国株預託証券と当該外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券との交換が停止又は制限される期間が設けられる場合にあっては、当該期間の開始日)の前日(当該日以外の日を別に定める必要があると本所が認めるときは、本所がその都度指定する日)及び転換社債型新株予約権付社債券の発行者の定める行使条件の変更が行われる日の前日(当該日に保管振替機構において行使請求の取次ぎが停止されているときは、変更前の条件での行使請求が可能な期間の最終日)(以下「旧条件最終適用日」という。)の翌日

(2) 普通取引

次のa又はbに定めるところによる。

a 取得対価の変更期日及び表示株式数の変更期日

旧条件最終適用日の2日前の日（旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の3日前の日）とする。

b 行使条件の変更期日

旧条件最終適用日の3日前の日（旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の4日前の日）とする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、旧条件最終適用日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）が利払期日の前日に当たるときは、旧条件最終適用日の4日前の日（旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の5日前の日）とする。

（期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日）

第20条の2 規程第25条の2に規定する期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日は、次の各号に定める日とする。

(1) 当日取引

期中償還請求期間満了の日の翌日

(2) 普通取引

期中償還請求期間満了の日の3日前の日（期中償還請求期間満了の日が休業日に当たるときは、期中償還請求期間満了の日の4日前の日）とする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、期中償還請求期間満了の日の前日が利払期日の前日に当たるときは、期中償還請求期間満了の日の4日前の日（期中償還請求期間満了の日が休業日に当たるときは、期中償還請求期間満了の日の5日前の日）とする。

(削る)

（過誤訂正等のための取引の承認申請）

第21条 規程第34条第1項の規定により本所の承認を受けようとする取引参加者は、本所が定める様式により申請を行うものとする。

（経過利子の計算において差し引く税額相当額）

第21条 規程第26条に規定する税額相当額として本所が定める額は、利子に係る源泉徴収税額相当額（円位未満を切り捨てる。）とする。

(特別清算数値算出に係る値段)

第22条 規程第36条第1項第1号及び第2号並びに第40条第2項に規定する約定値段に関し、これらのかつこ書に規定する本所が定める値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の取引対象指数又は対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 日経平均、日経300及び業種別指数

a 取引最終日の終了する日の翌日において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当該銘柄に特別気配値段（東京証券取引所の定める呼値に関する規則第10条の規定により特別気配表示された特別気配値段をいう。この号において同じ。）がある場合は、最終特別気配値段とする。

b 取引最終日の終了する日の翌日において、東京証券取引所における当該銘柄に最終特別気配値段がない場合は、直近の約定値段（最終特別気配値段及び東京証券取引所の定める呼値に関する規則第11条の規定により連続約定気配表示された最終連続約定気配値段を含む。次のcにおいて同じ。）とする。

c 東京証券取引所における当該銘柄の直近の配当落等の期日（東京証券取引所の定める業務規程第25条第1項の規定により定める日をいい、配当（剰余金配当をいう。第2号cにおいて同じ。）落のみに係る日を除く。）又は株式併合後の株券の売買開始の期日（東京証券取引所の定める業務規程第25条の2の規定により定める日をいう。）以後の日において約定値段がない場合は、前号の規定にかかわらず、本所がその都度定める値段とする。

(2) MSCI JAPAN及びCRNP指数

a 取引最終日の終了する日の翌日において、主たる取引所金融商品市場における当該銘柄に特別気配値段（当該主たる取引所金融商品市場を開設する者（以下「主たる取引所」という。）が定めるところにより気配表示され

(売買の停止)

第22条 規程第27条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第27条第1号に掲げる場合の当該債券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の停止は、原則として、抽選償還の当選番号発表日の3日前の日（当選番号発表日が休業日に当たるときは当該日の4日前の日）から当選番号発表日までとする。

(2) 規程第27条第2号に掲げる場合の売買の停止は、有価証券又はその発行者等に関し、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（その特例を含む。）により開示が必要とされる事実に関する情報が生じている場合において、本所が必要と認めた時から、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本所が確認した後15分を経過した時（監理銘柄若しくは整理銘柄への指定事由に該当する場合又はそのおそれがあると認める場合は、本所が監理銘柄又は整理銘柄への指定の決定に関する発表を行った後15分を経過した時）までとする。ただし、当該銘柄を整理銘柄に指定することとした場合その他本所が停止の継続を適当と認めた場合は、停止期間を延長することができる。

(3) 規程第27条第3号に掲げる場合の売買の停止は、本所がその都度必要と認める期間とする。ただし、カバードワラントにあっては、原則として、当該銘柄の指標資産に係る上場株券等の売買を停止する場合又は他の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場において、これに相当する措置が行われる場合は、当該上場株券等の売買の停止期間又は本所がその都度必要と定める期間とする。

(4) 規程第27条第4号に掲げる場合の売買の停止は、本所がその都度必要と認める期間とする。

(5) 規程第27条第5号に掲げる場合の売買の停止は、次のa又はbに定める期間とする。

a 売買の取消しを行う場合

た特別気配値段を含む。この号において同じ。）がある場合は、最終特別気配値段とする。

b 取引最終日の終了する日の翌日において、主たる取引所金融商品市場における当該銘柄に最終特別気配値段がない場合は、直近の約定値段（最終特別気配値段及び主たる取引所が定めるところにより連続約定気配表示された最終連続約定気配値段を含む。次のcにおいて同じ。）とする。

c 主たる取引所金融商品市場における当該銘柄の直近の配当落等の期日（配当落等の期日として主たる取引所の定める日をいい、配当落のみに係る日を除く。）又は株式併合後の株券の売買開始の期日として主たる取引所が定める日以後の日において約定値段がない場合は、前号の規定にかかわらず、本所がその都度定める値段とする。

2 規程第36条第1項第4号に規定する本所が定める時間は10分間（日経平均に係る指数オプション取引における第二限月取引（最初に取引最終日が到来する限月取引の次に取引最終日が到来する限月取引をいう。）について、規程第32条各号の規定により取引の停止が行われた時間及び同規程第33条の規定により取引の一時中断が行われた時間を除く。）とする。

（オプションの消滅）

第23条 規程第39条に規定する本所が定める時限は、権利行使日の午後5時とする。

本所がその都度必要と認める期間

b 売買の取消しを行わない場合

本所が売買の取消しを行わないことを発表した後30分を経過した時まで

（取消しの可能性の周知が必要と認める場合）

第23条 規程第27条第5号に掲げる場合の売買の停止は、原則として、過誤のある注文により、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める数量又は金額を超える売買が成立した場合に行うものとする。

(1) 内国株券、内国商品信託受益証券及び優先出資証券

上場株式数（優先出資証券の場合は上場優先出資口数をいい、投資信託受益証券及び内国商品信託受益証券の場合は上場受益権口数をいい、投資証券の場合は上場投資口口数をいう。）の10%に相当する数量

(2) 外国株券（外国投資信託受益証券を除く。）
及び外国株預託証券

上場株式数（外国株預託証券の場合は上場預
託証券数をいい、外国証券信託受益証券及び外
国受益証券発行信託の受益証券の場合は上場受
益権口数をいう。）の5%に相当する数量

(3) 転換社債型新株予約権付社債券

額面金額20億円

(4) 外国投資信託受益証券及び外国投資証券

上場受益権口数及び上場投資口数の1%に
相当する数量

(5) カバードワラント

上場カバードワラント数の5%に相当する数
量

(6) 出資証券

上場出資口数の10%に相当する数量

2 前項に規定するほか、債券に係る規程第27条第
5号に掲げる場合の売買の停止は、本所が必要と認
める場合に行うものとする。

(ギブアップの申告時限)

第24条 規程第43条第1項に規定する申告は、ギブ
アップに係る市場デリバティブ取引が成立した取
引日の終了する日の午後4時45分までに行うもの
とする。

(板の様式、記載方法及び記載事項の訂正)

第24条 規程第14条第5項に規定する板の様式、記
載方法及び記載事項の訂正については、次の各号に
定めるところによるものとする。

(1) 様式

板の様式は、別表のとおりとする。

(2) 記載方法

a 板呼値の記載

板呼値の記載は、売り及び買い別の値段ご
とに、取引参加者名(本所が定める取引参加者
の番号。以下同じ。)及び数量を、時間の先後
が明らかとなる方法により行う。

b 受託時区分の表示

板呼値について、次に定める区分を表示す
る。

(a) 売買立会の始めの約定値段決定時及び第
8条に規定する売買が中断された場合の中
断後最初の約定値段決定時における決定前
後の区分

(b) 売買立会開始時から30分ごとの区分。ただ

し、始めの約定値段が決定される以前及び第8条に規定する売買が中断された場合の中断後最初の約定値段が決定される以前においては、その表示を要しない。

(c) 午前立会、午後立会の区分

c 売買が成立した板呼値の抹消方法

板呼値について、売買が成立したときは、次に定めるところにより、その抹消を行う。

(a) 全部の数量が成立した場合

取引参加者名及び数量を事後において判読できる方法により抹消する。

(b) 一部の数量が成立した場合 数量を事後において判読できる方法により抹消し、その左側に残数量を記載する。

(3) 記載事項の訂正

板呼値の数量の減少となる訂正又は板呼値の取消しは、取引参加者名及び数量を事後において判読できる方法により行う。

(テイクアップの申告時限)

第25条 規程第44条第1項に規定する申告は、ギブアップに係る市場デリバティブ取引が成立した取引日の終了する日の午後5時までに行うものとする。

(過誤のある注文に係る公表事項)

第26条 規程第52条に規定する本所が定める事項は、過誤のある注文に関する次の各号に定める事項とする。

(1) 銘柄 (指数先物取引にあつては、限月取引)

(2) 発注した取引参加者の名称

(3) 内容

a 発注時刻

b 売付け又は買付けの区別

c 値段

d 数量

(4) 売買成立等の状況

a 取消しの時刻 (すべての数量について売買が成立した場合はその時刻)

b 約定値段 (発注後最初及び最後の約定に係

第25条から第28条まで 削除

る値段に限る。)

c 売買成立の数量

(個別証券オプションの上場廃止日)

第27条 規程53条に規定する上場廃止日等は、次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第53条第1項第1号の規定により個別証券オプションの上場を廃止する場合

a 個別証券オプションの上場廃止日

いずれの個別証券オプション上場取引所においても当該オプション対象証券が上場廃止となる日

b 規程第53条第2項に規定する本所が定める限月取引及びその数

(a) オプション対象証券が合併、株式交換又は株式移転により上場廃止（規程第51条第1項第1号に掲げる場合に該当するときの当該オプション対象証券の上場廃止に限る。）となる場合（オプション対象証券が指定取引所の定めるところにより整理銘柄に指定される又はこれに相当する措置が行われる場合を除く。）には、本所がその都度定める日以降において、原則として、吸収合併若しくは新設合併がその効力を生ずる日、株式交換がその効力を生ずる日又は株式移転がその効力を生ずる日以降の日を取引最終日とする限月取引が二つ以上となる新たな限月取引に係る取引についてはこれを行わないものとし、取引最終日がオプション対象証券の上場廃止日の前日以降の日となる限月取引の取引最終日は、当該オプション対象証券の上場廃止日の前々日（休業日を除く。）を除く。）とする。

(b) 前(a)に規定する場合以外である場合には、当該個別証券オプションの上場廃止を決定した日の翌日以降の日を取引開始日とする新たな限月取引に係る取引についてはこれを行わないものとし、取引最終日がオプション対象証券の上場廃止日の前日以降

の日となる限月取引の取引最終日は、当該オプション対象証券の上場廃止日の前々日とする。ただし、当該上場廃止日の前々日を当該取引最終日とすることが適当でない
と本所が認める場合には、本所がその都度定める日を取引最終日とするものとする。

(2) 規程第53条第1項第2号の規定により個別証券オプションの上場を廃止する場合

a 個別証券オプションの上場廃止日

規程第53条第1項第2号に規定する基準日の翌々月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）とする。

b 規程第53条第2項に規定する本所が定める限月取引及びその数

本所が個別証券オプションの上場廃止を決定した日の翌日以降の日を取引開始日とする新たな限月取引に係る取引についてはこれを行わないものとし、取引最終日が当該個別証券オプションの上場廃止日以降の日となる限月取引の取引最終日は、当該上場廃止日の前日とする。

(大口建玉の報告)

第28条 規程第54条第5項に規定する本所が報告数量として定める数量は、取引単位の500倍の数量とする。

2 規程第54条第5項に規定する報告は、所定の様式により、報告数量として定める数量以上となった日の翌日及び当該報告数量として定める数量以上となった日の翌日後の日で本所が必要と認める日に行うものとする。

(削る)

(削る)

(過誤訂正等のための売買の承認申請)

第29条 規程第39条の規定により本所の承認を受けようとする取引参加者は、本所が定める様式により申請を行うものとする。

(復活のための売買)

第29条の2 規程第39条の2の規定により本所の承認を受けようとする取引参加者は、本所が定める様

式により申請を行うものとする。

2 前項の申請について、本所は、次の各号のいずれにも該当する場合にこれを承認するものとする。

(1) 過誤のある注文に係る売買が最初に成立した時から規程第27条第5号の規定により売買の停止が行われた時（売買の停止が行われなかった場合にあつては、規程第77条の規定により当該過誤のある注文について公表された時）までの間に、次のいずれかの売買（以下「連鎖取引」という。）を行っていること。

a 取り消された売買に係る注文を委託した顧客が、当該取り消された売買に係る注文を委託した取引参加者と同一の取引参加者に委託して行った、当該取り消された売買に係る売付け後の売却代金による買付け又は買付け後の当該買付けた有価証券の売付け

b 信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済（弁済の繰延期限にあたる日における弁済に限る。）のための売買

c 個別証券オプション取引の権利行使により成立するオプション対象証券の売買の決済のための売買

(2) 取り消された売買に係る売付け又は買付けが、取引一任契約又は金融商品取引業者（法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る。）若しくは取引所取引許可業者の自己の計算に基づき行われたものでないこと。

(3) 売買の取消しが行われたことにより、委託者が連鎖取引の決済を行うことができなくなること。

3 復活のための売買は、顧客ごとに、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める数量を上限とする。ただし、当該顧客についてJ-NET市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則等の特例の施行規則第8条の2第1項に規定する申請を行うときは、復活のための売買及びJ-NET市場特例第21条第1項の売買の合計について、当該上限を適用するものとする。

(削る)

(1) 株券，外国投資証券，優先出資証券，外国株
預託証券及び出資証券

2千万円を，取り消された売買に係る銘柄の
当該売買が行われた日における基準値段（基準
値段がない場合には，本所がその都度定める値
段。次号において同じ。）で除して得た数量を，
当該銘柄の売買単位で除して得た数量（10に満
たない端数は切り上げる。）

(2) 債券及び転換社債型新株予約権付社債券

2千万円を，取り消された売買に係る銘柄の
当該売買が行われた日における基準値段で除し
て得た金額を，当該銘柄の額面金額で除して得
た数量に100を乗じて得た数量（10に満たない端
数は切り上げる。）

(3) カバードワラント

第1号の規定を準用する。

(売買管理上適当でないとする場合)

第29条の3 規程第40条第1項に規定する本所が売
買管理上適当でないとする場合は，次の各号に定
める場合とする。

(1) 立会外分売に係る有価証券について，直前に
立会外分売が行われた日から4週間を経過して
いない場合（直前に行われた立会外分売におい
て，売買が成立しなかった数量の範囲内で再度
立会外分売を行う場合を除く。）

(2) 立会外分売に係る有価証券の発行者が，法第
166条第2項第1号から第3号まで及び同第5
号から第7号までに定める事項（投資信託受益
証券，外国投資信託受益証券，受益証券発行信
託の受益証券（外国法人の発行する株券を信託
財産とする外国証券信託受益証券を除く。），
外国受益証券発行信託の受益証券，投資証券及
び外国投資証券にあつては，これらに準ずる事
項）について，上場有価証券の発行者の会社情
報の適時開示等に関する規則（その特例を含
む。）に基づき開示を行った日から10日を経過
していない場合

(3) 立会外分売に係る有価証券について，一般募
集，株主割当，売出し，取引所金融商品市場に

おける買付けその他本所が適当と認める方法以外の方法で1か年以内に取得したものではないことの確認がとれない場合

(4) 立会外分売に係る有価証券の売買立会における売買状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合で、本所が立会外分売を行うことが適当でないと認めるとき。

(立会外分売の数量)

(削る)

第30条 規程第40条第1項に規定する本所が定める顧客の売付注文の数量(2人以上の顧客が同時に同一条件で立会外分売の委託を行う場合は、当該顧客の売付注文の数量の合計)については、当該銘柄の売買立会における最近6か月間(届出日が月の1日から20日までの間は、その前々月以前6か月間とし、月の21日から末日までの間は、前月以前6か月間とする。)の1日平均売買高(普通取引の売買高)を基準として、次の各号に掲げる数量とする。ただし、上場後6か月を経過していない銘柄の1日平均売買高に関し必要な事項は、本所がその都度定めるものとする。

(1) 内国株券(JASDAQに上場する内国法人の発行する株券(以下「JASDAQ内国株券」という。)、JASDAQに上場する内国法人の発行する新株予約権証券、優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券を除く。)

a 売買単位が100株を超える銘柄

1日平均売買高 数 量

市場第一部銘柄 市場第二部銘柄

5万株未満のもの 15万株 7万株

5万株以上10万株未満のもの 20万株 10万株

10万株以上30万株未満のもの 30万株 15万株

30万株以上50万株未満のもの 40万株 20万株

50万株以上75万株未満のもの 50万株 25万株

75万株以上100万株未満のもの 60万株 30万株

100万株以上200万株未満のもの 80万株 40万株

200万株以上300万株未満のもの 150万株 80万株

300万株以上のもの 200万株 100万株

b 売買単位が1株を超え100株以下の銘柄

1日平均売買高 数 量

5万株未満のもの	3万株	1.5万株
5万株以上 10万株未満のもの	4万株	2万株
10万株以上 30万株未満のもの	6万株	3万株
30万株以上 50万株未満のもの	8万株	4万株
50万株以上 75万株未満のもの	10万株	5万株
75万株以上100万株未満のもの	12万株	6万株
100万株以上200万株未満のもの	16万株	8万株
200万株以上300万株未満のもの	30万株	15万株
300万株以上のもの	40万株	20万株

c 売買単位が1株の銘柄

1日平均売買高 数 量

50株未満のもの	150株	70株
50株以上 100株未満のもの	200株	100株
100株以上 300株未満のもの	300株	150株
300株以上 500株未満のもの	400株	200株
500株以上 750株未満のもの	500株	250株
750株以上1千株未満のもの	600株	300株
1千株以上2千株未満のもの	800株	400株
2千株以上3千株未満のもの	1.5千株	800株
3千株以上のもの	2千株	1千株

(1)の2 JASDAQ内国株券及びJASDAQ

に上場する内国法人の発行する新株予約権証券

前号の規定を準用する。この場合において、同規定中「市場第一部銘柄」とあるのは「スタンダード銘柄」と、「市場第二部銘柄」とあるのは「グロース銘柄」とそれぞれ読み替えるものとする。

(2) 外国株券（外国投資信託受益証券，外国証券

信託受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。）

a 売買単位を1,000株とする銘柄

1日平均売買高	数	量
5万株未満のもの	7万株	
5万株以上10万株未満のもの	10万株	
10万株以上30万株未満のもの	15万株	
30万株以上50万株未満のもの	20万株	
50万株以上70万株未満のもの	25万株	
70万株以上100万株未満のもの	30万株	

<u>100万株以上200万株未満のもの</u>	<u>40万株</u>
<u>200万株以上300万株未満のもの</u>	<u>80万株</u>
<u>300万株以上のもの</u>	<u>100万株</u>
b <u>売買単位を500株とする銘柄</u>	
<u>1日平均売買高</u>	<u>数 量</u>
<u>2.5万株未満のもの</u>	<u>3.5万株</u>
<u>2.5万株以上 5万株未満のもの</u>	<u>5万株</u>
<u>5万株以上 15万株未満のもの</u>	<u>7.5万株</u>
<u>15万株以上 25万株未満のもの</u>	<u>10万株</u>
<u>25万株以上 35万株未満のもの</u>	<u>12.5万株</u>
<u>35万株以上 50万株未満のもの</u>	<u>15万株</u>
<u>50万株以上100万株未満のもの</u>	<u>20万株</u>
<u>100万株以上150万株未満のもの</u>	<u>20万株</u>
<u>150万株以上のもの</u>	<u>50万株</u>
c <u>売買単位を100株とする銘柄</u>	
<u>1日平均売買高</u>	<u>数 量</u>
<u>5千株未満のもの</u>	<u>7千株</u>
<u>5千株以上 1万株未満のもの</u>	<u>1万株</u>
<u>1万株以上 3万株未満のもの</u>	<u>1.5万株</u>
<u>3万株以上 5万株未満のもの</u>	<u>2万株</u>
<u>5万株以上 7万株未満のもの</u>	<u>2.5万株</u>
<u>7万株以上10万株未満のもの</u>	<u>3万株</u>
<u>10万株以上20万株未満のもの</u>	<u>4万株</u>
<u>20万株以上30万株未満のもの</u>	<u>8万株</u>
<u>30万株以上のもの</u>	<u>10万株</u>
d <u>売買単位を50株とする銘柄</u>	
<u>1日平均売買高</u>	<u>数 量</u>
<u>2.5千株未満のもの</u>	<u>3.5千株</u>
<u>2.5千株以上 5千株未満のもの</u>	<u>5千株</u>
<u>5千株以上1.5万株未満のもの</u>	<u>7.5千株</u>
<u>1.5万株以上2.5万株未満のもの</u>	<u>1万株</u>
<u>2.5万株以上3.5万株未満のもの</u>	<u>1.25万株</u>
<u>3.5万株以上 5万株未満のもの</u>	<u>1.5万株</u>
<u>5万株以上10万株未満のもの</u>	<u>2万株</u>
<u>10万株以上15万株未満のもの</u>	<u>4万株</u>
<u>15万株以上のもの</u>	<u>5万株</u>
e <u>売買単位を10株とする銘柄</u>	
<u>1日平均売買高</u>	<u>数 量</u>
<u>500株未満のもの</u>	<u>700株</u>
<u>500株以上 1千株未満のもの</u>	<u>1千株</u>

<u>1千株以上3千株未満のもの</u>	<u>1.5千株</u>
<u>3千株以上5千株未満のもの</u>	<u>2千株</u>
<u>5千株以上7千株未満のもの</u>	<u>2.5千株</u>
<u>7千株以上1万株未満のもの</u>	<u>3千株</u>
<u>1万株以上2万株未満のもの</u>	<u>4千株</u>
<u>2万株以上3万株未満のもの</u>	<u>8千株</u>
<u>3万株以上のもの</u>	<u>1万株</u>

f 売買単位を1株とする銘柄

<u>1日平均売買高</u>	<u>数 量</u>
<u>50株未満のもの</u>	<u>70株</u>
<u>50株以上100株未満のもの</u>	<u>100株</u>
<u>100株以上300株未満のもの</u>	<u>150株</u>
<u>300株以上500株未満のもの</u>	<u>200株</u>
<u>500株以上700株未満のもの</u>	<u>250株</u>
<u>700株以上1千株未満のもの</u>	<u>300株</u>
<u>1千株以上2千株未満のもの</u>	<u>400株</u>
<u>2千株以上3千株未満のもの</u>	<u>800株</u>
<u>3千株以上のもの</u>	<u>1千株</u>

(立会外分売の届出)

(削る)

第31条 規程第40条第2項の規定による届出は、本所が定める様式により、売買立会終了後、直ちに行うものとする。

(立会外分売に係る基準値段)

(削る)

第32条 規程第41条かつこ書に規定する本所が定める基準値段は、呼値の制限値幅に関する規則別表「基準値段算出に関する表」により算出された値段とする。

(立会外分売の買付申込み)

(削る)

第33条 規程第42条第1項に規定する立会外分売に対する買付けの申込みは、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 買付申込方法

立会外分売に対する買付けの申込みは、取引参加者端末装置から入力する方法により行うものとする。ただし、本所が必要があると認める場合は、申込方法を変更することができる。

(2) 買付申込数量の単位

買付申込数量の単位は、当該銘柄の売買立会による売買単位に準ずるものとする。

(3) 買付申込数量の制限

本所が立会外分売に対する買付申込数量の限度を定める必要を認めた場合で、かつ立会外分売を委託した顧客がその限度を定めたときは、取引参加者は、同一顧客からの当該限度を超える数量の買付申込みを受託することができないものとする。

(立会外分売における対当順位)

(削る)

第34条 規程第43条に規定する本所が定める順位は、次の各号に定めるところによる。

(1) 対当の順位は次のとおりとする。

a 第1順位

顧客（金融商品取引業者（法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る。以下この号において同じ。）及び取引所取引許可業者を除く。）からの委託に基づく買付申込数量

b 第2順位

金融商品取引業者及び取引所取引許可業者の自己の計算に基づく買付申込数量

(2) 前号 a 及び b に規定するそれぞれの買付申込数量の対当順位は、次のとおりとする。この場合において、同一取引参加者の買付申込数量が分売総数量を超えているときは、当該買付申込数量は、分売総数量と同数量とする。

a 買付けの申込みを行っている取引参加者単位により、申込数量の多い取引参加者から少ない取引参加者の順序（申込数量が同一の取引参加者については抽選による。）で、最小単位をそれ以外の部分の数量に優先させ、対当させる。

b 最小単位以外の数量については、取引参加者単位でその数量に比例させ、対当させる。ただし、最小単位未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

(3) 前号 b ただし書の規定により切り捨てた分については、切捨数量の多い取引参加者から最小

単位を順次対当させる。ただし、その数量が同一の取引参加者については、抽選により対当させる。

(削る)

第35条 削除

(国外取引参加者に係る有価証券売買責任者の承認申請)

(削る)

第36条 規程第76条第3項の規定による申請は、本所が定める様式による承認申請書に本所が必要と認める書類を添付して行うものとする。

(削る)

(過誤のある注文に係る公表事項)

第37条 規程第77条に規定する本所が定める事項は、過誤のある注文に関する次の各号に定める事項とする。

(1) 銘柄

(2) 発注した取引参加者の名称

(3) 内容

a 発注時刻

b 売付け又は買付けの区別

c 値段

d 数量

(4) 売買成立等の状況

a 取消しの時刻 (すべての数量について売買が成立した場合はその時刻)

b 約定値段 (発注後最初及び最後の約定に係る値段に限る。)

c 売買成立の数量

付 則

この規則は、平成25年7月16日から施行する。

(別表1) ストラテジー取引の種類等

<u>ス</u>	<u>ス</u>	<u>ス</u>	<u>イ</u>	<u>ス</u>
<u>ト</u>	<u>ト</u>	<u>ト</u>	<u>ン</u>	<u>ト</u>
<u>ラ</u>	<u>ラ</u>	<u>ラ</u>	<u>プ</u>	<u>ラ</u>
<u>テ</u>	<u>テ</u>	<u>テ</u>	<u>ラ</u>	<u>テ</u>
<u>ジ</u>	<u>ジ</u>	<u>ジ</u>	<u>イ</u>	<u>ジ</u>
<u>ー</u>	<u>ー</u>	<u>ー</u>	<u>ド</u>	<u>ー</u>
<u>取</u>	<u>取</u>	<u>取</u>	<u>機</u>	<u>値</u>
<u>引</u>	<u>引</u>	<u>引</u>	<u>能</u>	<u>段</u>
<u>の</u>				<u>の</u>
<u>種</u>				<u>算</u>
<u>類</u>				<u>出</u>
				<u>方</u>
				<u>法</u>

(新設)

カ レ ン ダ ー ス プ レ ッ ド	期近限月 取引の売 付け及び 期先限月 取引の買 付けがそ れぞれ1 単位成立 する取引	期近限月 取引の買 付け及び 期先限月 取引の売 付けがそ れぞれ1 単位成立 する取引	○	期先限 月取引 の値段 から期 近限月 取引の 値段を 減じる
コ ー ル ・ ス プ レ ッ ド	1単位の コールの 買付け及 び同一限 月取引の より高い 権利行使 価格の1 単位のコ ールの売 付け	1単位の コールの 売付け及 び同一限 月取引の より高い 権利行使 価格の1 単位のコ ールの買 付け	○	コールの 値段から より高い 権利行使 価格のコ ールの値 段を減じ る
プ ッ ト ・ ス プ レ ッ ド	1単位の プットの 買付け及 び同一限 月取引の より低い 権利行使 価格の1 単位のプ ットの売 付け	1単位の プットの 売付け及 び同一限 月取引の より低い 権利行使 価格の1 単位のプ ットの買 付け	○	プットの 値段から より低い 権利行使 価格のプ ットの値 段を減じ る
コ ー ル ・ カ レ ン ダ ー ス プ レ ッ ド	期近限月 取引の1 単位のコ ールの売 付け及び 期先限月 取引の同 一権利行 使価格の 1単位の コールの 買付け	期近限月 取引の1 単位のコ ールの買 付け及び 期先限月 取引の同 一権利行 使価格の 1単位の コールの 売付け	○	期先限月 取引のコ ールの値 段から期 近限月取 引のコ ールの値 段を減じる
プ ッ ト ・ カ レ ン ダ ー ス プ レ ッ ド	期近限月 取引の1 単位のプ ットの売 付け及び 期先限月 取引の同 一権利行 使価格の	期近限月 取引の1 単位のプ ットの買 付け及び 期先限月 取引の同 一権利行 使価格の	○	期先限月 取引のプ ットの値 段から期 近限月取 引のプッ トの値段 を減じる

	<u>1 単位の プットの 買付け</u>	<u>1 単位の プットの 売付け</u>		
<u>コー ル・ダ イア ゴナ ル・カ レン ダ ー・ス プレ ット</u>	<u>期近限月 取引の1 単位のコ ールの売 付け及び 期先限月 取引の異 なる権利 行使価格 の1単位 のコール の買付け</u>	<u>期近限月 取引の1 単位のコ ールの買 付け及び 期先限月 取引の異 なる権利 行使価格 の1単位 のコール の売付け</u>	○	<u>期先限月 取引のコ ールの値 段から期 近限月取 引のコ ールの値 段を減 じる</u>
<u>プッ ト・ダ イア ゴナ ル・カ レン ダ ー・ス プレ ット</u>	<u>期近限月 取引の1 単位のプ ットの売 付け及び 期先限月 取引の異 なる権利 行使価格 の1単位 のプット の買付け</u>	<u>期近限月 取引の1 単位のプ ットの買 付け及び 期先限月 取引の異 なる権利 行使価格 の1単位 のプット の売付け</u>	○	<u>期先限月 取引のプ ットの値 段から期 近限月取 引のプッ トの値 段を減 じる</u>
<u>スト ラン グル</u>	<u>1 単位の プットの 買付け及 び同一限 月取引の より高い 権利行使 価格の1 単位のコ ールの買 付け</u>	<u>1 単位の プットの 売付け及 び同一限 月取引の より高い 権利行使 価格の1 単位のコ ールの売 付け</u>	○	<u>コールの 値段にプ ットの値 段を加え る</u>
<u>スト ラド ル</u>	<u>1 単位の プットの 買付け及 び同一限 月取引の 同一権利 行使価格 の1単位 のコール の買付け</u>	<u>1 単位の プットの 売付け及 び同一限 月取引の 同一権利 行使価格 の1単位 のコール の売付け</u>	○	<u>コールの 値段にプ ットの値 段を加え る</u>
<u>コー ル・バ タフ ライ</u>	<u>1 単位の コールの 買付け及 び同一限</u>	<u>1 単位の コールの 売付け及 び同一限</u>	○	<u>コールの 値段から より高い 権利行使</u>

	月取引の より高い 権利行使 価格の2 単位のコ ールの売 付け及び 同一限月 取引のさ らに高い 権利行使 価格の1 単位のコ ールの買 付け	月取引の より高い 権利行使 価格の2 単位のコ ールの買 付け及び 同一限月 取引のさ らに高い 権利行使 価格の1 単位のコ ールの売 付け		価格のコ ールの値 段に2を 乗じた数 値を減 じ、さら に高い権 利行使価 格のコ ールの値 段を加 える
プット・バ タフライ	1単位の プットの 買付け及 び同一限 月取引の より高い 権利行使 価格の2 単位のプ ットの売 付け及び 同一限月 取引のさ らに高い 権利行使 価格の1 単位のプ ットの買 付け	1単位の プットの 売付け及 び同一限 月取引の より高い 権利行使 価格の2 単位のプ ットの買 付け及び 同一限月 取引のさ らに高い 権利行使 価格の1 単位のプ ットの売 付け	○	プットの 値段から より高い 権利行使 価格のプ ットの値 段に2を 乗じた数 値を減 じ、さら に高い権 利行使価 格のプッ トの値段 を加える

(注1) インプライド機能欄に○があるのは、規程第28条に規定する本所が定める種類のストラテジー取引であることを示す。

(注2) プットとは、個別証券プットオプション又は指数プットオプションをいう。

(注3) コールとは、個別証券コールオプション又は指数コールオプションをいう。

(注4) 期近限月取引とは、取引最終日が先に到来する限月取引をいう。

(注5) 期先限月取引とは、取引最終日が後に到来する限月取引をいう。

(注6) カレンダーस्पレッドは、指数先物取引に限り、カレンダーस्पレッド以外のストラテジー取引はオプション取引に限る。

(別表2) 理論価格算出に関する表

(新設)

$$\text{理論価格} = S e^{(r-\delta)t}$$

(注1) 上式における各記号の意味は、次のとおりとする。

S : 算出時の取引対象指数

e : 自然対数の底

δ : 本所が指定する予想配当利回り

t : 翌日から当該限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）までの日数/365

r : 本所が指定する金利

(注2) 配当利回りは、日経平均、日経300、業種別指数及びRNP指数の場合は予想配当利回りを、MSCI JAPANの場合は過去の配当実績に基づく配当利回りをを用いるものとする。

(注3) 日経300、MSCI JAPAN及びRNP指数を対象とする指数先物取引の理論価格を算出する場合で、小数点第2位以下の端数が生じたときは、これを四捨五入する。

(注4) 日経平均株価及び業種別指数を対象とする指数先物取引の理論価格を算出する場合で、円位未満の端数が生じたときは、これを四捨五入する。

(注5) 取引対象指数は、理論価格の算出前に当該指数の算出者（当該指数の配信に係る委託者を含む。）から受信した取引対象指数のうち算出前に最も近い時点に受信した数値とする。

有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p><u>市場デリバティブ取引</u>又はその受託に関する規制措置</p> <p>(<u>市場デリバティブ取引</u>又はその受託に関する規制措置)</p> <p>第1条 業務規程第47条の規定に基づき、本所が<u>市場デリバティブ取引</u>又はその受託に関し行うことができる規制措置は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p><u>有価証券の売買等</u>又はその受託に関する規制措置</p> <p>(<u>有価証券の売買等</u>又はその受託に関する規制措置)</p> <p>第1条 業務規程第63条の規定に基づき、本所が<u>有価証券の売買等</u>又はその受託に関し行うことができる規制措置は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>信用取引による売付け若しくは買付けに係る委託保証金又は発行日取引に係る委託保証金の率の引上げ又は当該委託保証金の有価証券をもってする代用の制限</u></p> <p>(2) <u>信用取引による売付け若しくは買付けに係る委託保証金又は発行日取引に係る委託保証金を有価証券をもって代用する場合の代用価格の計算において、時価に乗すべき率の引下げ</u></p> <p>(3) <u>信用取引による売付け又は買付けに係る委託保証金の有価証券をもってする代用の制限を行う場合において、当該委託保証金のうち有価証券をもって代用することができない部分の全部又は一部に相当する額の金銭の取引参加者による本所への預託</u></p> <p>(4) <u>信用取引による売付け若しくは買付け(取引参加者の信用売り又は信用買いを含む。)の制限又は禁止</u></p> <p>(5) <u>発行日取引の総売付株数又は総買付株数の制限</u></p> <p>(6) <u>発行日取引につき、取引参加者が預託すべき売買証拠金(株式会社日本証券クリアリング機構の定める売買証拠金又は清算・決済規程第17条に定める売買証拠金をいう。以下同じ。)について、次に掲げる事項</u></p> <p>a <u>売買証拠金の預託日時の繰上げ</u></p> <p>b <u>売買証拠金の額の引上げ又は当該売買証拠金の有価証券をもってする代用の制限</u></p>

(1) 先物・オプション取引（清算・決済規程第4条第1項に規定する先物・オプション取引をいう。以下同じ。）に係る証拠金又は取引証拠金について、次に掲げる事項

a～c （略）

(2)～(6) （略）

(7) オプション取引の買付けに係る取引代金の決済日前における預託の受入れ

(8) （略）

（削る）

(9) （略）

（有価証券等清算取次ぎに対する適用）

第2条 市場デリバティブ取引に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該市場デリバティブ取引を行う者とみなしてこの規則を適用する。

（削る）

（注） この規則における用語の意義は、次に掲げる規則において定めるところによる。

(1) 業務規程

(2)～(4) （略）

c 発行日取引の総売付株数又は総買付株数の一定数量以上についての売買証拠金の累増

(7) 先物・オプション取引（清算・決済規程第3条第2項に規定する先物・オプション取引をいう。以下同じ。）に係る証拠金又は取引証拠金について、次に掲げる事項

a～c （略）

(8)～(12) （略）

(13) 委託に基づく売付有価証券若しくは買付代金又はオプション取引の買付けに係る取引代金の決済日前における預託の受入れ

(14) （略）

(15) 信用取引残高の日々公表

(16) （略）

（有価証券等清算取次ぎに対する適用）

第2条 有価証券の売買等に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該有価証券の売買等を行う者とみなしてこの規則を適用する。

（特設注意市場銘柄に指定された銘柄等に係る信用取引残高の公表）

第2条の2 本所は、有価証券上場規程第14条の6及びJASDAQにおける有価証券上場規程第40条に規定する特設注意市場銘柄に指定された銘柄が信用取引を行うことができる銘柄である場合には、その信用取引残高を日々公表するものとする。

（注） この規則における用語の意義は、次に掲げる規則において定めるところによる。

(1) 指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例

(2) 個別証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例

(3) 指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例

(4)～(6) （略）

付 則

この規則は、平成25年7月16日から施行する。

取引参加者規程施行規則の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(削る)</p>	<p><u>(法令遵守責任者の承認申請)</u> <u>第2条の2 取引参加者規程第7条の規定による申請は、本所が定める様式による承認申請書に本所が必要と認める書類を添付して行うものとする。</u></p>
<p><u>(金銭の取扱い)</u> <u>第3条 取引参加者規程第11条第1項又は第11条の2第1項の規定により、取引参加者が、信認金又は取引参加者保証金を金銭により本所に預託する場合には、クリアリング機構が本所に代わって当該金銭を受領するものとし、取引参加者は、クリアリング機構が指定する銀行のうちから当該取引参加者が選定した銀行に設けられたクリアリング機構名義の口座への振込みにより当該預託を行うものとする。</u> <u>2 本所に信認金又は取引参加者保証金として預託されている金銭の取引参加者への返戻については、クリアリング機構が、本所に代わって、クリアリング機構名義の口座から当該取引参加者名義の口座への振込みにより行うものとする。</u></p>	<p><u>第3条及び第4条 削除</u></p>
<p><u>第4条 削除</u></p> <p>(合併等の通知) 第4条の2 取引参加者規程第14条第2項の通知は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める事項その他本所が必要と認める事項について、当該行為の承認のため株主総会(株式会社以外の者にあつては、これに準ずるもの。以下この条において同じ。)の決議を行う場合は、原則として、当該行為を承認する株主総会の日²の2週間前の日まで、株主総会の決議を行わない場合は、原則として、取締役会など会社の意思決定機関による決定の日²の2週間前の日までに行うものとする。 (1) (略) (2) 取引参加者規程第14条第1項第2号に掲げる</p>	<p>(合併等の通知) 第4条の2 取引参加者規程第14条第2項の通知は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める事項その他本所が必要と認める事項について、当該行為の承認のため株主総会(株式会社以外の者にあつては、これに準ずるもの。以下この条において同じ。)の決議を行う場合は、原則として、当該行為を承認する株主総会の日²の2週間前の日まで、株主総会の決議を行わない場合は、原則として、取締役会など会社の意思決定機関による決定の日²の2週間前の日までに行うものとする。 (1) (略) (2) 取引参加者規程第14条第1項第2号に掲げる</p>

分割による事業の一部の他の法人への承継又は同項第4号に掲げる事業の一部の譲渡

a 分割又は事業の譲渡後の役員構成、組織体制及び本所の市場における市場デリバティブ取引の業務の見込み

b (略)

(3) (略)

(合併等の承認申請)

第4条の3 (略)

2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 合併等後の純財産額及び自己資本規制比率(第一種金融商品取引業を行わない者にあつては法第46条の6第1項の規定に準じて算出した比率をいい、リモート取引参加者にあつては本店又は主たる事務所の所在する国において当該国の法令等に基づき算出する自己資本の充実の状況等を示す数値等をいう。)の見込みを記載した書面(登録金融機関にあつては、これに準ずるものをいう。)

(5)～(7) (略)

(報告事項)

第5条 取引参加者規程第16条第1項に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。

(1)～(1)の3 (略)

(2) 第5条の5に規定するポジションの管理に関する事項を定めた社内規則、損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法(認可を受けた業務に係るものを含む。)を定めたとき又は変更したとき。

(3)～(6)の2 (略)

(7) 純財産額が(登録金融機関にあつては、純財産額)3億円を下回ったとき。

分割による事業の一部の他の法人への承継又は同項第4号に掲げる事業の一部の譲渡

a 分割又は事業の譲渡後の役員構成、組織体制及び本所の市場における有価証券の売買等の業務の見込み

b (略)

(3) (略)

(合併等の承認申請)

第4条の3 (略)

2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 合併等後の純財産額及び自己資本規制比率(第一種金融商品取引業を行わない者にあつては法第46条の6第1項の規定に準じて算出した比率をいい、国外取引参加者にあつては本店又は主たる事務所の所在する国において当該国の法令等に基づき算出する自己資本の充実の状況等を示す数値等をいう。)の見込みを記載した書面(登録金融機関にあつては、これに準ずるものをいう。)

(5)～(7) (略)

(報告事項)

第5条 取引参加者規程第16条第1項に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。

(1)～(1)の3 (略)

(2) 損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法(認可を受けた業務に係るものを含む。)を定めたとき又は変更したとき。

(3)～(6)の2 (略)

(7) 純財産額が(登録金融機関にあつては、純財産額)3億円を下回ったとき(当該取引参加者がIPO取引参加者である場合は、純財産額が5億円を下回ったとき)。

(8)～(13) (略)

(14) 法令（外国法人である金融商品取引業者又は取引所取引許可業者にあつては、外国金融商品取引法令を含む。）の違反に係る刑事事件について、公訴を提起されたとき又は判決等があったとき（上訴の場合を含む。）。

(14)の2 本所の市場における市場デリバティブ取引に関し法令に違反する行為又は本所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則に違反する行為が行われた事実を知ったとき。

(15) (略)
(削る)

(16) (略)

(17) 金融商品取引業者又は取引所取引許可業者の役員にあつては、役員が法第29条の4第1項第2号イからトまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき、登録金融機関の役員にあつては、役員が破産手続開始の決定、禁錮以上の刑又は法の規定により罰金の刑を受けた事実を知ったとき（外国銀行及び保険会社以外の登録金融機関の役員にあつては銀行法令の規定により、外国銀行の役員にあつては銀行法令又は外国銀行法令の規定により、保険会社の役員にあつては保険業法令の規定により罰金の刑を受けた事実を知ったときを含む。）。

(17)の2～(18)の2 (略)

(19) 民事事件に係る訴え（訴訟の目的の価額が3億円未満のものを除く。以下同じ。）を提起し若しくは提起され若しくは当該訴訟について判決等があったとき（上訴の場合を含む。）又は民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停（調停を求める事項の価額が3億円未満のものを除く。以下同じ。）を申し立て若しくは申し立てられ若しくは当該調停事件が終結したとき。

(19)の2～(23)の2 (略)

(23)の3 本所が定める決算概況表又は中間決算概

(8)～(13) (略)

(14) 法令（外国法人にあつては、外国金融商品取引法令を含む。）の違反に係る刑事事件について、公訴を提起されたとき又は判決等があったとき（上訴の場合を含む。）。

(14)の2 本所の市場における有価証券の売買等に関し法令に違反する行為又は本所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則に違反する行為が行われた事実を知ったとき。

(15) (略)

(15)の2 取引所取引許可業者について、金融商品取引業協会に相当する外国の団体に加入したとき又は当該外国の団体から脱退したとき。

(16) (略)

(17) 金融商品取引業者及び取引所取引許可業者にあつては、役員（取引所取引許可業者にあつては、国内代表者を含む。）が法第29条の4第1項第2号イからトまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき、登録金融機関にあつては、役員が破産手続開始の決定、禁錮以上の刑又は法の規定により罰金の刑を受けた事実を知ったとき（外国銀行及び保険会社以外の登録金融機関の役員にあつては銀行法令の規定により、外国銀行の役員にあつては銀行法令又は外国銀行法令の規定により、保険会社の役員にあつては保険業法令の規定により罰金の刑を受けた事実を知ったときを含む。）。

(17)の2～(18)の2 (略)

(19) 民事事件に係る訴え（訴訟の目的の価額が1億円未満のものを除く。以下同じ。）を提起し若しくは提起され若しくは当該訴訟について判決等があったとき（上訴の場合を含む。）又は民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停（調停を求める事項の価額が1億円未満のものを除く。以下同じ。）を申し立て若しくは申し立てられ若しくは当該調停事件が終結したとき。

(19)の2～(23)の2 (略)

(新設)

況表を作成したとき。

(24)・(24)の2 (略)

(25) 本所の市場における市場デリバティブ取引に関し使用しているシステム又は機器に障害が発生したことを知ったとき。

(25)の2～(26) (略)

2 (略)

(取引参加者の調査)

第5条の4 取引参加者は、当該取引参加者がその子会社又は親会社である外国証券業者(外国において金融商品取引業に類似する業を行う外国法人をいう。以下同じ。)から市場デリバティブ取引を受託した場合(他の子会社又は親会社である外国証券業者を通じて受託した場合を含む。)において、本所が、取引参加者規程第17条第3号の調査において、違反行為が行われた疑いが強いため必要があると認めて、当該取引参加者に対し、当該市場デリバティブ取引に係る当該外国証券業者の委託者に関する事項又は当該委託者による売付け若しくは買付けの委託の状況(当該市場デリバティブ取引が当該外国証券業者の計算によるものである場合は、当該外国証券業者に関する事項又は当該外国証券業者による売付け若しくは買付けの委託の状況)その他の事項について、報告又は資料の提出を請求したときは、正当な事由がないのにこれを拒んではならない。この場合において、本所は、当該取引参加者に対し、当該請求の目的及び理由を口頭又は文書等により明示するものとする。

2 取引参加者の子会社又は親会社が法令上の守秘義務を負っていることその他の真にやむを得ない事由により当該請求に応じることが困難な場合であって、本所にその旨及び理由を示した文書の提出等を行い、かつ、当該取引参加者が当該請求に応じないことについて正当な理由があると本所が認めるときには、前項の正当な事由があるものとする。

3 前2項に規定する子会社とは、会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社及び取引参加者が他の会社の総株主の議決権(株主総会において決議することができる事項の全部につき

(24)・(24)の2 (略)

(25) 本所の市場における有価証券の売買等に関し使用しているシステム又は機器に障害が発生したことを知ったとき。

(25)の2～(26) (略)

2 (略)

(新設)

議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社をいうものとし、取引参加者の子会社が他の会社の親会社である場合における当該他の会社及び他の会社が取引参加者の子会社の親会社である場合における当該他の会社は、当該取引参加者の子会社とみなす。

4 前3項に規定する親会社とは、会社法第2条第4号に規定する親会社及び他の会社が取引参加者の総株主の議決権の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社をいうものとし、他の会社が取引参加者の親会社の親会社である場合における当該他の会社及び取引参加者の親会社が他の会社の親会社である場合における当該他の会社は、当該取引参加者の親会社とみなす。

(ポジション管理に関する社内規則の制定)

第5条の5 取引参加者は、取引参加者規程第21条の3に規定するポジションの管理に関する事項を定めた社内規則を制定しなければならない。

第5条の6 (略)

(適当と認める役職員等)

第5条の7 取引参加者規程第21条の4第2号に規定する本所が適当と認める役職員とは、本所が行う研修を受講した者をいう。

2 (略)

(取引資格取得申請)

第6条 取引参加者規程第30条第1項の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した所定の取引資格取得承認申請書を本所に提出して行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 日本における代表者の氏名及び住所(取引資格取得申請者が取引所取引許可業者である場合に限る。)

(6) (略)

(新設)

第5条の4 (略)

(適当と認める役員及び従業員等)

第5条の5 取引参加者規程第21条の4第2号に規定する本所が適当と認める役員及び従業員とは、本所が行う研修を受講した者をいう。

2 (略)

(取引資格取得申請)

第6条 取引参加者規程第30条第1項の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した所定の取引資格取得承認申請書を本所に提出して行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 取引資格取得申請者が取引所取引許可業者であるときは、国内代表者の氏名及び住所

(6) (略)

2 前項の取引資格取得承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 金融商品取引業者又は取引所取引許可業者にあつては事業報告書（特別金融商品取引業者にあつては、法第57条の3第1項に基づく事業報告書を含む。）、登録金融機関にあつては単体又は連結の業務報告書

(5)～(8) (略)

3 (略)

4 取引参加者規程第30条第3項の本所が定める額は、100万円とする。この場合において、複数の取引資格を同時に取得申請するときであっても、当該資格取得に係る審査料は100万円とする。

(実態に差異がないと認める場合)

第6条の2 取引参加者規程第32条第3項に規定する取引資格を喪失する取引参加者と取引資格取得申請者の実態に差異がないと本所が認めるときとは、取引資格の取得申請者が取引資格を喪失する取引参加者から原則として全ての資産及び負債を承継し、又は譲り受ける場合で、証券業務の範囲、本所における注文執行体制、清算決済体制その他の業務執行体制及びリスク管理体制、法令遵守体制その他の内部管理体制等について重大な差異がないと本所が認めるときをいう。

(削る)

第7条 (略)

(取引所取引許可業者と金融商品取引業者間の移行に係る承認申請)

第7条の2 取引参加者規程第33条の2第2項の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した所定の承認申請書を本所に提出して行うものとする。

(1) (略)

2 前項の取引資格取得承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 事業報告書

(5)～(8) (略)

3 (略)

4 取引参加者規程第30条第3項の本所が定める額は、30万円とする。この場合において、複数の取引資格を同時に取得申請するときであっても、当該資格取得に係る審査料は30万円とする。

(信託金を充当できる場合)

第6条の2 取引参加者規程第32条第3項に規定する取引資格を喪失する取引参加者と取引資格取得申請者の実態に差異がないと本所が認めるときとは、取引資格喪失申請者から取引資格取得申請者へ事業の全部譲渡が行われるとき、取引資格喪失申請者から取引資格取得申請者へ分割による事業の全部承継が行われるとき及び取引資格喪失申請者と取引資格取得申請者が合併する場合で取引資格取得申請者が存続会社となるときその他本所が適当と認める場合をいう。

(取引資格取得等に係る公告費用)

第7条 取引参加者規程第33条第2項及び第38条第1項に規定する公告に係る費用は、当該取引参加者が負担するものとする。

第7条の2 (略)

(取引所取引許可業者と金融商品取引業者間の移行に係る承認申請)

第7条の3 取引参加者規程第33条の2第2項の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した所定の承認申請書を本所に提出して行うものとする。

(1) (略)

(2) 代表者名（リモート取引参加者にあつては、日本における代表者名）

(3) (略)

2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 金融商品取引業の登録又は取引所取引業務の許可の申請に係る書類の写し

(2) (略)

(取引資格喪失申請等)

第8条 取引参加者規程第34条の取引資格の喪失申請は、取引資格の喪失申請者が、次の各号に掲げる事項を記載した所定の取引資格喪失申請書を本所に提出して行うものとする。

(1) 喪失しようとする取引資格の種類

(2) 商号又は名称（英文の商号又は名称を含む。）

(3) 本店又は主たる事務所の所在地

(4) 代表者名

(5) 日本における代表者の氏名及び住所（喪失申請者が取引所取引許可業者の場合に限る。）

(6) 取引資格の喪失申請理由

2 前項の取引資格喪失申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 取引資格の喪失申請に係る取締役会議事録の写し（委員会設置会社にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含み、株式会社以外の者にあつては、これらに準ずるもの）

(2) 取引資格の喪失に係る日程表

(3) 取引資格の喪失に伴う顧客の取扱いについての資料

(4) 市場デリバティブ取引又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものの引継ぎその他の本所が市場の運営上必要と認める事項に関し誓約する書面

(5) その他本所が必要と認める書類

3 取引参加者規程第38条第7項の規定に基づき、取引参加者（リモート取引参加者を除く。）は、本所が定める日までに、取引資格の喪失に係る手数料として50万円を本所に納入するものとする。この場合において、複数の取引資格を同時に喪失申請する

(2) 代表者名

(3) (略)

2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法第29条の登録又は法第60条第1項の許可の申請に係る書類の写し

(2) (略)

(取引資格喪失申請等)

第8条 取引参加者規程第34条第1項に規定する取引資格喪失申請は、所定の申請書に本所が必要と認める書類を添付して行うものとする。

(新設)

2 取引参加者規程第38条第3項の規定に基づき、取引参加者は、本所が定める日までに、取引資格の喪失に係る手数料として30万円を本所に納入するものとする。この場合において、複数の取引資格を同時に喪失申請するときであっても、当該資格喪失

ときであっても、当該資格喪失に係る手数料は50万円とする。

4 (略)

(過誤のある注文に係る公表事項)

第9条 取引参加者規程第22条の2に規定する本所
が定める事項は、業務規程施行規則第26条各号に定
める事項とする。

(本所が委任する事務)

第11条 本所は、取引参加者規程第55条の3第1項
の規定に基づき、クリアリング機構に対し、信認金
及び取引参加者保証金の受入れ及び代用有価証券
の保管等に関する事務を委任するものとする。

付 則

この規則は、平成25年7月16日から施行する。

に係る手数料は30万円とする。

3 (略)

(過誤のある注文に係る公表事項)

第9条 取引参加者規程第22条の2に規定する本所
が定める事項は、業務規程施行規則第37条各号に定
める事項とする。

(新設)

取引参加者契約書（内国法人用）の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>_____（以下「会社」という。）は、株式会社大阪証券取引所（以下「貴所」という。）の（取引参加者の種類名）として、次の事項を承諾します。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 規則に基づいて貴所が行う、取引資格の取消し、<u>市場デリバティブ取引</u>（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限、過怠金の賦課その他の処分、処置及び措置に従うこと。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>付 則</p> <p>この契約書は、平成25年7月16日から施行する。</p>	<p>_____（以下「会社」という。）は、株式会社大阪証券取引所（以下「貴所」という。）の（取引参加者の種類名）として、次の事項を承諾します。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 規則に基づいて貴所が行う、取引資格の取消し、<u>有価証券の売買等</u>（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限、過怠金の賦課その他の処分、<u>処置</u>及び措置に従うこと。</p> <p>3～5 （略）</p>

取引参加者契約書（取引所取引許可業者以外の外国法人用）の一部改正新・旧規定対照表

（下線の部分は改正箇所）

新	旧
<p>____（以下「会社」という。）は、株式会社大阪証券取引所（以下「貴所」という。）の（取引参加者の種類名）として、次の事項を承諾します。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 規則に基づいて貴所が行う、取引資格の取消し、<u>市場デリバティブ取引</u>（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限、過怠金の賦課その他の処分、処置及び措置に従うこと。</p> <p>3～6 （略）</p> <p>付 則</p> <p>この契約書は、平成25年7月16日から施行する。</p>	<p>____（以下「会社」という。）は、株式会社大阪証券取引所（以下「貴所」という。）の（取引参加者の種類名）として、次の事項を承諾します。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 規則に基づいて貴所が行う、取引資格の取消し、<u>有価証券の売買等</u>（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限、過怠金の賦課その他の処分、処置及び措置に従うこと。</p> <p>3～6 （略）</p>

取引参加者契約書（取引所取引許可業者用）の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p data-bbox="204 360 722 394">取引参加者契約書（<u>リモート取引参加者用</u>）</p> <p data-bbox="169 456 456 490">（<u>リモート取引参加者用</u>）</p> <p data-bbox="153 553 778 678">____（以下「会社」という。）は、株式会社大阪証券取引所（以下「貴所」という。）の（取引参加者の種類名）として、次の事項を承諾します。</p> <p data-bbox="158 696 272 730">1 （略）</p> <p data-bbox="158 745 775 965">2 規則に基づいて貴所が行う、取引資格の取消し、<u>市場デリバティブ取引</u>（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限、過怠金の賦課その他の処分、処置及び措置に従うこと。</p> <p data-bbox="158 983 325 1016">3・4 （略）</p> <p data-bbox="158 1032 778 1207">5 <u>会社と貴所との間における諸通知</u>（授受する書類を含む。）は<u>貴所が別途指定するものを除き</u>、日本語で作成し、<u>金額の表示については本邦通貨又は現地通貨で表示したものにより行うこと</u>。</p> <p data-bbox="221 1317 300 1350">（削る）</p> <p data-bbox="153 1460 325 1494"><u>6・7</u> （略）</p> <p data-bbox="204 1606 292 1639">付 則</p> <p data-bbox="177 1655 746 1688">この契約書は、平成25年7月16日から施行する。</p>	<p data-bbox="876 360 1394 394">取引参加者契約書（<u>取引所取引許可業者用</u>）</p> <p data-bbox="841 456 1128 490">（<u>取引所取引許可業者用</u>）</p> <p data-bbox="825 553 1450 678">____（以下「会社」という。）は、株式会社大阪証券取引所（以下「貴所」という。）の（取引参加者の種類名）として、次の事項を承諾します。</p> <p data-bbox="829 696 944 730">1 （略）</p> <p data-bbox="829 745 1449 965">2 規則に基づいて貴所が行う、取引資格の取消し、<u>有価証券の売買等</u>（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限、過怠金の賦課その他の処分、処置及び措置に従うこと。</p> <p data-bbox="829 983 997 1016">3・4 （略）</p> <p data-bbox="829 1032 1450 1301">5 <u>貴所が別途指定するものを除き</u>、<u>貴所からの会社に対する諸通知</u>（授受する書類を含む。）<u>については日本語で作成したものを国内代表者宛に行うものとし</u>、会社からの貴所に対する諸通知（授受する書類を含む。）については日本語で作成したものを国内代表者から送達するものとする。</p> <p data-bbox="829 1317 1450 1442">6 <u>会社と貴所との間の諸通知</u>（授受する書類を含む。）<u>における金額の表示については、本邦通貨又は現地通貨で表示したものにより行うこと</u>。</p> <p data-bbox="829 1460 997 1494"><u>7・8</u> （略）</p>

取引参加者料金等に関する規則の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、取引参加者規程第9条第1項、第32条第4項及び第33条の2第4項の規定に基づき、基本料及び取引手数料等の取引参加者料金、<u>取引参加者参加金並びに取引参加者保証金等の額</u>に関し必要な事項を規定する。</p> <p>(取引参加者料金)</p> <p>第2条 取引参加者規程第9条第1項に規定する取引参加者料金は、基本料、取引手数料、<u>デリバティブ売買システム接続料</u>、ギブアップ負担金及び取消料とする。</p> <p>2 基本料の額(月額)は、次の各号に掲げる取引参加者の区分に従い、当該各号に定める額とする。<u>なお、取引参加者の取引資格の取得日又は喪失日の属する月の基本料は、日割をもって計算する。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(1) 先物取引等取引参加者 24万円</p> <p>(削る)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>3 取引手数料の額は、各取引参加者の本所の市場における次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める<u>取引数量等</u>(以下「取引手数料の算出の基準」という。)に取引手数料率を乗じて算出した額の総額とし、第1号から第4号までに掲げる取引に係る取引手数料率は、当該取引の対象ごとに、別表1に定めるとおりとする。</p> <p>(削る)</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、取引参加者規程第9条、第32条第4項及び第33条の2第5項の規定に基づき、基本料及び取引手数料等の取引参加者料金<u>並びに</u>取引参加者参加金等の額に関し必要な事項を規定する。</p> <p>(取引参加者料金)</p> <p>第2条 取引参加者規程第9条第1項に規定する取引参加者料金は、基本料、取引手数料、<u>アクセス料</u>、ギブアップ負担金、<u>建玉移管負担金</u>及び取消料とする。</p> <p>2 基本料の額(月額)は、次の各号に掲げる取引参加者の区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>先物取引等取引資格を有する現物取引参加者</u> 48万円</p> <p>(2) <u>先物取引等取引資格を有しない現物取引参加者</u> 30万円</p> <p>(3) <u>現物取引資格を有しない先物取引等取引参加者</u> 24万円</p> <p>(4) <u>IPO取引参加</u> 6万円</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>ジャスダック取引参加者</u> 10万円</p> <p>3 取引手数料の額は、各取引参加者の本所の市場における次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める<u>売買代金等</u>(以下「取引手数料の算出の基準」という。)に取引手数料率を乗じて算出した額の総額とし、第1号に<u>掲げる</u>取引に係る取引手数料の算出の基準及び取引手数料率並びに第2号から第5号までに掲げる取引に係る取引手数料率は、当該取引の対象ごとに、別表1に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>有価証券の売買</u> <u>売買代金又は売買数量</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p>

- 4 デリバティブ売買システム接続料の額は、各取引参加者の本所の市場における市場デリバティブ取引について、各取引参加者が使用する売買システム施設の種類の区分に応じて定める額とし、当該区分及び額は、別表3に定めるとおりとする。
- 5 ギブアップ負担金は、清算執行取引参加者（業務規程第42条第2項に規定する清算執行取引参加者をいう。）が納入するものとし、当該額は、同項の規定により成立したギブアップに係る売付け又は買付けの数量に5円を乗じた額とする。

(削る)

- 6 取消料は、過誤のある注文により市場デリバティブ取引が成立した場合において、業務規程第25条第1項(J-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第10条第1項において準用する場合を含む。)又は取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例(以下「取引所FX取引特例」という。)第15条第1項の規定に基づき、市場デリバティブ取引の取消しが行われたときに、当該過誤のある注文を発注した取引参加者が納入するものとし、その額は、取り消された取引(過誤のある注文により成立した取引に限る。)に

- 4 アクセス料の額は、各取引参加者の本所の売買立会による有価証券の売買に係る注文(訂正及び取消注文を含む。以下同じ。)の件数の区分に応じて定める額とし、当該区分及び額は別表2に定めるとおりとする。
- 5 ギブアップ負担金は、清算執行取引参加者(指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例(以下「指数先物特例」という。)第33条第2項、個別証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例(以下「個別証券オプション特例」という。)第39条第2項又は指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例(以下「指数オプション特例」という。)第38条第2項に規定する清算執行取引参加者をいう。)が納入するものとし、当該額は、指数先物特例第33条第2項、個別証券オプション特例第39条第2項及び指数オプション特例第38条第2項の規定により成立したギブアップに係る売付け又は買付けの数量に5円を乗じた額とする。
- 6 建玉移管負担金は、先物・オプション取引に係る未決済約定(以下「未決済約定」という。)を他の取引参加者が引き継ぐ場合(先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則第2章第2節に規定する取引参加者の支払不能による売買停止等の場合において他の取引参加者が当該未決済約定を引き継ぐ場合を除く。)における当該他の取引参加者が納入するものとし、当該額は、取引参加者が引き継ぐ未決済約定の数量に5円を乗じた額とする。
- 7 取消料は、過誤のある注文により有価証券の売買等が成立した場合において、業務規程第13条第1項、J-NET市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則等の特例(以下「J-NET市場特例」という。)第18条の2第1項、指数先物特例第10条の2第1項、個別証券オプション特例第15条の2第1項、指数オプション特例第13条の2第1項又は取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例(以下「取引所FX取引特例」という。)第15条第1項の規定に基づき、有価証券の売買等の

係る取引手数料の算出の基準に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める率又は金額を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とする。

(削る)

(削る)

(削る)

(1)～(4) (略)

7 第1項に規定する取引参加者料金の本所への納入の日は、毎月20日(休業日(業務規程第19条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。))に当たるときは、順次繰り下げる。)とし、基本料については当月分を、取引手数料、ギブアップ負担金及び取消料については前月分を納入するものとする。

8 前項の規定にかかわらず、デリバティブ売買システム接続料については、本所の定めるところにより納入するものとする。

(削る)

取消しが行われたときに、当該過誤のある注文を発注した取引参加者が納入するものとし、その額は、取り消された取引(過誤のある注文により成立した取引に限る。)に係る取引手数料の算出の基準に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める率又は金額を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とする。

(1) 競争売買市場(J-NET市場特例第2条第9号に規定する競争売買市場をいう。以下同じ。)に上場する有価証券(カバードワラントを除く。)に係る取引及びJ-NET市場(J-NET市場特例第1条第1項に規定するJ-NET市場をいう。以下同じ。)に上場する有価証券(カバードワラントを除く。)に係る取引

万分の0.23

(2) JASDAQ(JASDAQにおける有価証券上場規程第2条に規定するJASDAQをいう。以下同じ。)に上場する有価証券に係る取引

万分の1.92

(3) カバードワラントに係る取引 万分の1

(4)～(7) (略)

8 第1項に規定する取引参加者料金の本所への納入の日は、毎月20日(休業日(業務規程第3条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。))に当たるときは、順次繰り下げる。)とし、前月分を納入するものとする。

(新設)

(J-NET取引の月額定額取引手数料)

第3条 前条第3項の規定にかかわらず、取引参加者は、J-NET取引(J-NET市場特例第2条第1号に規定するJ-NET取引をいう。以下同じ。)のうち普通取引に係る取引手数料について、別表1に定める方式(以下「定率制」という。)に代えて月額10万円とする方式(以下「月額定額制」という。)の適用を受けることができる。

2 月額定額制の適用を希望する取引参加者は、現

物取引資格、ジャスダック取引資格又はI P O取引資格の取得（本所の取引参加者（先物取引等取引参加者及び外国為替証拠金取引参加者のみを取得している取引参加者を除く。）が新たな取引資格を取得する場合を除く。）に当たり、その旨を本所に届け出るものとし、当該届出がない場合は、当該取引参加者のJ－N E T取引に係る取引手数料に対して定率制を適用する。

3 前項の場合において、当該取引参加者の現物取引資格、ジャスダック取引資格又はI P O取引資格の取得の日が月初の日でない月の取引手数料の額は、10万円を日割りで計算するものとし、その日数計算は参加日から月末までの日とする。

4 第2項の規定にかかわらず、J－N E T取引に係る取引手数料について、取引参加者が取引手数料の方式を変更しようとする場合には、その旨を本所に届け出るものとする。この場合において、本所は、当該届出を受けた日の属する月にかかわらず、翌4月から当該方式を当該取引参加者に対して適用するものとする。

(マーケットメイカー等に対する取引手数料の割引等)

第3条 第2条第2項の規定にかかわらず、本所は、マーケットメイカーとして指定(業務規程施行規則第18条第2項の規定によるマーケットメイカーの指定をいう。)を受けた取引参加者に対して、本所が別に定めるところにより取引手数料の割引若しくは割戻し又は取引参加者規程第9条第2項の規定に基づき本所が別に定める額の報奨金の支払いを行うものとする。

(削る)

(マーケットメイカー等に対する取引手数料の割引等)

第4条 第2条第2項の規定にかかわらず、本所は、マーケットメイカーとして指定(指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則第8条の2第2項又は個別証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則第14条の4第2項の規定によるマーケットメイカーの指定をいう。)を受けた取引参加者に対して、本所が別に定めるところにより取引手数料の割引若しくは割戻し又は取引参加者規程第9条第2項の規定に基づき本所が別に定める額の報奨金の支払いを行うものとする。

2 ジャスダック取引参加者がリクイディティ・プロバイダー(業務規程第28条第1項に規定するリクイディティ・プロバイダーをいう。以下同じ。)である場合には、当該リクイディティ・プロバイダーが発注したL P注文(同第30条第2項に規定するL P注文をいう。以下同じ。)に基づき成立した売買

(取引手数料率等の変更等)

第4条 前2条の規定にかかわらず、本所は、市場の活性化のために必要があると認める場合は、本所が別に定めるところにより、一定の期間において、第2条に掲げる取引手数料率の変更若しくは割戻しを行い、又は取引参加者規程第9条第2項の規定により報奨金を支払うことができる。この場合において、あらかじめその旨を取引参加者に通知する。

(取引参加者参加金の額)

第5条 取引参加者規程第32条第4項に規定する取引参加者参加金の額は、次の各号に掲げる取引資格の取得の区分に従い、当該各号に定める金額(取引所取引許可業者が取引資格を取得する場合にあっては、当該各号に定める金額に10分の1を乗じて得た金額)とする。

(1) 先物取引等取引資格を取得する場合(FX取引資格を同時に取得する場合を含む。)

3,000万円

(2) FX取引資格を取得する場合(前号に掲げる場合を除く。)

300万円

(削る)

について、本所は、別表3に定める額を当該取引参加者に支払うものとする。この場合において、LP注文に基づき成立した売買について、本所がジャスダック取引参加者に支払う額と、当該取引参加者が本所に支払う取引参加者料金とを相殺することができるものとする。

(取引手数料率等の変更等)

第5条 前3条の規定にかかわらず、本所は、市場の活性化のために必要があると認める場合は、本所が別に定めるところにより、一定の期間において、第2条に掲げる取引手数料率及びアクセス料の変更若しくは割戻しを行い、又は取引参加者規程第9条第2項の規定により報奨金を支払うことができる。この場合において、あらかじめその旨を取引参加者に通知する。

(取引参加者参加金の額)

第6条 取引参加者規程第32条第4項に規定する取引参加者参加金の額は、次の各号に掲げる取引資格の取得の区分に従い、当該各号に定める金額(取引所取引許可業者が取引資格を取得する場合にあっては、当該各号に定める金額に10分の1を乗じて得た金額)とする。

(1) 現物取引参加者が次に掲げる取引資格を取得する場合

a 先物取引等取引資格を取得する場合(FX取引資格を同時に取得する場合を含む。)

2,000万円

b ジャスダック取引資格を取得する場合

1,000万円

(2) 先物取引等取引参加者が現物取引資格を取得する場合(FX取引資格を同時に取得する場合を含む。)

1,000万円

(3) IPO取引参加者が次に掲げる取引資格を取得する場合

a 現物取引資格及び先物取引等取引資格を同時に取得する場合(FX取引資格を同時に取得する場合を含む。)

3,000万円

b 前aの場合を除き、現物取引資格を取得す

	る場合	1,000万円
	c 現物取引資格及びジャスダック取引資格を同時に取得する場合	2,000万円
	d 前cの場合を除き、ジャスダック取引資格を取得する場合	500万円
(削る)	(4) F X取引参加者が次に掲げる取引資格を取得する場合	
	a 現物取引資格及び先物取引等取引資格を同時に取得する場合	3,700万円
	b 前aの場合を除き、先物取引等取引資格を取得する場合	2,700万円
(削る)	(5) ジャスダック取引参加者が次に掲げる取引資格を取得する場合	
	a 現物取引資格及び先物取引等取引資格を同時に取得する場合（F X取引資格を同時に取得する場合を含む。）	3,500万円
	b 先物取引等取引資格を取得しているジャスダック取引参加者が現物取引資格を取得する場合	1,000万円
	c 及び前bの場合を除き、現物取引資格を取得する場合	1,500万円
(削る)	(6) 清算参加者（業務方法書第4条第1項に規定する清算参加者をいう。）が次に掲げる取引資格を取得する場合	
	a 現物取引資格、先物取引等取引資格及びジャスダック取引資格を同時に取得する場合（F X取引資格を同時に取得する場合を含む。）	4,000万円
	b 前aの場合を除き、現物取引資格及び先物取引等取引資格を同時に取得する場合（F X取引資格を同時に取得する場合を含む。）	3,000万円
	c a及び前bの場合を除き、先物取引等取引資格を取得する場合（F X取引資格を同時に取得する場合を含む。）	2,000万円
(削る)	(7) 前各号以外の場合	
	a 現物取引資格及び先物取引等取引資格を同時に取得する場合（F X取引資格を同時に取得する場合を含む。）	4,000万円
	b 前aの場合を除き、現物取引資格を取得す	

	る場合	2,000万円
c	<u>aの場合を除き、先物取引等取引資格を取得する場合（FX取引資格を同時に取得する場合を含む。）</u>	3,000万円
d	<u>現物取引資格及びジャスダック取引資格を同時に取得する場合</u>	3,000万円
e	<u>前dの場合を除き、ジャスダック取引資格を取得する場合</u>	1,500万円
f	<u>a及びcの場合を除き、FX取引資格を取得する場合</u>	300万円
g	<u>IPO取引資格を取得する場合</u>	1,000万円

2 前項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、FX取引資格に係る取引参加者参加金を必要としない。

(1)・(2) (略)

3 取引参加者規程第33条の2第4項に規定する金銭の額は、既に取得している取引資格について、第1項各号に掲げる取引資格の取得の区分に従い、当該各号に定める金額から、当該取引資格を取得した際に本所に払い込んだ取引参加者参加金の額を控除した額とする。

(取引参加者保証金の額)

第6条 取引参加者規程第11条の2第1項に規定する取引参加者保証金の額は、取引参加者の有する取引資格ごとに次の各号に掲げる額を合計した額とする。

(1) 本所の直前の事業年度末における当該取引参加者の取引参加者料金のうち基本料及びデリバティブ売買システム接続料の月額（新たに取引資格を取得した場合における当該取得日の属する事業年度においては、当該取得した時点において算出した基本料及びデリバティブ売買システム接続料の月額）の1か月分の合計額

(2) 本所の直前の事業年度における当該取引参加者の取引参加者料金のうち当該取引資格の種類に係る取引についての取引手数料及びギブアップ負担金の平均月額（新たに取引資格を取得した場合における当該取得日の属する事業年度に

2 前項第7号fの規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、FX取引資格に係る取引参加者参加金を必要としない。

(1)・(2) (略)

3 取引参加者規程第33条の2第5項に規定する追加取引参加者参加金の額は、既に取得している取引資格について、第1項各号に掲げる取引資格の取得の区分に従い、当該各号に定める金額から、当該取引資格を取得した際に本所に払い込んだ取引参加者参加金の額を控除した額とする。

(新設)

においては、当該取引資格を有する各取引参加者の当該取引資格の種類に係る取引についての取引手数料及びギブアップ負担金の平均月額)の2か月分の合計額

2 前項の規定にかかわらず、新たに取引資格を取得した場合で、次の各号に掲げる場合に該当するときの当該取得日の属する事業年度の取引参加者保証金の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 取引参加者規程第32条第2項に規定する取引参加者保証金の充当を行った場合（取引資格を追加して取得した場合を除く。）

取引資格喪失時の取引参加者保証金の額

(2) 取引参加者規程第32条第3項に規定する取引参加者保証金の充当を行った場合

取引資格を喪失した取引参加者の取引資格喪失時の取引参加者保証金の額

3 新事業年度の取引参加者保証金の額については、本所が定める日から適用するものとする。

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第7条 市場デリバティブ取引に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該市場デリバティブ取引を行う者とみなしてこの規則を適用する。

別表1

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等は、次のとおりとする。

取引の区分	取引対象の区分	算出の基準	取引手数料率等
(削る)			

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第7条 有価証券の売買等に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該有価証券の売買等を行う者とみなしてこの規則を適用する。

別表1

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等は、次のとおりとする。

取引の区分	取引対象の区分	算出の基準	取引手数料率等
競争売買市場における有価証券の売買	債券（転換社債型新株予約権付社債券を除く。）及びカバードワラントを除く有価証券	売買代金	<p>売買立会による売買、過誤訂正等のための売買、復活のための売買及び立会外分売の売付代金及び買付代金の合計額のうち</p> <p>(1) 50億円以下の金額につき 万分の0.21</p> <p>(2) 50億円を超え500億円以下の金額につき 万分の0.23</p>

			<p>(3) 500 億円を超え 2,500 億円以下の金 額につき 万分の 0.20</p> <p>(4) 2,500 億円を超え 5,000 億円以下の金 額につき 万分の 0.15</p> <p>(5) 5,000 億円を超え る金額につき 万分の 0.10</p>
	国債証券	売買 数量	売付け又は買付けごと に 額面 100 円につき 1 厘 9 毛
	円貨建外 国債証券	売買 数量	売付け又は買付けごと に 額面 100 円につき 1 厘 9 毛
	外貨建外 国債証券	売買 数量	売付け又は買付けごと に本所が指定する外国 為替相場により売買額 面総額を本邦通貨に換 算した金額 額面 100 円につき 1 厘 9 毛
	転換社債 型新株予 約権付社 債証券、国 債証券及 び外国債 証券を除く 債証券	売買 数量	売付け又は買付けごと に 額面 100 円につき 1 厘 9 毛
	カバード ワラント	売買 代金	売買立会による売買、 過誤訂正等のための売 買及び復活のための売 買の売付代金及び買付 代金の合計額の万分の 20
(削る)	J - N E T 市 場にお ける有 価証券 の売買	有価証券 売買 代金	J - N E T 取引、過誤 訂正等のための売買及 び復活のための売買の 売付代金及び買付代金 の合計額の万分の 0.027
(削る)	J A S D A Q にお ける有 価証券 の売買	有価証券 売買 代金	売買立会による売買、 過誤訂正等のための売 買、復活のための売買 及び立会外分売の売付 代金及び買付代金の合 計額のうち (1) 5 億円以下の金額 につき 0 (2) 5 億円を超え 100 億円以下の金額に つき 万分の 1.728 (3) 100 億円を超え 1,000 億円以下の金

(注2)～(注4) (略)

(注5) 取引所F X取引における取引数量は、各月の1日(休業日(取引所F X取引特例第6条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下この(注5)において同じ。))に当たるときは、順次繰り下げる。)を開始する取引日から当該月の末日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)を開始する取引日までの取引数量をいう。ただし、本所が必要と認める場合を除き、同第2条第6号に規定するマーケットメイカーについては、マーケットメイカーとしての業務に係る呼値により行った取引及び同第19条の2第1項の規定により成立した取引に係る数量を除くものとする。

(削る)

日(当該日が東京外国為替市場の休業日に当たるときは、その直前の東京外国為替市場の営業日)における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場と買相場の中値とする。

(注4)～(注6) (略)

(注7) 取引所F X取引における取引数量は、各月の1日(休業日(取引所F X取引特例第6条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下この(注7)において同じ。))に当たるときは、順次繰り下げる。)を開始する取引日から当該月の末日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)を開始する取引日までの取引数量をいう。ただし、本所が必要と認める場合を除き、同第2条第6号に規定するマーケットメイカーについては、マーケットメイカーとしての業務に係る呼値により行った取引及び同第19条の2第1項の規定により成立した取引に係る数量を除くものとする。

別表2

アクセス料

アクセス料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 競争売買市場における有価証券の売買

		<u>(月間の注文の件数)</u>		<u>(金額)</u>
		<u>1,000件</u>	<u>以下</u>	<u>0円</u>
<u>1,000件</u>	<u>超</u>	<u>5,000件</u>	<u>以下</u>	<u>7万円</u>
<u>5,000件</u>	<u>超</u>	<u>10,000件</u>	<u>以下</u>	<u>10万円</u>
<u>10,000件</u>	<u>超</u>	<u>20,000件</u>	<u>以下</u>	<u>25万円</u>
<u>20,000件</u>	<u>超</u>	<u>40,000件</u>	<u>以下</u>	<u>45万円</u>
<u>40,000件</u>	<u>超</u>	<u>80,000件</u>	<u>以下</u>	<u>80万円</u>
<u>80,000件</u>	<u>超</u>	<u>160,000件</u>	<u>以下</u>	<u>120万円</u>
<u>160,000件</u>	<u>超</u>	<u>400,000件</u>	<u>以下</u>	<u>160万円</u>
<u>400,000件</u>	<u>超</u>	<u>1,000,000件</u>	<u>以下</u>	<u>250万円</u>
<u>1,000,000件</u>	<u>超</u>	<u>2,500,000件</u>	<u>以下</u>	<u>380万円</u>
<u>2,500,000件</u>	<u>超</u>	<u>5,000,000件</u>	<u>以下</u>	<u>480万円</u>

5,000,000件	超	10,000,000件	以下	700万円
				1,000万
10,000,000件	超			円

(2) JASDAQにおける有価証券の売買

<u>(月間の注文の件数)</u>			<u>(金額)</u>	
		2,000件	以下	2万円
2,000件	超	5,000件	以下	6万円
5,000件	超	10,000件	以下	12万円
10,000件	超	20,000件	以下	25万円
20,000件	超	50,000件	以下	55万円
50,000件	超	100,000件	以下	100万円
100,000件	超	200,000件	以下	190万円
200,000件	超	300,000件	以下	270万円
300,000件	超	400,000件	以下	340万円
400,000件	超			400万円

(削る)

別表3

LPに支払う報奨金

1 4月1日から9月末日までの間の売買に係る額

当該4月1日の直前に到来する12月末日の時点においてJASDAQに上場している銘柄(当該直前に到来する7月1日から12月末日までの間における当該銘柄の売買代金の合計額が、当該期間における当該銘柄ごとの売買代金の合計額の中から多い順に10銘柄に該当するものを除く。)について、LP注文に基づき成立した売買に係る月間の売付代金及び買付代金の合計額に、万分の1.728(月間のLP注文(新規注文に限る。)の件数が5万件未満の場合は万分の0.384とする。)を乗じて算出した額とする。

2 10月1日から翌年3月末日までの間の売買に係る額

当該10月1日の直前に到来する6月末日の時点においてJASDAQに上場している銘柄(当該直前に到来する1月1日から6月末日までの期間に

おける売買代金の合計額が、当該期間における当該銘柄ごとの売買代金の合計額の中から多い順に10銘柄までに該当するものを除く。)について、LP注文に基づき成立した売買に係る月間の売付代金及び買付代金の合計額に、万分の1.728 (月間のLP注文 (新規注文に限る。)) の件数が5万件未満の場合は万分の0.384とする。)を乗じて算出した額とする。

別表2

特定市場デリバティブ取引に係る取引手数料率

別表1における日経平均を対象とする市場デリバティブ取引に係る取引手数料率(小数点以下第3位未満の端数(第5号にあっては、小数点以下第8位未満の端数)があるときは、これを切り捨てる。以下同じ。)は、各取引参加者について、次に掲げる区分に応じて、当該区分に定めるところによる。ただし、先物取引等取引資格を取得した日に属する月から4か月を経過するまでの間の当該取引参加者に係る取引手数料率は、本所がその都度定める。

(1) 顧客の委託に基づくLarge取引

当該取引参加者の顧客の委託に基づくLarge取引に係る月次平均取引数量(4か月前の1日(休業日(業務規程第19条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。))に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)に終了する取引日から2か月前の末日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)に終了する取引日までの3か月間の取引数量(ギブアップが成立した場合は、注文執行取引参加者の取引数量とみなす。以下同じ。)の合計を3で除して得た数値(小数点以下第1位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)をいう。以下同じ。)について、次のaからeまでにより算出した金額を当該月次平均取引数量で除して得た数値とする。

a～e (略)

(2)～(5) (略)

別表4

特定市場デリバティブ取引に係る取引手数料率

別表1における日経平均を対象とする市場デリバティブ取引に係る取引手数料率(小数点以下第3位未満の端数(第5号にあっては、小数点以下第8位未満の端数)があるときは、これを切り捨てる。以下同じ。)は、各取引参加者について、次に掲げる区分に応じて、当該区分に定めるところによる。ただし、先物取引等取引資格を取得した日に属する月から4か月を経過するまでの間の当該取引参加者に係る取引手数料率は、本所がその都度定める。

(1) 顧客の委託に基づくLarge取引

当該取引参加者の顧客の委託に基づくLarge取引に係る月次平均取引数量(4か月前の1日(休業日(業務規程第3条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。))に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)に終了する取引日から2か月前の末日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)に終了する取引日までの3か月間の取引数量(ギブアップが成立した場合は、注文執行取引参加者の取引数量とみなす。以下同じ。)の合計を3で除して得た数値(小数点以下第1位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)をいう。以下同じ。)について、次のaからeまでにより算出した金額を当該月次平均取引数量で除して得た数値とする。

a～e (略)

(2)～(5) (略)

- 1 第2条第4項に規定するデリバティブ売買システム接続料(月額)の額は、次の各号に掲げる料金の合計額とし、料率及び用語の意義については、デリバティブ売買システムの利用に係る契約書の別紙「デリバティブ売買システム接続料」に定めるところによるものとする。
 - (1) ユーザID利用料
 - (2) 専用ネットワーク・ゲートウェイ利用料
 - (3) FIXゲートウェイ利用料
 - (4) 追加サブ参加者コード利用料
- 2 前項各号に掲げる利用料の算出に用いる売買システム施設(前項のユーザID、ネットワーク・ゲートウェイ、FIXゲートウェイ及びサブ参加者コードをいう。)の数は、当月の月末時点の数とする。

付 則

- 1 この規則は、平成25年7月16日から施行する。
- 2 この規則施行の日(以下「施行日」という。)の属する月(以下「開始月」という。)分の基本料は、改正後の第2条第2項及び同条第6項の規定にかかわらず、施行日の前日までは改正前の基本料を、施行日以降は改正後の基本料を、それぞれ日割り計算した額とし、開始月の翌月20日に改正後の当該翌月分の基本料と合わせて、本所に納入するものとする。
- 3 施行日の前日までの有価証券の売買に係る開始月分の取引手数料、アクセス料及び取消料は、改正前の第2条第3項、第4項及び第7項並びに第3条、別表1及び別表2に定めるとおり算出し、開始月の翌月20日に本所に納入するものとする。この場合において、改正前の第3条第1項に規定する月額定額制に係る開始月分の取引手数料は、本所が定めるところにより日割り計算した額とする。
- 4 開始月分の建玉移管負担金は、施行日の前取引日までに申請のあった建玉の移管分について、改正前の第2条第6項に定めるとおり計算し、開始月の翌月20日に本所に納入するものとする。

5 改正後の第6条の規定にかかわらず、平成25年度における取引参加者保証金の額は、次の各号に掲げる額を加算した額とする。

(1) 平成25年3月末における当該取引参加者の取引参加者料金のうち基本料（現物取引資格、ジャスダック取引資格及びIPO取引資格がないものとして改正後の第2条第2項の規定により算出した額とする。）及びデリバティブ売買システム接続料の月額1か月分の合計額

(2) 平成25年3月期における当該取引参加者の取引参加者料金のうち当該取引資格（現物取引資格、ジャスダック取引資格及びIPO取引資格を除く。）の種類に係る取引についての取引手数料及びギブアップ負担金の平均月額2か月分の合計額

信託金代用有価証券に関する規則の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧						
<p>信託金及び取引参加者保証金の代用有価証券に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p><u>第1条 この規則は、取引参加者規程第11条第2項及び第11条の2第2項に基づき、信託金及び取引参加者保証金の代用として預託することができる有価証券の種類及びその代用価格等に関し、必要な事項を定める。</u></p> <p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p><u>第2条 信託金及び取引参加者保証金の代用として預託することができる有価証券の種類及びその代用価格は別表に定めるところによる。</u></p> <p>付 則</p> <p>この規則は、平成25年7月16日から施行する。</p> <p>別 表</p> <p>代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表</p> <p>1 有価証券の代用価格は、当該有価証券の預託日の前々日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）における時価に本所の定める率を乗じた額とする。ただし、本所は、取引参加者規程第11条第3項第2号又は第11条の2第3項の規定により、代用価格を変更することができる。</p> <p>2 前項の有価証券の種類、時価及び本所の定める率は以下のとおりとする。</p>	<p>信託金代用有価証券に関する規則</p> <p><u>取引参加者が、取引参加者規程第11条第2項の規定に基づき、信託金の代用として、本所に預託することができる有価証券の種類及びその代用価格は別表に定めるところによる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>別 表</p> <p>代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表</p> <p>1 有価証券の代用価格は、当該有価証券の預託日の前々日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）における時価に本所の定める率を乗じた額とする。ただし、本所は、取引参加者規程第11条第3項第2号の規定により、代用価格を変更することができる。</p> <p>2 前項の有価証券の種類、時価及び本所の定める率は以下のとおりとする。</p>						
<table border="1"> <tr> <td>有価証券の種類</td> <td>時価</td> <td>時価に乗すべき率</td> </tr> </table>	有価証券の種類	時価	時価に乗すべき率	<table border="1"> <tr> <td>有価証券の種類</td> <td>時価</td> <td>時価に乗すべき率</td> </tr> </table>	有価証券の種類	時価	時価に乗すべき率
有価証券の種類	時価	時価に乗すべき率					
有価証券の種類	時価	時価に乗すべき率					

国債証券	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち 平均値	<u>100分の95</u>	国債証券	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち 平均値	(1) 国債証券(変動利付国債, 分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの <u>100分の99</u> b 残存期間1年超5年以内のもの <u>100分の99</u> c 残存期間5年超10年以内のもの <u>100分の97</u> d 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の97</u> e 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の95</u> f 残存期間30年超のもの <u>100分の94</u>
	売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)			国債証券	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち 平均値
政府保証債券	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち 平均値	<u>100分の90</u>	政府保証債券	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち 平均値	(1) 残存期間1年以内のもの <u>100分の98</u> (2) 残存期間1年超5年以内のもの <u>100分の98</u> (3) 残存期間5年超10年以内のもの <u>100分の96</u> (4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の96</u> (5) 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の94</u> (6) 残存期間30年超のもの <u>100分の93</u>
金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券(注3)	売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)			金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券(注3)	売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)

(削る)								(1) 残存期間1年以内のもの 100分の86 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の86 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の86 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の84 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の84 (6) 残存期間30年超のもの 100分の83
地方債証券 (注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち 平均値	<u>100分の85</u>	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち 平均値	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の98 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の96 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の93
	売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの							
特殊債券 (政府保証債券を除く。) (注4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち 平均値	<u>100分の85</u>	特殊債券 (政府保証債券を除く。) (注4)	当該売買参考統計値のうち 平均値	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の97 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の95 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92
	社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。) (注3) (注4)	売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの						
円貨建外国債券(金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)(注3)(注4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち 平均値	<u>100分の85</u>	円貨建外国債券(金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)(注3)(注4)	当該売買参考統計値のうち 平均値	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の84 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の84 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の82 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の82 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の80 (6) 残存期間30年超のもの 100分の79
	売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの							
(略)				(略)				

(注) 1～3 (略)

(注) 1～3 (略)

4 社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)及び転換社債型新株予約権付社債券については、国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行するものに限る。

5 転換社債型新株予約権付社債券とは、新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。

6～9 (略)

3 前項の規定における本所が定める順位は、第一順位は、当該預託日の前々日が毎年2月から7月までの間は前年7月から12月までの、当該預託日の前々日が毎年8月から翌年1月までの間は1月から6月までの間における各金融商品取引所において成立した当該銘柄の売買高(売買立会により成立した普通取引(各金融商品取引所の定める普通取引をいう。))に係るものに限る。)の最も多い金融商品取引所とし、それ以降は、取引所・業界団体等コード(証券コード協議会の定めるものをいう。)の順序とする。

4 (略)

5 取引参加者が第2項に規定する国債証券を本所に預託する場合には、クリアリング機構が本所に代わって当該国債証券を受領するものとし、取引参加者は、日本銀行に開設されたクリアリング機構名義の口座への振替により当該預託を行うものとする。

6 取引参加者が次の各号に掲げる有価証券を本所に預託する場合には、クリアリング機構が本所に代わって当該有価証券を受領するものとし、取引参加者は、株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替

4 特殊債券(政府保証債券を除く。)、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)及び円貨建外国債券(金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)第2条の11に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)については、適格格付機関(法第2条第36項に規定する信用格付業者及び金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいう。)から取得している格付がすべてA格相当以上であること等、発行企業の信用力その他の事情を勘案して、本所が適当と認めるものに限る。

5 転換社債型新株予約権付社債券(業務規程第2条第1項第2号に規定する転換社債型新株予約権付社債券をいう。)については、国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行するものに限る。

6～9 (略)

3 前項の規定における本所が定める順位は、第一順位は、本所とし、それ以降は、取引所・業界団体等コード(証券コード協議会の定めるものをいう。)の順序とする。ただし、国債証券にあつては、取引所・業界団体等コード(証券コード協議会の定めるものをいう。)の順序とする。

4 (略)

5 取引参加者が第2項に規定する国債証券を本所に預託する場合には、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」という。)に基づき日本銀行に開設された本所名義の口座への振替により当該預託を行うものとする。

6 取引参加者が次の各号に掲げる有価証券を本所に預託する場合には、振替法に基づき株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。)に開設された本所名義の口座への振替により当該預

機構」という。)に開設されたクリアリング機構名義の口座への振替により当該預託を行うものとする。

(1)・(2) (略)

7 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

8 (略)

9 取引参加者が本所に信認金又は取引参加者保証金の代用として差し入れる株券は、当該取引参加者の名義のもの(保管振替機構が振替事業において取り扱う株券を同機構の口座の振替により差し入れる場合は、当該取引参加者の自己分)に限るものとする。

10 第8項の規定は、債券の発行者が当該債券の期限の利益を喪失した場合の当該債券について準用する。

託を行うものとする。

(1)・(2) (略)

7 (略)

8 取引参加者が、第2項に規定するアメリカ合衆国財務省証券(以下「財務省証券」という。)を本所に預託する場合には、預託の都度、本所の同意を得るものとする。

9 取引参加者が、前項の規定に基づき財務省証券を預託する場合には、預託しようとする財務省証券について、当該財務省証券を保有するためにアメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市に所在する銀行に設けられた本所名義の口座に、預託日の前日のアメリカ合衆国東部時間の午後2時までに振替を行うものとし、当該口座振替を行う日の午後4時までに、その旨を本所に通知するものとする。この場合における口座振替(同一銀行内の口座振替を除く。)は、アメリカ合衆国のFederal Reserve Communications Systemを通じて行うものとする。

10 取引参加者が、代用有価証券として預託している財務省証券の返戻を求める場合には、当該返戻を受けようとする日の正午までに、その旨を本所に通知するものとする。

11 (略)

12 取引参加者が本所に信認金の代用として差し入れる株券は、当該取引参加者の名義のもの(株式会社証券保管振替機構が振替事業において取り扱う株券を同機構の口座の振替により差し入れる場合は、当該取引参加者の自己分)に限るものとする。

13 第11項の規定は、債券の発行者が当該債券の期限の利益を喪失した場合の当該債券について準用する。

取引参加者における注文管理体制に関する規則の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、取引参加者規程<u>第21条</u>の規定に基づき、取引参加者が整備する注文管理体制について、必要な事項を定める。</p> <p>2 前項の注文管理体制の整備は、取引参加者が社内規則の制定その他の必要な措置を講じることにより、本所の市場における<u>市場デリバティブ取引</u>（本所の定める立会による取引に限る。）に関して、取引参加者における過誤のある注文の受託及び発注を防止し、もって本所及び取引参加者の信用を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>(顧客の注文内容の確認等)</p> <p>第3条 取引参加者は、顧客から注文を受託する際に次の事項を確認するものとする。</p> <p>(1) 銘柄（<u>指数先物取引</u>にあつては、<u>限月取引</u>）、売付け又は買付けの区別、値段、数量その他の顧客の注文内容</p> <p>(2) 顧客の資力及び属性、<u>取引商品</u>その他の顧客に関する情報</p> <p>2 (略)</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、平成25年7月16日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、取引参加者規程<u>第21条の2</u>の規定に基づき、取引参加者が整備する注文管理体制について、必要な事項を定める。</p> <p>2 前項の注文管理体制の整備は、取引参加者が社内規則の制定その他の必要な措置を講じることにより、本所の市場における<u>有価証券の売買等</u>（本所の定める<u>売買立会</u>による<u>売買</u>及び立会による取引に限る。）に関して、取引参加者における過誤のある注文の受託及び発注を防止し、もって本所及び取引参加者の信用を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>(顧客の注文内容の確認等)</p> <p>第3条 取引参加者は、顧客から注文を受託する際に次の事項を確認するものとする。</p> <p>(1) 銘柄、売付け又は買付けの区別、値段、数量その他の顧客の注文内容</p> <p>(2) 顧客の資力及び属性、<u>売買商品</u>その他の顧客に関する情報</p> <p>2 (略)</p>

取引資格取得の審査に関する規則の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(取引資格取得申請者の審査)</p> <p>第2条 取引資格取得申請者(以下「申請者」という。)の取引資格の資格審査は、申請者に関する次の各号に掲げる事項その他公益又は投資者保護の観点から本所が必要と認める事項について行うものとする。</p> <p>(1) 形式基準</p> <p>取引資格の取得の日までに、次のaからcまでに掲げる区分に従い、それぞれaからcまでに定める基準に適合すると見込まれること。</p> <p>a 金融商品取引業者</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 資本金の額が3億円以上であること。</p> <p>(c)～(e) (略)</p> <p>b・c (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p><u>2 この規則の変更は、取締役会の決議により行う。ただし、変更の内容が軽微な場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3 前項に規定する取締役会の決議においては、自主規制委員会の同意を得るものとする。</u></p> <p>(取引資格取得申請者の審査)</p> <p>第2条 取引資格取得申請者(以下「申請者」という。)の取引資格の資格審査は、申請者に関する次の各号に掲げる事項その他公益又は投資者保護の観点から本所が必要と認める事項について行うものとする。</p> <p>(1) 形式基準</p> <p>取引資格の取得の日までに、次のaからcまでに掲げる区分に従い、それぞれaからcまでに定める基準に適合すると見込まれること。</p> <p>a 金融商品取引業者</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 資本金の額が3億円<u>(取得しようとする取引資格がIPO取引資格である場合にあっては、5億円)</u>以上であること。</p> <p>(c)～(e) (略)</p> <p>b・c (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 業務実績</u></p> <p><u>申請者が取引所取引許可業者であるときは、取得しようとする取引資格の種類に係る有価証券の売買等と同種類の取引に係る業務(法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務に相当する業務をいう。以下「同一業務」という。)を3年以上継続して行っていること。この場合において、次のaからdまでに掲げる者が同一業務を行っていた期間を含めて期間計算を行うものとする。</u></p>

(削る)

- a 取締役会設置会社と同種類の法人である申請者に組織変更したと認められる者又は申請者に合併された会社（外国会社を含む。）
- b 分割により申請者に同一業務に係る事業の全部又は一部を承継させた者
- c 申請者に同一業務に係る事業の全部又は一部を譲渡した者
- d 申請者の発行済株式の全部を所有している者

(6) 外国自主規制機関への加入

申請者が取引所取引許可業者であるときは、取引参加者規程第43条第2項第6号の規定により本所が指定する外国金融商品市場を開設する者及び金融商品取引業協会に相当する外国の団体に加入していること（取引資格を取得していることを含む。）。

付 則

この規則は、平成25年7月16日から施行する。

取引の信義則に関する規則の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p><u>8 転換社債型新株予約権付社債券とは、新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。</u></p>
<p>(取引参加者の行為)</p> <p>第3条 取引参加者規程第51条に規定する本所が定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(3)・(4)</u> (略)</p>	<p>(取引参加者の行為)</p> <p>第3条 取引参加者規程第51条に規定する本所が定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 公開買付けに関する行為</u></p> <p><u>(4)・(5)</u> (略)</p>
<p>(二つの市場にまたがる取引等に関する行為)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する価格連動性を有する二つの商品とは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(2)・(3)</u> (略)</p>	<p>(二つの市場にまたがる取引等に関する行為)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する価格連動性を有する二つの商品とは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 指数連動型投資信託受益証券等と上場株券</u></p> <p><u>(3)・(4)</u> (略)</p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(公開買付けに関する行為)</u></p> <p>第6条 <u>第3条第3号に規定する公開買付けに関する行為とは、取引参加者が行う次の各号に掲げる行為をいうものとする。</u></p> <p><u>(1) 公開買付けについて公開買付者のために金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。)第8条第4項各号若しくは第14条の3の3第4項各号に掲げる事務を行う者又は公開買付者を代理して公開買付けによる株券等(法第27条の2に規定する株券等をいう。以下同じ。)の買付け等(法第27条の2に規定する買付け等をいう。以下同じ。)を行う者(以下「公開買付者の関係者」という。)</u>と</p>

なる場合に行う次に掲げる行為

a 公開買付者の関係者となることを決定した後において、当該公開買付けに関し、職務上知り得た特別の情報を他に漏らし又は窃用すること。

b 公開買付者等（法第27条の3に規定する公開買付者等をいう。以下同じ。）に売付け等（法第27条に規定する売付け等をいう。）を行うことを目的として、公開買付者の関係者となることを決定した後、当該公開買付けについて公告を行う日前において、自己の計算により当該公開買付けに係る株券等の発行者の発行する株券等の買付け等（取引一任契約に基づく買付け等を含む。）を本所の市場において行うこと。

(2) その所有する株券等を公開買付けを利用して有利な価格で売り付け、不当な利得を得ることを目的とする者が行う公開買付けであることを知りながら、当該公開買付けについて公開買付者の関係者となること。

(3) 公開買付けについて、株券を買い集め、その銘柄の株券の大量の所有者であることを利用して、その株券の発行会社の関係者に対し、その意に反して、当該株券を有利に売り付けること又はこれに類似する行為を目的とする者の計算による当該銘柄の株券の買付けの受託（有価証券等清算取次ぎの受託を除く。）を行うこと。

(安定操作取引に関する行為)

第6条 第3条第3号に規定する安定操作取引に関する行為とは、安定操作取引が最初に行われた時から安定操作期間の末日までの間において、取引参加者が当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われたことを知りながら、その旨を表示しないで行う行為（有価証券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引における権利行使により成立する有価証券の買付けの受託を除く。）であって、当該有価証券の発行者が発行する有価証券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引における当該有価証券の買付けを成立させること

(安定操作取引に関する行為)

第7条 第3条第4号に規定する安定操作取引に関する行為とは、取引参加者が行う次の各号に掲げる行為をいうものとする。

(1) 募集（50名以上の者を相手方として行う者に限る。以下同じ。）又は売出し（役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与に係る募集又は売出しを除く。）に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券（以下「時価新株予約権証券」とい

ができる個別証券オプションを取得する立場の当事者となる取引又は当該有価証券の売付けを成立させることができる個別証券オプションを付与する立場の当事者となる取引の受託(金融商品取引業者からの受託を除く。)をいうものとする。

う。)又は当該新株予約権を付与されている転換社債型新株予約権付社債券(以下「時価転換社債型新株予約権付社債券」という。)以外の新株予約権証券又は社債券を除く。)の発行者が発行する上場株券(時価新株予約権証券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権証券,時価転換社債型新株予約権付社債券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価転換社債型新株予約権付社債券),上場投資証券若しくは上場外国投資証券(以下「上場株券等」という。)又は上場投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)について,安定操作取引(施行令第20条第1項に規定する安定操作取引をいう。以下同じ。)をすることができる期間(施行令第22条第2項から第4項までに規定する安定操作期間をいう。以下「安定操作期間」という。)内において執行する条件の買付けに関して行う次に掲げる行為(有価証券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引における権利行使により成立する有価証券の買付けの受託を除く。)

- a 安定操作取引に係る有価証券の発行者であることを知りながら,当該発行者から買付け(安定操作取引に係る有価証券が上場株券等の場合は,上場株券等の買付けに限り,安定操作取引に係る有価証券が上場投資信託受益証券の場合は,当該上場投資信託受益証券の買付けに限る。)の受託(有価証券等清算取次ぎの受託を除く。)をする行為
- b 安定操作取引の委託をすることができる者(施行令第20条第3項各号に掲げる者をいい,次のcに規定する者及び取引参加者である者を除く。)であることを知りながら,その者から買付けの受託(有価証券等清算取次ぎの受託及び安定操作取引(dに規定する場合以外の場合にあつては,取引一任契約に基づく安定操作取引を除く。)の受託を除く。)をする行為
- c 安定操作取引に係る有価証券(本邦以外の地域において行われる募集又は売出しに係る

ものに限る。次のdにおいて同じ。)の発行者と元引受契約を締結した外国において金融商品取引業に類似する業を行う外国法人であることを知りながら、その者から買付け(その者の計算による買付けに限る。)の受託(安定操作取引(次のdに規定する場合以外の場合にあっては、取引一任契約に基づく安定操作取引を除く。)の受託及び業務規程第65条各号に掲げる買付けの受託を除く。)をする行為

d 安定操作取引に係る有価証券の発行者により施行令第20条第3項第5号に掲げる者として通知された場合において、自己の計算による買付け(安定操作取引及び業務規程第65条各号に掲げる買付けを除く。)、取引一任契約に基づく買付け(安定操作取引及び業務規程第65条各号に掲げる買付けを除く。)及び買付けの委託(有価証券等清算取次ぎの委託(自己の計算による買付け(安定操作取引を除く。))及び取引一任契約に基づく買付け(安定操作取引を除く。))に係る有価証券等清算取次ぎの委託を除く。)を除く。)をする行為

(2) 安定操作取引が最初に行われた時から安定操作期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われたことを知りながら、その旨を表示しないで行う次に掲げる行為(有価証券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引における権利行使により成立する有価証券の買付けの受託を除く。)

a 当該有価証券の発行者が発行する株券、時価新株予約権証券、外国投資証券、投資証券又は時価転換社債型新株予約権付社債券(安定操作取引に係る有価証券が投資信託受益証券である場合にあつては、当該投資信託受益証券)について買付けの受託又は売付け(金融商品取引業者からの買付けの受託、金融商品取引業者への売付け及び有価証券等清算取次ぎによる売付けを除く。)若しくはその売

付けに係る有価証券等清算取次ぎの委託

- b 当該有価証券の発行者が発行する有価証券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引における当該有価証券の買付けを成立させることができる個別証券オプションを取得する立場の当事者となる取引又は当該有価証券の売付けを成立させることができる個別証券オプションを付与する立場の当事者となる取引の受託（金融商品取引業者からの受託を除く。）

(注) 先物・オプション取引に係る用語の意義は、業務規程において定めるところによる。

(注)

- 1 指数先物取引に係る用語の意義は、指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例において定めるところによる。
- 2 個別証券オプション取引に係る用語の意義は、個別証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例において定めるところによる。
- 3 指数オプション取引に係る用語の意義は、指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例において定めるところによる。

付 則

この規則は、平成25年7月16日から施行する。

約諾書に基づく遅延損害金の率の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>次に掲げる約諾書の規定に基づき本所が定める遅延損害金の率は、100円につき1日4銭とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(2)</u>・<u>(3)</u> (略)</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、平成25年7月16日から施行する。</p>	<p>次に掲げる約諾書の規定に基づき本所が定める遅延損害金の率は、100円につき1日4銭とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 発行日取引の委託についての約諾書第8条</u></p> <p><u>(3)</u>・<u>(4)</u> (略)</p>

J-NE T市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程
及び受託契約準則等の特例の施行規則の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>J-NE T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、J-NE T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例(以下「J-NE T市場特例」という。)に基づき、本所が定める事項について規定する。</p> <p>(取引の数量)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>第2条 J-NE T市場特例第2条第2号に規定する本所が定める数量は、<u>J-NE T市場特例第10条において準用する業務規程第29条各号に規定す</u></p>	<p>J-NE T市場に関する有価証券上場規程、業務規程、<u>信用取引・貸借取引規程</u>及び受託契約準則等の特例の施行規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、J-NE T市場に関する<u>有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程</u>及び受託契約準則等の特例(以下「J-NE T市場特例」という。)に基づき、本所が定める事項について規定する。</p> <p>(取引の数量又は金額)</p> <p>第2条 <u>J-NE T市場特例第2条第2号に規定する本所が定める数量又は金額は、次の各号に定めるところによるものとする。</u></p> <p>(1) <u>内国株券(内国法人の発行する株券、内国法人の発行する新株予約権証券、投資信託受益証券及び投資証券をいう。以下同じ。)、優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。)、外国投資信託受益証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券及び出資証券</u></p> <p><u>業務規程第15条第1号a若しくはb、第2号、第3号又は第4号の3に定める数量</u></p> <p>(2) <u>転換社債型新株予約権付社債券</u> <u>業務規程第15条第6号に定める数量</u></p> <p>(3) <u>カバードワラント</u> <u>業務規程第15条第7号に定める数量</u></p> <p>2 <u>J-NE T市場特例第2条第3号に規定する本所が定める銘柄数は15銘柄とし、本所が定める金額は1億円とする。</u></p> <p>3 <u>J-NE T市場特例第2条第7号に規定する本所が定める数量は、次の各号に定める市場デリバティブ取引の区分に従い、次の各号に定める数量とす</u></p>

る取引単位とする。

(削る)

(削る)

(削る)

4 J-NET市場特例第2条第3号に規定する本所が定める数の銘柄は、本所が別に定める組合せの範囲であって、2以上10以下とする。

(削る)

(削る)

る。

(1) 指数先物取引

J-NET市場特例第38条において準用する指数先物特例第12条各号に規定する取引単位

(2) 個別証券オプション取引

J-NET市場特例第38条において準用する個別証券オプション特例第17条に規定する取引単位

(3) 指数オプション取引

J-NET市場特例第38条において準用する指数オプション特例第15条に規定する取引単位

4 J-NET市場特例第2条第8号に規定する本所が定める数の銘柄は、本所が別に定める組合せの範囲であって、2以上10以下とする。

(売買高加重平均価格)

第3条 J-NET市場特例第2条第5号に規定する本所が算出する売買高加重平均価格は、売買立会による売買において、終値取引の対象となる銘柄の普通取引におけるすべての約定値段について、それぞれの約定値段に当該約定値段における売買高を乗じて得た額の合計額を当該売買高の合計数量で除して得た価格（小数点第5位以下は四捨五入する。ただし、本所が指定する銘柄の端数の取扱いについては、その都度本所が定めるところによる。）とする。ただし、本所が指定する銘柄については、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が定める方法により算出された価格とする。

2 前項の売買高加重平均価格による終値取引の売買代金は、円位未満の端数を切り捨てる。

(単一銘柄取引の値段)

第4条 J-NET市場特例第10条第3項第1号に規定する本所が定める値段は、次の各号に定めるところによる。この場合において、当該値段は、内国株券、優先出資証券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券、出資証券及びカバードワラントについては1円の1万分の1の整数倍、転換

社債型新株予約権付社債券については額面100円につき1銭の100分の1の整数倍とし、売買代金は円位未満の端数を切り捨てるものとする。

(1) 本所又は東京証券取引所の売買立会による売買の普通取引における直前の約定値段（本所の定める呼値に関する規則第13条又は東京証券取引所の定める呼値に関する規則第10条の規定により特別気配表示が行われているとき若しくは東京証券取引所の定める呼値に関する規則第11条の規定により連続約定気配表示が行われているときは、当該気配値段。前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）に本所又は東京証券取引所の売買立会による売買の普通取引における約定値段（特別気配値段（本所の定める呼値に関する規則第13条又は東京証券取引所の定める呼値に関する規則第10条の規定により特別気配表示された特別気配値段をいう。以下同じ。）、気配値段（本所の定める呼値に関する規則第14条の規定により気配表示された気配値段をいう。以下同じ。）及び連続約定気配値段（東京証券取引所の定める呼値に関する規則第11条の規定により連続約定気配表示された連続約定気配値段をいう。）を含む。）がない場合その他本所が当該直前の約定値段によることが適当でないと認める場合で、当日の本所又は東京証券取引所の売買立会による売買の普通取引における始めの約定値段（特別気配値段及び気配値段を含む。以下この条において同じ。）が決定される以前においては、呼値の制限値幅に関する規則第4条に規定する当日の呼値の制限値幅の基準値段）から当該値段に100分の7を乗じて算出した額を減じて得た値段から、当該値段に100分の7を乗じて算出した額を当該値段に加えて得た値段までの範囲内の値段

(2) 前号に定める値段のほか、次のa又はbに定める取引については、当該a又はbに定めるところによるものとする。

a 売買高加重平均価格（前条に定める売買高加重平均価格をいう。以下同じ。）を基準とした取引の成立を保証することを目的とする

手数料相当額を売買高加重平均価格に加減した値段による対当取引（顧客の委託による売呼値又は買呼値に自己の計算による買呼値又は売呼値を対当させる取引に限る。次のbにおいて同じ。）の場合は、次の(a)から(c)までに掲げる取引時間の区分に応じ、当該(a)から(c)までに定める値段

(a) 午前8時20分から9時まで

前日の売買高加重平均価格（前日の午後立会終了時における終日の売買高加重平均価格をいう。）に顧客との間であらかじめ定めた手数料相当額を加減して得た値段

(b) 午前11時30分から午後0時30分まで

前場の売買高加重平均価格（当日の午前立会終了時における午前立会の売買高加重平均価格をいう。）に顧客との間であらかじめ定めた手数料相当額を加減して得た値段

(c) 午後3時10分から4時30分まで

後場の売買高加重平均価格（当日の午後立会終了時における午後立会の売買高加重平均価格をいう。）又は当日の売買高加重平均価格（当日の午後立会終了時における終日の売買高加重平均価格をいう。）に顧客との間であらかじめ定めた手数料相当額を加減して得た値段

b 売買高加重平均価格を目標としてあらかじめ取引参加者が本所又は東京証券取引所における売買立会による売買において分割して売付けを行った銘柄の総売付代金を総売付高で除して得た値段又は分割して買付けを行った銘柄の総買付代金を総買付高で除して得た値段によることをあらかじめ約している対当取引の場合は、次の(a)又は(b)に掲げる取引時間の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定める値段（当該値段に顧客との間であらかじめ定めた手数料相当額を加減して得た値段を含む。）

(a) 午前11時30分から午後0時30分まで

午前の売買立会による売買において分割して売付けを行った銘柄の総売付代金を総

売付高で除して得た値段又は分割して買付けを行った銘柄の総買付代金を総買付高で除して得た値段

(b) 午後3時10分から4時30分まで

午後又は当日の売買立会による売買において分割して売付けを行った銘柄の総売付代金を総売付高で除して得た値段又は分割して買付けを行った銘柄の総買付代金を総買付高で除して得た値段

2 前項の規定にかかわらず、J-NET市場特例第28条第1項第1号に規定する日に決済を行う取引について、売買立会による売買の次の各号に掲げる期間における値段は、本所がその都度定める。

(1) 普通取引における規程第24条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第24条の2の規定により定める株式併合後の株券の売買開始の期日又は同第25条の規定により定める取得対価の変更期日から、当該期日から起算して4日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日以降の売買立会による売買の普通取引における始めの約定値段が決定される時まで

(2) 規程第25条の規定により定める行使条件の変更期日又は同第25条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日から、当該期日から起算して5日目の日（利付転換社債型新株予約権付社債券の売買について、同第9条第4項に定める場合には、当該期日から起算して6日目の日とする。）以降の売買立会による売買の普通取引における始めの約定値段が決定される時まで

3 第1項の規定にかかわらず、J-NET市場特例第28条第1項第2号に規定する日に決済を行う取引について、売買立会による売買の普通取引における規程第24条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第24条の2の規定により定める株式併合後の株券の売買開始の期日、同第25条の規定により定める取得対価の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第25条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日の午前8時20分から売買立会による売買の普通取

引における始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、本所がその都度定める。

(バスケット取引の代金)

(削る)

第5条 J-NET市場特例第10条第3項第2号に規定する本所が定めるバスケット取引に係る代金は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。この場合において、当該バスケット取引により売買が行われる銘柄(以下「バスケット構成銘柄」という。)の各銘柄の値段は、内国株券、優先出資証券及び出資証券については1円の1万分の1の整数倍の値段、転換社債型新株予約権付社債券については額面100円につき1銭の100分の1の整数倍とするものとし、売買代金は円位未満の端数を切り捨てるものとする。

(1) 内国株券、優先出資証券及び出資証券

バスケット構成銘柄の各銘柄について、本所又は東京証券取引所の売買立会による売買の普通取引において直前の約定値段として表示した値段に当該銘柄に係る売付数量又は買付数量を乗じて得た額を合計した額から当該合計した額に100分の5を乗じて算出した額を減じて得た金額から、当該合計した額に100分の5を乗じて算出した額を当該合計した額に加えて得た金額までの範囲内の金額

(2) 転換社債型新株予約権付社債券

バスケット構成銘柄の各銘柄について、本所又は東京証券取引所の売買立会による売買の普通取引において直前の約定値段として表示した値段に当該銘柄に係る売付額面金額又は買付額面金額を乗じて得た額を合計した額から当該合計した額に100分の5を乗じて算出した額を減じて得た金額から、当該合計した額に100分の5を乗じて算出した額を当該合計した額に加えて得た金額までの範囲内の金額

(3) カバードワラント

バスケット構成銘柄の各銘柄について、本所の売買立会による売買の普通取引において直前の約定値段として表示した値段に当該銘柄に係る売付数量又は買付数量を乗じて得た額を合計

した額から当該合計した額に100分の5を乗じて算出した額を減じて得た金額から、当該合計した額に100分の5を乗じて算出した額を当該合計した額に加えて得た金額までの範囲内の金額

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項のバスケット取引に係る代金について準用する。

(自己株式取得取引に係る基準値段)

(削る)

第5条の2 J-NET市場特例第10条第3項第3号に規定する本所が定める基準値段は、呼値の制限値幅に関する規則別表「基準値段算出に関する表」により算出された値段とする。

(呼値に関する事項)

(削る)

第5条の3 J-NET市場特例第10条第5項の規定により、J-NET取引の呼値に関し本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。

(1) 取引の種類

単一銘柄取引又はバスケット取引の呼値を行うときは、J-NET市場特例第11条第1項に規定する取引の種類を指定するものとする。

(2) 呼値の効力

呼値は、単一銘柄取引及びバスケット取引については当日の取引時間終了時に、自己株式取得取引及び終値取引については当日の呼値の受付時間終了時に、効力を失うものとする。ただし、J-NET市場特例第19条各号の規定により、J-NET取引に係る売買の停止が行われた場合の呼値の効力については、その都度定めることができる。

(3) 呼値の制限

取引参加者は、次のa及びbに掲げる銘柄について、上場後最初の約定値段が決定されるまで(本所がその都度定める場合は、当日の取引時間終了時まで)は、呼値を行ってはならない。

a 内国株券、優先出資証券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券、出資証券及びカバードワラント(本所、国内

の他の金融商品取引所若しくは外国の金融商品取引所又は組織された店頭市場において上場又は継続的に取引されている銘柄を除く。)
のうち新たに上場された銘柄（本所がその都度指定する銘柄を除く。)

- b 転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄のうち、上場日の直前に国内の他の金融商品取引所に上場されていた銘柄（上場会社が、他の上場会社又は国内の他の金融商品取引所に株券が上場されていた非上場会社を吸収合併する場合において、被合併会社が発行した転換社債型新株予約権付社債券が当該合併により本所又は国内の他の金融商品取引所において上場廃止された後、存続会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券として新たに上場された銘柄を含む。）以外の銘柄

(4) 呼値の方法

呼値は、取引参加者端末装置等から行うものとする。

(自己株式取得取引)

第5条の4 J-NET市場特例第15条第1項の規定による届出は、本所が定める様式により、売買立会時間終了後、直ちに行うものとする。

2 J-NET市場特例第15条第2項に規定する発表は、当該買付会社の代表取締役又は代表執行役から委任を受けて行うものとする。

3 J-NET市場特例第15条第6項本文に規定する自己株式取得取引の売呼値は、当該売付を委託した同一顧客の注文ごとに、それぞれ当該銘柄の売買立会における売買単位で行うものとする。

4 J-NET市場特例第15条第6項ただし書きに規定する本所が定める方法は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 前項に規定するそれぞれの売呼値に係る数量に、あん分比率（売呼値の総数量に対する自己株式取得の申込みの総数量の比率）を乗じた数量を当該各売呼値の数量に対当させる。この場合において、当該売呼値の数量が自己株式取得

(削る)

の申込みの総数量を超えているときは、当該売呼値の数量は、自己株式取得の申込みの総数量と同数量とする。

(2) 前号の規定により算出した数量に最小単位未満の端数が生じたときは、これを四捨五入する。ただし、その算出した数量の合計と自己株式取得の申込みの総数量が異なるときは、次のとおりとする。

a 算出した数量の合計が自己株式取得の申込みの総数量に満たない場合

四捨五入により切り捨てた数量の多い呼値から少ない呼値の順序（切捨数量が同一の呼値については抽選による。）で、最小単位を順次対当させる。

b 算出した数量の合計が自己株式取得の申込みの総数量を超えている場合

四捨五入により切り上げた数量の多い呼値から少ない呼値の順序（切上数量が同一の呼値については抽選による。）で、最小単位で順次差し引く。

(終値取引の呼値の順位)

(削る)

第6条 J-NE T市場特例第16条第1項第2号に規定する同時に行われた呼値の順位は、売買システムでの記録順序とする。

(売買の取消し)

(削る)

第6条の2 J-NE T市場特例第18条の2第1項の規定により行うJ-NE T取引に係る売買の取消しは、次の各号に定めるところによる。

(1) 過誤のある注文を発注した取引参加者は、過誤のある注文により次のaからfまでに定める数量又は金額を超える売買が成立し、当該売買の決済が極めて困難である場合には、規程第27条第5号の規定により売買が停止された時、J-NE T市場特例第19条第5号の規定によりJ-NE T取引に係る売買が停止された時又は規程第77条の規定により当該過誤のある注文について公表された時のいずれか早い時から、原則として60分を経過するまでの間に限り、本所の定

める様式により、売買の取消しの申請を行うことができる。

a 内国株券、内国商品信託受益証券及び優先出資証券

第7条の2第1号に定める数量に2を乗じて得た数量（当該売買の決済を特に困難とする状況が認められる場合にあっては、同号に定める数量）

b 転換社債型新株予約権付社債券

第7条の2第2号に定める金額

c カバードワラント

第7条の2第3号に定める数量に2を乗じて得た数量（当該売買の決済を特に困難とする状況が認められる場合にあっては、同号に定める数量）

d 外国証券信託受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券

第7条の2第4号に定める数量に2を乗じて得た数量（当該売買の決済を特に困難とする状況が認められる場合にあっては、同号に定める数量）

e 外国投資信託受益証券及び外国投資証券

第7条の2第5号に定める数量に2を乗じて得た数量（当該売買の決済を特に困難とする状況が認められる場合にあっては、同号に定める数量）

f 出資証券

第7条の2第6号に定める数量に2を乗じて得た数量（当該売買の決済を特に困難とする状況が認められる場合にあっては、同号に定める数量）

(2) 本所は、前号の申請が行われた場合において、当該申請を行った取引参加者から事情を聴取し、当該申請に係る売買の決済が極めて困難であり、本所の市場が混乱するおそれがあると認めるときは、売買の取消しを行う。

2 前項に規定するほか、本所は、過誤のある注文により成立したJ-NET取引に係る売買の決済が困難であり、本所の市場が混乱することを回避するために必要と認める場合は、J-NET市場特例

第18条の2第1項の規定によりJ-NET取引に係る売買の取消しを行う。

(削る)

(J-NET取引に係る売買の取消しの範囲)

第6条の3 J-NET市場特例第18条の2第1項に規定する本所が定めるJ-NET取引に係る売買は、過誤のある注文に係る売買が最初に成立した時からJ-NET市場特例第19条第5号の規定により売買の停止が行われた時(売買の停止が行われなかった場合にあつては、規程第77条の規定により当該過誤のある注文について公表された時)までに成立したすべての売買(当該過誤のある注文が発注された銘柄の売買に限る。)とする。

(削る)

(売買の停止)

第7条 J-NET市場特例第19条各号に掲げる場合の売買の停止は、本所がその都度必要と認める期間とする。

(削る)

(取消しの可能性の周知が必要と認める場合)

第7条の2 J-NET市場特例第19条第5号に掲げる場合のJ-NET取引に係る売買の停止を行う場合は、原則として、過誤のある注文により、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める数量又は金額を超える数量又は金額の売買が成立した場合とする。

(1) 内国株券、内国商品信託受益証券及び優先出資証券

上場株式数(優先出資証券の場合は上場優先出資口数をいい、投資信託受益証券及び内国商品信託受益証券の場合は上場受益権口数をいい、投資証券の場合は上場投資口口数をいう。)の10%に相当する数量

(2) 転換社債型新株予約権付社債券
額面金額20億円

(3) カバードワラント

上場カバードワラント数の5%に相当する数量

(4) 外国証券信託受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券

上場受益権口数の5%に相当する数量

(5) 外国投資信託受益証券及び外国投資証券

上場受益権口数又は上場投資口数の1%に相当する数量

(6) 出資証券

上場出資口数の10%に相当する数量

(過誤訂正等のための売買の承認申請)

(削る)

第8条 J-NET市場特例第20条第1項の規定により本所の承認を受けようとする取引参加者は、本所が定める様式により申請を行うものとする。

(復活のための売買)

(削る)

第8条の2 J-NET市場特例第21条の規定により本所の承認を受けようとする取引参加者は、本所が定める様式により申請を行うものとする。

2 前項の申請について、本所は、次の各号のいずれにも該当する場合にこれを承認するものとする。

(1) 過誤のある注文に係る売買が最初に成立した時からJ-NET市場特例第19条第5号の規定により売買の停止が行われた時(売買の停止が行われなかった場合にあつては、規程第77条の規定により当該過誤のある注文について公表された時)までの間に、次のいずれかの売買(以下「連鎖取引」という。)を行っていること。

a 取り消された売買に係る注文を委託した顧客が、当該取り消された売買に係る注文を委託した取引参加者と同一の取引参加者に委託して行った、当該取り消された売買に係る売付け後の売却代金による買付け又は買付け後の当該買付けた有価証券の売付け

b 信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済(弁済の繰延期限にあたる日における弁済に限る。)のための売買

c 個別証券オプション取引の権利行使により成立するオプション対象証券の売買の決済のための売買

(2) 取り消された売買に係る売付け又は買付けが、取引一任契約又は金融商品取引業者(法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を

受けた者に限る。)若しくは取引所取引許可業者の自己の計算に基づき行われたものでないこと。

(3) 売買の取消しが行われたことにより、委託者が連鎖取引の決済を行うことができなくなること。

3 復活のための売買は、顧客ごとに、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める数量を上限とする。ただし、第1項に定める復活のための売買と、規程第39条の2第1項に係る復活のための売買を同時に申請する場合は、合計数量について上限を適用するものとする。

(1) 内国株券、優先出資証券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券及び出資証券

2千万円を、取り消された売買に係る銘柄の当該売買が行われた日における基準値段（基準値段がない場合には、本所がその都度定める値段。次号において同じ。）で除して得た数量を、当該銘柄の売買単位で除して得た数量（10に満たない端数は切り上げる。）

(2) 転換社債型新株予約権付社債券

2千万円を、取り消された売買に係る銘柄の当該売買が行われた日における基準値段で除して得た金額を、当該銘柄の額面金額で除して得た数量に100を乗じて得た数量（10に満たない端数は切り上げる。）

(3) カバードワラント

第1号の規定を準用する。

(削る)

(J-NE T取引の値段)

第3条 J-NE T市場特例第3条第3項に規定する本所が定める値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 指数先物取引

次のaからdまでに掲げる指数先物取引の対

第9条 削除

(J-NE Tデリバティブ取引の値段)

第10条 J-NE T市場特例第31条第3項に規定する本所が定める値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 指数先物取引

次のaからdまでに掲げる指数先物取引の対

象の区分に従い、当該 a から d までに定める値段とする。

- a 日経平均
1円の整数倍の値段
- b 日経300, MSCI JAPAN及びRNP指数
0.1ポイントの整数倍の値段

c・d (略)

(2) (略)

(3) 指数オプション取引

次の a 及び b に掲げる指数オプション取引の対象の区分に従い、当該 a 及び b に定める値段とする。

- a 日経平均オプション
1円の整数倍の値段
- b 日経300オプション
0.1ポイントの整数倍の値段

(J-NE T取引の呼値に関する事項)

第4条 J-NE T市場特例第3条第6項の規定により、J-NE Tデリバティブ取引の呼値に関し本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。

(1) 呼値の効力

呼値は、J-NE T市場特例第4条第1項に規定する取引時間終了時に効力を失うものとする。

(2) (略)

(削る)

(J-NE T取引の停止)

第5条 J-NE T市場特例第8条各号に掲げる場合のJ-NE Tデリバティブ取引の停止は、本所がその都度必要と認める期間とする。

(取引の取消し)

第6条 業務規程施行規則第14条第1項及び第2項の規定は、J-NE T市場特例第10条において準用する業務規程第25条の規定による取引の取消しについて準用する。この場合において、業務規程施行

象の区分に従い、当該 a から d までに定める値段とする。

- a 日経300, MSCI JAPAN及びRNP指数
0.1ポイントの整数倍の値段
- b 日経平均
1円の整数倍の値段

c・d (略)

(2) (略)

(3) 指数オプション取引

次の a 及び b に掲げる指数オプション取引の対象の区分に従い、当該 a 及び b に定める値段とする。

- a 日経300オプション
指数オプション特例第14条第3項第1号に規定する呼値の単位の整数倍の値段
- b 日経平均オプション
1円の整数倍の値段

(J-NE Tデリバティブ取引の呼値に関する事項)

第11条 J-NE T市場特例第31条第6項の規定により、J-NE Tデリバティブ取引の呼値に関し本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。

(1) 呼値の効力

呼値は、J-NE T市場特例第32条第1項に規定する取引時間終了時に効力を失うものとする。

(2) (略)

第12条 削除

(J-NE Tデリバティブ取引の停止)

第13条 J-NE T市場特例第36条各号に掲げる場合のJ-NE Tデリバティブ取引の停止は、本所がその都度必要と認める期間とする。

(取引の取消し)

第14条 指数先物特例施行規則第7条の2第1項及び第2項、個別証券オプション特例施行規則第11条の2第1項及び第2項又は指数オプション特例

規則第14条第1項及び第2項中「規程第25条」とあるのは「J-NET市場特例第10条において準用する業務規程第25条」と、第1項中「同第32条第3号」とあるのは「J-NET市場特例第8条第1号, 第2号, 第5号又は第6号」と読み替えるものとする。

施行規則第8条の2第1項及び第2項の規定は、J-NET市場特例第38条において準用する指数先物特例第10条の2第1項, 個別証券オプション特例第15条の2第1項又は指数オプション特例第13条の2第1項の規定による取引の取消しについて準用する。この場合において、指数先物特例施行規則第7条の2第1項及び第2項中「指数先物特例第10条の2」とあるのは「J-NET市場特例第38条において準用する指数先物特例第10条の2」と、第1項中「同第15条第1号」とあるのは「J-NET市場特例第36条第1号又は第4号」と、個別証券オプション特例施行規則第11条の2第1項及び第2項中「個別証券オプション特例第15条の2」とあるのは「J-NET市場特例第38条において準用する個別証券オプション特例第15条の2」と、第1項中「同第20条第3号」とあるのは「J-NET市場特例第36条第2号又は第4号」と、指数オプション特例施行規則第8条の2第1項及び第2項中「指数オプション特例第13条の2」とあるのは「J-NET市場特例第38条において準用する指数オプション特例第13条の2」と、第1項中「同第18条第1号」とあるのは「J-NET市場特例第36条第3号又は第4号」と読み替えるものとする。

付 則

この規則は、平成25年7月16日から施行する。

取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新・旧規定対照表
(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(取引の取消し)</p> <p>第5条 取引所F X取引特例第15条第1項の規定による取引の取消しは、同第20条第1号の規定により取引の停止を行った後(取引の停止を行わなかった場合にあつては、<u>業務規程第52条</u>の規定により当該過誤のある注文について公表した後)に行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(取引の取消し)</p> <p>第5条 取引所F X取引特例第15条第1項の規定による取引の取消しは、同第20条第1号の規定により取引の停止を行った後(取引の停止を行わなかった場合にあつては、<u>業務規程第77条</u>の規定により当該過誤のある注文について公表した後)に行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(建玉調整制度による約定数値等)</p> <p>第9条の2 一の取引日の取引所F X取引特例第19条の2第1項に定める建玉調整制度に基づく取引に係る約定数値は、<u>クリアリング機構が定める当該取引日の清算数値</u>とする。</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、平成25年7月16日から施行する。</p>	<p>(建玉調整制度による約定数値等)</p> <p>第9条の2 一の取引日の取引所F X取引特例第19条の2第1項に定める建玉調整制度に基づく取引に係る約定数値は、当該取引日の<u>業務方法書第63条の3第1項</u>に規定する清算数値とする。</p>

呼値の制限値幅に関する規則等を廃止する規則

第1条 次の各号に掲げる規則を廃止する。

- (1) 呼値の制限値幅に関する規則
- (2) 呼値に関する規則
- (3) リクイディティ・プロバイダーの指定等に関する規則
- (4) 外国株券の売買単位に関する規則
- (5) シンジケートカバー取引の報告に関する規則
- (6) 有価証券の売買等の審査に関する規則
- (7) 売買監理銘柄に関する規則
- (8) 取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則
- (9) 取引参加者における上場適格性調査体制に関する規則
- (10) 検査規程
- (11) 発行日取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則
- (12) 清算・決済規程施行規則
- (13) 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則
- (14) 制度信用取引に係る権利の処理に関する規則
- (15) 内国株券上場契約書
- (16) 優先出資証券上場契約書
- (17) 外国株預託証券上場契約書
- (18) 外国株信託受益証券上場契約書
- (19) 上場申請に係る宣誓書（内国会社）
- (20) 上場市場区分の変更申請に係る宣誓書
- (21) 外国株券上場契約書
- (22) 上場申請に係る宣誓書（外国会社）
- (23) 確約書（新株予約権証券）

- (24) 有価証券上場規程に関する取扱要領
- (25) J A S D A Qにおける有価証券上場規程に関する取扱要領
- (26) 上場会社が他の上場会社等を吸収合併する場合等における上場日の取扱い
- (27) 有価証券上場規程別表の取扱い
- (28) J A S D A Qにおける有価証券上場規程別表の取扱い
- (29) 債券の上場手数料及び年賦課金
- (30) 株券上場審査基準の取扱い
- (31) 社会資本整備市場上場審査基準の取扱い
- (32) 上場前の公募又は売出し等に関する規則
- (33) 上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い
- (34) 競争入札事務委任契約書
- (35) 入札実施要領
- (36) 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い
- (37) 企業行動規範に関する規則の取扱い
- (38) 第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則
- (39) 第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則の取扱い
- (40) 上場株券の市場第一部銘柄への指定の申請に係る宣誓書
- (41) 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い
- (42) 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い
- (43) 株券上場廃止基準の取扱い
- (44) 社会資本整備市場上場廃止基準の取扱い
- (45) 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則
- (46) 上場市場の変更申請に係る宣誓書

- (47) 国債証券に関する業務規程の特例の施行規則
- (48) 外国債券に関する業務規程の特例の施行規則
- (49) 指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則に関する特例の施行規則
- (50) 業種別指数に係る各構成銘柄の選定方法及び株価指数の算出方法に関する規則
- (51) 個別証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則
- (52) 指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則に関する特例の施行規則
- (53) 優先株上場契約書
- (54) 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱い
- (55) 外国投資証券上場契約書
- (56) 上場申請に係る宣誓書（外国投資証券）
- (57) 外国投資証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い
- (58) 外国投資証券に関する有価証券上場規程の特例別表の取扱い
- (59) 債券上場契約書（内国債券上場契約書）
- (60) 上場申請に係る宣誓書（内国債券）
- (61) 債券上場契約書（外国債券上場契約書）
- (62) 上場申請に係る宣誓書（外国債券）
- (63) 債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い
- (64) 転換社債型新株予約権付社債券上場契約書
- (65) 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程等の特例の取扱い
- (66) 投資証券上場契約書
- (67) 上場申請に係る宣誓書（内国投資証券）
- (68) ベンチャーファンドに関する有価証券上場規程の特例の取扱い
- (69) 投資証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則

- (70) 投資証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い
- (71) E T F 上場契約書（内国 E T F 及び内国商品現物型 E T F）
- (72) E T F 上場契約書（外国 E T F 及び外国商品現物型 E T F）
- (73) E T F 上場契約書（外国 E T F 信託受益証券及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券）
- (74) 上場申請に係る宣誓書（内国 E T F 及び内国商品現物型 E T F）
- (75) 上場申請に係る宣誓書（外国 E T F 及び外国商品現物型 E T F）
- (76) 上場申請に係る宣誓書（外国 E T F 信託受益証券及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券）
- (77) E T F に関する有価証券上場規程の特例の施行規則
- (78) E T F 流動性向上プログラムに関する規則
- (79) E T N 信託受益証券上場契約書
- (80) 上場申請に係る宣誓書（E T N 信託受益証券）
- (81) E T N に関する有価証券上場規程の特例の施行規則
- (82) E T N 流動性向上プログラムに関する規則
- (83) 不動産投資信託証券上場契約書
- (84) 上場申請に係る宣誓書（不動産投資信託証券）
- (85) 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例の取扱い
- (86) 不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則
- (87) 不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い
- (88) カバードワラント上場契約書
- (89) 上場申請に係る宣誓書（カバードワラント）
- (90) カバードワラントに関する有価証券上場規程の特例の施行規則
- (91) 種類株上場契約書
- (92) 種類株に関する J A S D A Q における有価証券上場規程の特例の取扱い

- (93) 株式会社企業再生支援機構が再生支援する会社が発行する株券に関する有価証券上場規程及びJASDAQにおける有価証券上場規程の特例の取扱い
- (94) 東日本大震災による被災企業及び被災地域の復興支援等に向けた有価証券上場規程及びJASDAQにおける有価証券上場規程の特例の取扱い
- (95) 委託保証金及び証拠金の代用有価証券からの除外について
- (96) 退職給付会計基準の適用等に関する有価証券上場規程に関する取扱要領の特例

付 則

- 1 この規則は、平成25年7月16日から施行する。
- 2 第1条第27号に掲げる有価証券上場規程別表の取扱いの廃止に伴い、平成25年8月末を納入期限とする平成25年7月1日から施行日前日まで（以下「対象期間」という。）に係る年賦課金は、廃止前の有価証券上場規程別表の取扱いにかかわらず、有価証券上場規程別表第1 株券（年賦課金）及び第4 社会資本整備市場上場有価証券（年賦課金）に規定する額の半額（平成25年7月1日から12月末日までに係る年賦課金）を6で除した額を対象期間で日割計算した額（以下この項において「日割年賦課金額」という。）を納入するものとする。ただし、平成25年7月1日までに上場廃止となった上場有価証券の発行者に係る年賦課金は、その日割年賦課金額を免除するものとする。
- 3 第1条第28号に掲げるJASDAQにおける有価証券上場規程別表の取扱いの廃止に伴い、平成25年8月末を納入期限とする対象期間に係る年賦課金は、廃止前のJASDAQにおける有価証券上場規程別表の取扱いにかかわらず、JASDAQにおける有価証券上

場規程別表第1 株券（年賦課金）に規定する額の半額（平成25年7月1日から12月末日までに係る年賦課金）を6で除した額を対象期間で日割計算した額（以下この項において「日割年賦課金額」という。）を納入するものとする。ただし、平成25年7月1日までに上場廃止となった上場有価証券の発行者に係る年賦課金額は、その日割年賦課金を免除するものとする。

4 第1条第29号に掲げる債券の上場手数料及び年賦課金の廃止に伴い、平成25年8月末を納入期限とする対象期間に係る年賦課金は、廃止前の債券の上場手数料及び年賦課金にかかわらず、債券の上場手数料及び年賦課金(2)年賦課金に規定する額の半額（平成25年7月1日から12月末日までに係る年賦課金）を6で除した額を対象期間で日割計算した額（以下この項において「日割年賦課金額」という。）を納入するものとする。ただし、平成25年7月1日までに上場廃止となった上場有価証券の発行者に係る年賦課金は、その日割年賦課金額を免除するものとする。

5 第1条第54号に掲げる優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの廃止に伴い、平成25年8月末を納入期限とする対象期間に係る年賦課金は、廃止前の優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いにかかわらず、優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱い3(2)年賦課金に規定する額の半額（平成25年7月1日から12月末日までに係る年賦課金）を6で除した額を対象期間で日割計算した額（以下この項において「日割年賦課金額」という。）を納入するものとする。ただし、平成25年7月1日までに上場廃止となった上場有価証券の発行者に係る年賦課金は、その日割年賦課金額を免除するものとする。

6 第1条第58号に掲げる外国投資証券に関する有価証券上場規程の特例別表の取扱いの廃止に伴い、当該外国投資証券の発行者の事業年度の末日の属する月の翌月から起算して4か月目の月の末日及び

10か月目の月の末日（これらの日を納入期とすることが困難であると認められるときには本所がその都度定める日）のうち，施行日から起算して2か月前の日以後に到来する納入期限及び施行日以後，最初に到来する納入期限（以下「外国投資証券納入期限」という。）において，対象期間に係る年賦課金は，廃止前の外国投資証券に関する有価証券上場規程の特例別表にかかわらず，外国投資証券に関する有価証券上場規程の特例別表の取扱い2 年賦課金関係に規定する額の半額を6で除した額を対象期間で日割計算した額を納入するものとする。

7 第1条第65号に掲げる転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程等の特例の取扱いの廃止に伴い，平成25年8月末を納入期限とする対象期間に係る年賦課金は，廃止前の転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程等の特例の取扱いにかかわらず，転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程等の特例の取扱い4(2)年賦課金に規定する額の半額（平成25年7月1日から12月末日までに係る年賦課金）を6で除した額を対象期間で日割計算した額（以下この項において「日割年賦課金額」という。）を納入するものとする。ただし，平成25年6月末日以前に上場廃止となった上場有価証券の発行者に係る年賦課金は，その日割年賦課金額を免除するものとする。

8 第1条第68号に掲げるベンチャーファンドに関する有価証券上場規程の特例の取扱いの廃止に伴い，平成25年8月末を納入期限とする対象期間に係る年賦課金は，廃止前のベンチャーファンドに関する有価証券上場規程の特例の取扱いにかかわらず，ベンチャーファンドに関する有価証券上場規程の特例の取扱い12(2)年賦課金に規定する額の半額（平成25年7月1日から12月末日までに係る年賦課金）を6で除した額を対象期間で日割計算した額（以下この項において「日割年賦課金額」という。）を納入するものとする。ただし，

平成25年7月1日までに上場廃止となった上場有価証券の発行者に係る年賦課金は、その日割年賦課金額を免除するものとする。

9 第1条第77号に掲げるETFに関する有価証券上場規程の特例の施行規則の廃止に伴い、平成25年8月末を納入期限とする対象期間に係る年賦課金は、廃止前のETFに関する有価証券上場規程の特例の施行規則にかかわらず、ETFに関する有価証券上場規程の特例の施行規則第12条第1項第3号に規定する年賦課金の額の半額（平成25年7月1日から12月末日までに係る年賦課金）を6で除した額を対象期間で日割計算した額（以下この項において「日割年賦課金額」という。）を納入するものとする。ただし、平成25年7月1日までに上場廃止となった上場有価証券の発行者に係る年賦課金は、その日割年賦課金額を免除するものとする。

10 第1条第81号に掲げるETNに関する有価証券上場規程の特例の施行規則の廃止に伴い、平成25年8月末を納入期限とする対象期間に係る年賦課金は、廃止前のETNに関する有価証券上場規程の特例の施行規則にかかわらず、ETNに関する有価証券上場規程の特例の施行規則第15条第1項第3号に規定する年賦課金の額の半額（平成25年7月1日から12月末日までに係る年賦課金）を6で除した額を対象期間で日割計算した額（以下この項において「日割年賦課金額」という。）を納入するものとする。ただし、平成25年7月1日までに上場廃止となった上場有価証券の発行者に係る年賦課金は、その日割年賦課金額を免除するものとする。

11 第1条第85号に掲げる不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例の取扱いの廃止に伴い、平成25年8月末を納入期限とする対象期間に係る年賦課金は、廃止前の不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例の取扱いにかかわらず、不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例の取扱い10(3)年賦課金に規定する額の半額（平成25年7月1日から12月末日までに係る

年賦課金)を6で除した額を対象期間で日割計算した額(以下この項において「日割年賦課金額」という。)を納入するものとする。ただし、平成25年7月1日までに上場廃止となった上場有価証券の発行者に係る年賦課金は、その日割年賦課金額を免除するものとする。

- 12 第1条第92号に掲げる種類株に関するJASDAQにおける有価証券上場規程の特例の取扱いの廃止に伴い、平成25年8月末を納入期限とする対象期間に係る年賦課金は、廃止前の種類株に関するJASDAQにおける有価証券上場規程の特例の取扱いにかかわらず、種類株に関するJASDAQにおける有価証券上場規程の特例の取扱い5(2)年賦課金に規定する額の半額(平成25年7月1日から12月末日までに係る年賦課金)を6で除した額を対象期間で日割計算した額(以下この項において「日割年賦課金額」という。)を納入するものとする。ただし、平成25年7月1日までに上場廃止となった上場有価証券の発行者に係る年賦課金は、その日割年賦課金額を免除するものとする。

業務方法書の取扱い等を廃止する規則

第1条 次の各号に掲げる規則を廃止する。

- (1) 業務方法書の取扱い
- (2) 清算参加者契約書（内国法人用）
- (3) 清算参加者契約書（外国法人用）
- (4) 清算預託金所要額に関する規則
- (5) 先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の取扱い
- (6) 本所が指定する市場デリバティブ取引に関する規則
- (7) 取引所外国為替証拠金取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の取扱い
- (8) 清算参加者料金等に関する規則
- (9) 清算参加者に対する検査に関する規則

付 則

- 1 この規則は、平成25年7月16日から施行する。
- 2 第1条第8号に掲げる清算参加者料金等に関する規則の廃止に伴い、この規則施行の日（以下「施行日」という。）の属する月（以下「開始月」という。）における清算参加者料金は、次の各号に定める額を開始月の翌月20日に本所に納入するものとする。

(1) 基本料

この規則による廃止前の清算参加者料金等に関する規則第3条第2項に定める額について、日割り計算により施行日前日までの分として本所が算出する額

(2) 清算手数料

この規則による廃止前の清算参加者料金等に関する規則第3条第3項に定める額について、施行日の前取引日までの清算対象取引について算出した額

業種別指数に係る各構成銘柄の選定方法
及び株価指数の算出方法に関する規則

1 各構成銘柄の選定方法

(1) 選定時期

毎年10月1日（休業日に当たるときは，順次繰り下げる。）

(2) 選定銘柄の条件

a 毎年8月末日において株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）の市場第一部銘柄であり，かつ，同取引所に上場後1年を経過している銘柄であること。

b 前aにより選定した銘柄のうち，次の(a)から(c)までに掲げる株価指数の区分に従い，当該(a)から(c)までに定める業種区分（証券コード協議会の定める区分）に属する銘柄であること。

(a) ハイテク指数

電気機器及び精密機器

(b) フィナンシャル指数

銀行業

(c) コンシューマー指数

小売業及びサービス業

c 前bにより株価指数の区分ごとに選定した銘柄を対象に，次の(a)から(c)までに掲げる株価指数の区分に従い，月次平均時価総額の高い順に当該(a)から(c)までの順位以内にある銘柄であること。

(a) ハイテク指数

第40位

(b) フィナンシャル指数

第25位

(c) コンシューマー指数

第40位

(注)

1 月次平均時価総額とは、毎年8月末日を基準として過去3年間（上場後3年を経過していない銘柄については、上場日からその8月末日までの期間）の各月の末日における各銘柄の時価総額の合計を当該期間に係る月数で除したものとす。

2 本所は必要と認める場合、cの順位を変更することができる。

(3) 選定の特例

次のaからcのいずれかに該当した場合、当該銘柄を除外し、その都度前号cにより選定した銘柄のうち最下位に位置する銘柄の次の順位に位置する銘柄から順に対象銘柄を選定する。

a 市場第二部銘柄への指定替え、上場廃止、監理銘柄又は整理銘柄（東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則第605条第1項第4号、第5号又は第11号に該当する場合を除く。）に割り当てられた場合

b 証券コード協議会により当該銘柄に係る業種区分が変更された場合

c a又は前bに準ずる場合

2 株価指数算出方法

(1) 対象とする銘柄

前1の選定方法に従い選定した銘柄

(2) 採用株価

a 算出時における約定値段。ただし、気配表示の銘柄はその気配値段とする。

b 当日の約定値段又は気配表示がない場合は、本所が定める値段とする。

(3) 基準時

昭和60年10月1日

(4) 計算方法

計算は、銘柄ごとに、当該採用株価に上場株式数（優先株を除く。）を乗じ、これを合計した時価総額を基準時の時価総額で除し、10,000円を乗じたもので表す。

(5) 基準時の時価総額の修正

次に掲げる場合等市況の変動によらない時価総額の変動が生じた場合は、基準時の時価総額を速やかに修正する。

- a 対象とする銘柄を変更する場合
- b 本所が必要と認める場合

(注) 基準時の時価総額修正に係る計算式

付 則

この規則は、平成25年7月16日から施行する。

先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の取扱い

(目的)

第1条 この規則は、先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則（以下「証拠金規則」という。）に基づき、本所が定める事項に関し、必要な事項を定める。

(株券、債券等の取扱い)

第2条 非清算参加者が、次の各号に掲げる有価証券を指定清算参加者に取引証拠金の代用有価証券として差し入れ又は非清算参加者証拠金の代用有価証券として預託する場合には、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に基づく口座の振替により当該差し入れ又は預託を行うものとし、当該差し入れ又は預託を行うときは、あらかじめ指定清算参加者の同意を得るものとする。

(1) 株券（外国株券を除く。）、協同組織金融機関の発行する優先出資証券、投資信託の受益証券、受益証券発行信託の受益証券、債券（新株予約権付社債券を除く。）及び転換社債型新株予約権付社債券

(2) 投資証券のうち国内の金融商品取引所に上場されているもの

2 非清算参加者が外国株券、外国投資信託の受益証券、外国投資証券、外国株預託証券又は外国受益証券発行信託の受益証券を指定清算参加者に取引証拠金の代用有価証券として差し入れ又は非清算参加者証拠金の代用有価証券として預託する場合には、保管振替機構が定める「外国株券等の保管及び振替決済に関する規則」に規定する口座の振替により当該差し入れ又は預託を行うものとし、当該差し入れ又は預託を行うときは、あらかじめ指定清算参加者の同意を得るものとする。

(アメリカ合衆国財務省証券の取扱い)

第3条 非清算参加者が、アメリカ合衆国財務省証券を指定清算参加者
に取引証拠金の代用有価証券として差し入れ又は非清算参加者証拠金
の代用有価証券として預託する場合には、差し入れ又は預託の都度、指
定清算参加者の同意を得るものとする。

(建玉の移管が成立する時等)

第4条 証拠金規則第17条第1項に規定する本所が定める時は、同第16
条各項の規定による申告があった日の午後3時とする。

2 証拠金規則第17条第2項に規定する本所が定める約定数値は、建玉
の移管を行う取引日の前取引日における各限月取引の清算数値とする。

付 則

この規則は、平成25年7月16日から施行する。

取引所外国為替証拠金取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の取扱い

(目的)

第1条 この規則は、取引所外国為替証拠金取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則（以下「FX証拠金規則」という。）に基づき、本所が定める事項に関し、必要な事項を定める。

(株券、債券等の取扱い)

第2条 FX非清算参加者が、次の各号に掲げる有価証券を指定FX清算参加者にFX非清算参加者証拠金の代用有価証券として預託する場合には、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に基づく口座の振替により当該預託を行うものとし、当該預託を行うときは、あらかじめ指定FX清算参加者の同意を得るものとする。

(1) 株券（外国株券を除く。）、協同組織金融機関の発行する優先出資証券、投資信託の受益証券、受益証券発行信託の受益証券、債券（新株予約権付社債券を除く。）及び転換社債型新株予約権付社債券

(2) 投資証券のうち国内の金融商品取引所に上場されているもの

2 FX非清算参加者が外国株券、外国投資信託の受益証券、外国投資証券、外国株預託証券又は外国受益証券発行信託の受益証券を指定FX清算参加者にFX非清算参加者証拠金の代用有価証券として預託する場合には、株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）が定める「外国株券等の保管及び振替決済に関する規則」に規定する口座の振替により当該預託を行うものとし、当該預託を行うときは、あらかじめ指定FX清算参加者の同意を得るものとする。

(アメリカ合衆国財務省証券の取扱い)

第3条 F X非清算参加者が、アメリカ合衆国財務省証券を指定F X清算参加者にF X非清算参加者証拠金の代用有価証券として預託する場合には、預託の都度、指定F X清算参加者の同意を得るものとする。

付 則

この規則は、平成25年7月16日から施行する。